

申すは此事なり。今度も勅使を立てらるるとぞ聞えし。内辨は二條右大臣康道公なり。束帶して出で、陣の座に著きて揖をなし、座定まつて陣の官人櫛田を召して細聲に仰せけり。官人膝突を敷きて沓を直す。又内記を召して宣命の事を仰す。大内記五條爲適参りて、膝突に居て仰を請けて出づ。少内記宣命を箱に入れて捧出で、膝突に居て内辨の前に置く。箱はつらの蓋なり。是を覽箱らんばこと名付く。内辨披きて口の中にて一遍よむ。其間少内記頭を垂れて平伏す。讀畢りて少内記中の柱より東の方へ通りて去る。内辨又右大辨を召す。今日の職事勸修寺經廣來りて、膝突に居て箱ながら宣命を取りて出で、清涼殿に参りて攝政の前に置く。攝政一條左大臣兼遐公、兼ねて束帶して清涼殿の鬼の間に著座す。内覽畢りて右大辨に返す。常には清涼殿の妻戸の下の透間より宣命を入る。内侍取りて奏覽して、又妻戸の下より差出す。今度御幼帝の御事なれば、攝政の内覽計りなり。右大辨是を取り、出でて亦陣の座にゆき、内辨の前に置きて退出す。内辨又大内記を召す。五條爲適参りて宣命を請取りて出づ。此宣命は、今日御即位の事を百官萬民に告げき

かしめ給ふ由なり。内辨出でて休幕に入る。今日内辨供奉、隨身・布衣各、八人あり。内辨は即位の間の事を司る職なり。休幕は孔雀の間に元は有りしが、今は別殿に有りとなん。大内記参りて宣命を進奉る。則ち宣命使の許へ是を送らる。此間に攝政紫宸殿にて規式を見給ふ事あり。左右衛門南門の脇にあり。左右大將代東西に列す。是を華樓陣と名付く。中務省儀衛は近代省かれたりとかや。左大將代は平松時庸朝臣、右大將代は西洞院時良朝臣なり。其禮服は武禮冠・淺紫の闕腋袍・裋襦けつてき ぼうりやうたう・腰帶・白袴・螺鈿細太刀・平緒・胡錄靴ちぢんのほこ、今度又大口を著けたり。隨身二人、布衣二人あり。裋襦は袖もなき裋襦をいふなり。中將代・少將代の禮服は、深き緋の襖あそなり。其外大方大將代に同じ。次に近衛の次將南階の東西に列す。左は鷲尾中將藤原隆豐朝臣・櫛田中將藤原隆朝臣・難波少將藤原宗種、右は庭田中將源重秀朝臣・樋口中將藤原信孝朝臣・小倉少將藤原公根、六人各、胡床に著、其禮服、冠・綾闕腋服・挂甲・白袴・靴・螺鈿劔・平緒・弓矢なり。内藏・大舍人・大藏・掃部等の官人、各、威儀を取りて華樓陣の北に列す。左右兵衛・左右衛門・隼人、各、其屬官を率ゐて列座す。但近代は外衛

の粧をば略せられけるとかや。其次に主殿二人、圖書二人、各三山冠みやまかたのむむりを戴き、白絹の服を著し、青裳・白袴を著て、淺沓をはき、香爐の東西に列座す。凡そ列座する者に元子あり。床子あり。胡床あり。諸儀仗相備はる間に、内辨の大臣休幕にて禮服を著す。玉冠・深紫の大袖小袖・深縹ゆきはなだひらみ・白袴・條帶くわひ・地紫の長綬短綬縫めあり。玉珮一流・笏・小帷子・下襲表の袴・赤大口、何れも常の如し。錦の鞆したう・烏皮の沓なり。但冠は位によりて品あり。今度正二位の冠なりとぞ。此時辨の卿相各、幄に著く。元來遲速の不同なきに非ず。其次に典儀五條少納言菅原爲適、贊者二人を率ゐて庭上の版に著く。其禮服は外辨に同じ。贊者三山冠を戴き、袍黒裳を著けたり。薄縁の褶・表袴・淺沓をはく。一人は青袍を著したり。若し諸司遅々する時は、攝政是を促さる。六位外記時至りぬる事を内辨に申す。内辨出でて、幄に入りて元子に著く。其歩行をねり足と申すとかや。外記・官務・兵庫頭等、皆出でて幄邊の床に著く。内辨陣の官人を召して外辨を召す。鼓を打つべき事を上卿に觸る。兵庫頭承りて鼓を打つ事九聲。爰に於て東西の掖門を開く。次に伴氏・佐伯氏五位の禮服を著て太刀を

清涼殿に行幸し給ふ

帶び、門部二人を率ゐて南門の左右の胡床に坐す。此間に天子清涼殿に行幸あり。常の御衣の五衣いついん・裏生衣うしろなり。白精好の單衣御表著。是も裏生衣なり。唐衣御裳・篋かにあられあり。纈纈紅の御袴・御扇蝶鳥のかなめ、菊松の花結びの糸の緒あり。此所裝束を改めて禮服を召給ふ。寶冠、是は日形の御冠なり。白服大袖・小袖、裏皆生衣なり。白精好の御褶御裾・御條帶・長綬一筋・短綬二筋・玉珮二流・錦襪御沓・御笏は象牙を以て作れり。衰龍を召すべき御事なれ共、女帝にてましませば、古代の例しに任せ、白き御衣なりとぞ聞えし。常には禮服御覽の作法あり。職事御禮服を唐櫃の蓋に入れて持ちて參る。攝政伺候し、又然るべき公卿一兩輩仕へ奉る。今度は此儀をば省かせ給ふ。禮服著御の後に御手水の事あり。其役人兼ねては大炊御門と聞えしが、今度は女房勤めらる。此時内辨幄より出で、清涼殿の南階より昇り、暫く鬼の間に伺候し、手洗ひ口すゝぎて朝餉あさけへ參り、御前へ近付き、御灌頂の事あり。攝政先立ちに高御座に入りて、事の粧ひを催さる。其次に執翳の女婦六人、東西に相分れて床に著く。其禮服は摺衣・目染褶・裙帶・領巾・鞋簪あり。今度繪衣・唐衣・裙

攝政高御座の粧を催す

袴著てかんざし色々なり。褰帳の命婦二人著座す。左は女王白川娘なり。王姓の娘を用ふる故に女王と號す。右は典侍甘露寺娘なり。其禮服は蘇芳の大袖小袖褶・領巾・位驗・履なり。位驗は冠の事なり。位によりて品有る故位驗といふなり。又威儀の命婦も床子に著く。今度褰帳・劔璽の内侍・女孀等、五つ衣・單・唐衣・打衣・表おそひ・褶かけおび・裾・打袴著て檜扇を持つ。簪・平釵さいし・平額・丸額なり。其次に擬侍從月華門の脇より入りて、七本の旗の前を通り、大將代の後を経て、東の階より紫宸殿へ登る。是は左方の侍從三人なり。右方の侍從三人は、軒廊を経て西の階より堂登に上る。左は滋野井宰相藤原季吉・竹内刑部少輔源孝治朝臣・東坊城少納言菅原長維朝臣、右は中山宰相藤原元親・竹屋宮内卿藤原光長朝臣・西坊城少納言菅原遂長朝臣、此六人の禮服大略内辨に同じ。太刀を帯びたるなり。各、南榮に出で、相揖して廻りて南の庇の西の第二間に到りて、北に向ひて柱の内に入りて、氈上に立ちて相對して揖す。侍從といふは、天子の左右に侍りて、拾遺補闕の職を掌る。もとより其職ありと雖、即位の時は其一日然るべき人を選びて其代とするによつて

外辨六人

擬侍從とは名付くるなり。或は三位・四位の人を用ひ、或は親王を以て三位の侍從に用ふ。さるによつて親王代とも申すなり。又左右少納言各、一人を用ふる事もあり。此時伴氏・佐伯氏立ちて門をひらかしむ。内辨兵庫頭に仰せて、刀禰を召して鼓を打たしむ。諸門の鼓皆應ず。此次に外辨の公卿座を起ちて、月華門より入りて承明門の脇を出で、南門より入りて版位に著く。承明門は則ち南門の事なり。常には幢の南の築地の傍を通りて南門より入るなり。日華門を通らず。外辨六人は日野大納言資勝・正親町三條大納言實有・廣橋中納言兼賢・柳原中納言業光・西洞院宰相時直・鳥丸宰相光賢、其禮服各、内辨に同じ。位によりて差有るべし。此内に廣橋中納言今日の宣命使たり。列立の法異位重行なりとぞ見えし。其次に諸司・益・威儀を調ふ。是に於て攝政職事を以て吉時の刻限を申さる。亭午に及んで天子後房より紫宸殿へ成らせられ給ふ。今度清涼殿を以て後房に用ひらる。其間に筵を道に敷く。御前の命婦左右に相並びて進み行く。寶劔は左なり。勾當の内侍是を捧ぐ。長橋と號す。神璽は右なり。藤の内侍是を捧ぐ。水無瀬女なり職事たすけてゆく。次に天

天皇紫宸殿に出御し給ふ

天皇高御
座に入ら
せ給ふ

子御歩行にて筵道の上をならせ給ふ。他人此筵道を踏むこと無し。攝政御後に候す。藏人頭園中將基音朝臣御笏の箱を執つて供奉す。先立てる命婦高御座の後の男柱の本に留りて立つ。内侍等後の階より御帳の外の壇上に候す。高御座に入らせ給ふ時、藏人頭御帳の後の帷を褰ぐ。今度は一の采女・二の采女の褰げけるとなり。内侍一人此階より登りて、御帳の東より劔を御座の左に置き、又一人進んで璽を右に置き、各退下る。或は著御以前に劔璽を置く事も有りといへり。藏人頭勸修寺經廣御杵を取りて階の第一級に置く。此時命婦等退きて北の庇に候す。攝政良の方の圓座に著く。此に於て今日の傳奏清閑寺中納言共房を以て内辨を召す。内辨朝餉より出で長橋を通り、南殿なでんの後の妻戸より入りて、高御座の後の階より登り、右に廻りて帳内に入りて、北面して御傳授の事あり。其儀式畢つて内辨元の路を通りて又庭上の幄に入る。兵庫頭褰帳鉦打つべき由を申す。内辨打たしめよと仰す。打つ事三聲。此に於て女孀右の手に翳を執り、左の手に扇を持ち、母屋の東西より斜に南に出で翳を立てたり。長翳・短翳次第に竝べり。翳とはまぶしのことなり。

翳をさぐることは、宸儀たやすく見えさせ給ふまじき爲なり。長き團扇のやうなるものに柄を附けて、高くさしおほふなり。褰帳二人東西の階より登りて、南の欄干の内に進んで御帳を褰ぐる。八文字の形に開けり。褰げ畢りて座に歸る。執翳の女孀元の路を経て退きて座に歸る。下臈先立ち退く。今度紫宸殿の縁の東西に、翳二本づつ承塵によせかけて立てたり。此に於て宸儀始めて見えさせ給ひて、人々龍顔を拜し奉る。執仗の官人警を稱す。先きを追ふ事なり。式部面伏し、禮服の群臣磬折す。腰を屈むる事なり。此時主殿立つて火箸を以て火をいけ、圖書立つて香合を開きて三度香を焚く。其烟天にのぼるは、位に即かせ給ふことを告ぐる焼香なり。漢帝即位の壇にて、柴を焚きて天を祭れるも此心なり。今日天氣快く晴れて、九重の雲も色を増し、吹く風暖かにして春の如くなれば、左近の櫻も時ならず花咲く様に覺え、右近の橘も禮服束帯の人の袖の香やらんとあやしき程なり。まして目前の紅葉も、折から今一入ひとしほあざやかに見えたり。寔まことに天に叶はせ給ふ御即位なりと、人々崇め奉る。次に典儀再拜す。贊儀なり。贊者は典儀を助くるも

御即位宣命

のなり。群臣再拜す。武官は拜せず。内辨は始めより立つことなし。次に宣命使版に著きて開き讀む。黄紙を以て是を書けり。詔にいふ。

現神度大八洲國所知須天皇我詔旨其方止宣勅乎親王諸王諸臣百官等天下
公民衆聞食度宣掛畏岐平安宮爾御宇志倭根子天皇我宣此天日嗣
高座之業乎掛畏岐近江乃大津乃宮爾御宇志天皇乃初賜比定賜法
隨爾仕奉度仰賜比授賜布大命乎受賜利恐美受賜利懼美進母不知爾恐美久坐度宣
天皇勅乎衆聞食度宣然皇度坐氏天下治賜君者賢人乃良佐乎得氏之天
下乎者平久安久治賜物爾在度奈牟聞食須故是以大命坐宣朕雖拙劣親王
等乎始氏王等臣等乃相穴奈比奉利相扶奉事爾依氏此乃仰賜比授賜倍留食國乃天
下之政者平久安久仕奉倍志度奈牟所念須是以正直之心氏天皇朝廷乎衆助
仕奉度宣天皇勅乎衆聞食度宣

此宣制一段にて群臣再拜す。又一段に到て群臣再拜す。今日もよめるていのよしなり。詔も宣命も宣制も皆天子の仰をいふなり。此時武官共に立ちて旗を振りて

群臣再拜

萬歳を唱ふ

萬歳とよばふ。宣命使元の列に歸る。此次に式部兵部、位記案に著く。位記を敍人に授くることあり。今度は此儀なし。典儀再拜す。替者從ふ。群臣又再拜す。既にして左の侍從代滋野井宰相藤原季吉傍行し、膝行し逡巡し、進んで御前に向ひて笏を引きて、禮畢と唱ふ。其聲高長なり。是は今日の大禮事畢りぬる由を奏すとなり。唱畢りて退きて元の如く列立す。兵庫頭座を起つて、御帳を垂るゝ鉦を打つべしと申す。内辨打たしめよと仰す。此に因つて鉦師をして打たしむ。女孺進んで翳を捧ぐる事始めの如し。命婦進んで御帳を垂るゝこと亦始めの如し。諸伏官蹕を稱す。是も先を追ふことなり。褰帳の時に警を稱し、帳を垂るゝ時に蹕を稱するは、天子出時に警し、入時に蹕するの儀たり。命婦女孺又本座に歸る。此に於て天皇后房に入御し給ふ。出御の儀の如し。御笏を攝政に給ふ。攝政取りて藏人頭に持たしむ。藏人頭御沓を奉る。内侍進んで劔璽を取つて供奉する事始めの如し。兵庫頭起つて刀禰退るの鼓を打たと申す。刀禰とは六位をいふなり。内辨打たしめよと仰す。鼓師鼓を打つ事九聲、殿下の鼓諸門の鼓皆應ず。外辨退出

天皇入御し給ふ

し、擬侍從退下る。命婦・女孀等退入る。内辨退出せらる。群臣罷去る。伴佐伯の
兩氏門を閉づ。掃部案を撤す。諸衛鉦を打つ聲を聞きて各、陣を解く。今日九條鷹
司兩傳奏、三條内府・中院大納言、其外月卿雲客實子に徘徊して拜し奉る。又衣被かぶり
の女房殿中に集まり集ひて、我先きにと拜し奉る。御即位の次第は公任の記・行成
の記・江次第竝に一條兼良公かねらの筆記にありと承る。厩橋侍從・佐倉侍從もひそかに
参りて拜し奉らると云々。板倉侍從周防守重宗は京兆の所司代なれば、士卒に命
じて警固せらる。見物の貴賤庭上に充滿す。退散の後、厩橋侍從忠世・佐倉侍從利
勝・周防守重宗、施藥院にして裝束を改め内裏へ参らる。兩傳奏先づ入りて奏す。今
度の御即位を賀し申さる、將軍家よりの御使、厩橋侍從進み参らる。常の御太刀
に御馬代白銀千兩進らせらる。院へ常の御太刀、御馬代白銀五百兩、皇太后へ同五百
兩進らせらる。大相國の御使佐倉侍從参らる。御進物の目錄何れも前に同じ。此
外白銀千兩女官中へ配り給ふ。皆是慶長十六年の例なりとぞ聞えける。厩橋侍從・
佐倉侍從、天盃・天酌賜はり退出せらる。尾張大納言の使者竹腰山城守、紀伊大納言

將軍使を
遣して御
即位を賀
し奉る

の使者安藤帶刀、駿河大納言の使者鳥居土佐守、水戸中納言の使者中山内記、皆上
洛して各、傳奏を以て進物を捧げらる。其外諸大名御悦びの捧物あり。官位の尊
卑によりて差あり。乃至食封じきぶ十萬石以上の人悉く皆捧物を奉る。いともかしこく
目出度し。翌日中院大納言を革めて日野大納言を傳奏とす。三條内府は元の如し。
此月廿七日勅使兩傳奏、衣冠にて厩橋侍從・佐倉侍從の許へ立向ひ、名作の御太刀竝
に寮の御馬を各、へ賜はりければ、兩侍從も裝束を裝ひて對面し、其たまものを戴
きて辱くもかしこまりを申さる。其主を敬するの餘りは其使に及ぼすの禮儀なる
べし。昔唐の女媧氏は、伏羲の妹にて天下の主となり、宋宣仁皇后は、簾外の政を
き、我朝の神功皇后は、譽田天皇を守立もりたて給ひ、上宮太子は推古天皇のたすけと
ならせおはせしより、淡海公・忠仁公・昭宣公などに至る迄、一人に師範として四海
に儀形たる先蹤多かりといへ共、今度武家御謙讓の御心いとも貴き御事なり。然る
に斯く目出たき御即位の時到り、自ら天より捧奉らる文も武も備りて、國家を治め
おはします御威名の彌、天地と久しく傳はり、日月と鎮とこしなへに照し給はん。げに目出た

かりし事どもなりと、人皆申しあへりけり。〔御即位記終〕

一、寛永七庚午年九月十二日に即位。人皇百十代女帝御諱與子。登祚の御時は八歳にならせ給ふ。是前帝の姫宮なり。

一、同月高野山炎上。次に四月織田常心卒去。

一、同八年三月、甘露降る。同十九日に亦灰降。四日より廿一日迄、天赤き事赫の如くなり。

一、同九年壬申正月廿四日に、秀忠公薨御、春秋五十四歳。台徳院殿と號し奉る。此時森川出羽守重俊追腹なり。

一、御一門方其外諸大名衆及び御旗本中へ御遺物あり。所謂、

一、銀子一萬枚宛 松平肥前守利常 松平陸奥守政宗へ

一、同五千枚宛 越前宰相忠昌 松平宮内大輔忠雄 佐竹右京大夫義宣

上杉彈正大弼定勝 細川越中守忠利 松平長門守秀就 加藤肥後守忠廣

高野山炎上
○高野ノ燒ケタルハ十月ノ事ナリ

秀忠薨す

遺物を諸臣に遺す

淺野但馬守長晟 松平右衛門佐光之 京極若狹守忠高 鍋島信濃守勝茂

藤堂大學頭高次 加藤式部少輔明成 松平新太郎光政 以上十四人

一、同三千枚宛 松平越後守光長 松平阿波守忠英 松平土佐守忠義

生駒壹岐守高俊 有馬玄蕃頭豊氏 寺澤志摩守廣高 南部信濃守利直

以上七人

一、同二千枚宛 毛利甲斐守秀元 丹羽五郎左衛門長重 京極丹後守高廣

宗對馬守義成 立花飛驒守宗茂 伊達遠江守秀宗 以上六人

一、同千枚宛 松平出羽守直政 松平石見守輝澄 以上二人

一、金子五百兩 細川 三 齋へ

一、銀子五百枚宛 松平大和守直基 松平右近大夫政繩 松平土佐守直富

中川 内膳正 黒田甲斐守長興 一 柳 監 物 稻葉民部少輔一通

古田 兵部少輔 松浦肥前守鎮信 池田 備中守 加藤出羽守泰興

稻葉 淡路守 有馬左衛門佐 以上十三人

一、同二百枚宛 黒田市 正金森 出雲守 松倉 長門守
 片桐 出雲守 山崎 甲斐守 木下右衛門大夫 島津 右馬頭
 秋月 長門守 織田 出雲守 小出 對馬守 龜井 大力
 大村 松千代 遠藤 伊勢守 本多 因幡守 分部 左京亮
 市橋 伊豆守 毛利 伊勢守 織田 辰之助 京極 修理亮
 戸川 土佐守 以上二十人
 一、同二百枚宛 五島 淡路守 桑山左衛門佐一 直 片桐石見守 貞隆
 久留島越後守 青木甲斐守 一治 小出 大隅守 土方 木工助
 平岡 石見守 織田 丹後守 蒔田 權之助 長谷川 式部
 建部 三十部 池田 内藏助 伊藤丹後守 長實 織田 越後守
 谷 大學頭 以上十六人
 一、中宮御方へ、金二千枚 銀二萬枚 一、高田御方へ 金一萬兩 銀一萬枚
 一、天樹院殿へ、金五萬兩 銀二萬枚

一、金子百枚 松平新太郎母儀へ 一、同千枚 同人内室へ
 一、金二百枚 一、銀千枚 松平越前守忠昌内室へ 一、金二百枚 加藤肥後守内室へ
 一、銀千枚 松平長門守秀就儀へ 一、金百枚 細川越中守忠利内儀へ
 一、右同斷 松平阿波守忠英母儀へ 一、右同斷 松平右衛門佐母儀へ
 一、右同斷 京極丹後守高廣内儀へ 一、右同斷 加藤式部少輔明成内儀へ
 一、金子百枚 松平土佐守忠義内儀へ 一、金子百枚 有馬玄蕃守豊氏内儀へ
 一、右同斷 有馬左衛門佐内儀へ 一、右同斷 大久保加賀守母儀へ
 一、右同斷 市場どのへ 一、右同斷 毛利甲斐守秀元内儀へ
 一、右同斷 小出大隅守内儀へ 一、右同斷 鍋島信濃守勝茂内儀へ
 一、金二千兩 尾州相應院殿へ 一、金二千兩 紀州水戸御兩所の
 御母儀養珠院殿へ
 一、右同斷 水戸頼房卿御養
 母儀榮勝院殿へ 一、右同斷 一位どのへ
 一、金子二百枚 常高院殿へ 一、同百枚 中務祖母良雲院殿へ
 一、同百枚 晴雲院殿へ 一、銀子二百枚 おまんだのへ

家光日光社參

小田原大地震
上野に聖堂を創む

- 一、銀子二百枚 おふうどのへ
- 一、高松殿簾中へ 金子千枚 銀千枚
- 一、金子百枚 九條殿簾中へ
- 一、九條大將殿簾中へ 金千枚 銀千枚
- 右之通、御遺物竝に御旗本中へも領知の御遺言有りしとなり。可尋之。
- 一、同九年四月十一日、將軍家光公日光山へ御參詣、同廿三日還御。
- 一、同年仙臺より始めて穀船江戸へ廻はる。今年仙臺にて米相場金十兩に付きて五石四斗充なり。
- 一、同十年正月廿日、相州小田原大地震、人馬多く死す。
- 一、同年武州上野に於て先聖堂を創す。

玉露叢 卷第八終

玉露叢 卷第九

家光公御上洛記(寛永十一年甲戌年六月廿日)

天が下扶佐し給ふ御政をうけ繼がせ給ひ、御代穩かに民豊かにして、吹く風枝を鳴らさぬ寛永の頃ほひ甲戌の年、右大臣家光公御内參おはすべしとて、始めて都へのぼらせ給ふ。その綺羅を磨きたてたる供奉の粧ひ、膳次をたゞせる行列の規式を誌さんとするに、筆のたてどを忘る計りなり。然るに見物の貴賤衢に拜伏して、膝を入るべき寸の地も無かりけり。斯くて數十(一本ニナシ)萬の大小名・旗本の諸役人引きもきらず、水無月の中の十日に江府の柳營を出御ならせ給ひ、鄙の長路の御慰に、其所々にしておほん口すすみの御詠歌有りしを傳へ承り、幸ひと書記し、是を袖に包みて折々拜し奉るに、さながら心もすゞしく成侍りけるにこそ。廿日の晩方に

廿日江戸を發す

は神奈川御殿に著御有りて、

旅とてもいづくも同じ我國のへだてはあらし照す日の本

廿一日は藤澤の御旅館にて、夕立の降通る其氣色を上覽ありて、

ひと通り降る夕立の雨はれてこゝろすゞしき夕暮の空

廿二日、大磯より晝の御中やどりを出でさせ給ふ。御道すがら海邊の眺望を御覽有るに、汀の松蔭うつりて浪にうかべるさま、いと興有りければ、

うつす繪もおよばぬ山の海かけて松に波こす浦の眺は

同じき日の暮つかた、小田原の城にいらせ給ひ、たへぬ暑さに端居させ給ふに、をりしも庭の白洲に水をゝぎ侍りけるが、御前間近き若き人々水かけくさのたはれ事にぬれそぼちければ、その有様どもを上覽ありて、

空に知らぬ夕立ふらす庭の面に暑さ忘るゝけふの夕暮

廿三日は、人馬の足を休めさせ給ふとて、小田原に御留座有りけり。此夜とりぐに御物語など申上げ宿直仕りし次でに、上意有りけるやうは、高き賤しき人を別か

小田原城
に入る

ず、時にしたがふ習ひにて世を過ぐすなり」と宣ひて、則ち其心を御詠吟なり。

心あるも心なき身もおのづから時に習へる人の身のはて

廿四日、箱根路を過ぎさせ給ふとて、

こえ侘ふる道も嶮しき箱根山跡はいつしか遠ざかりゆく

廿五日、三島の御殿に著御。御旅行の御道すがら、浮島が原より田子の浦の眺望を眺めやらせ給ひて、

田子の浦に鹽波む蛭の袖濡て乾日もあらぬ身の業ぞ憂き

廿六日、朝まだきより、蒲原の御假殿を出でさせ給ふ。折から清見が關の古へをおぼし召し出でさせ給ひて、

清見瀉關はむかしの名のみにて浪のせきもる月の影かな

そこを過ぎさせ給ひて、それより久能へ御参り有りけり。此所に御當家の守護神代をてらし給ふ御誓ひあらたなるに、殊更御尊崇なほざりならず。東照權現のみすが如くなりければ、御信感のあまり、神前にして幣とりぐに手向けさせ給ひ、御拜

久能山に
詣つ

箱根を過

禮事終りてかくぞ詠じさせ給ふ。

東よりてらす光の神ごころけふまうでする久能の社に

同じき日、駿府に著御ならせ給ひ、彼の名山の富士の高根を間近く見そなはし給ふべしとおぼしけるに、其日は彼の御山に、殊に入重雲かゝりてければ、山の姿さだかならざりければ、はいならずおぼされて、「翌日も此處にしも御留座あるべき」との上意にて、かくはつらねさせ給ひけり。

思ひこし駿河の富士の雲に隠れ山の名残にけふは止まる

宇津の山

廿八日、宇津の山を越えさせ給ふとて、御供の人々も日を重ねける長途の疲れにや、いとねぶりがちなるを上覽ありて、

旅つかれ蘿の細道たどり行く夢にぞ越ゆる宇津の山邊を

又はかくもあそばしけるとなん。

旅つかれ宇津の山邊のうつゝにも夢にも越ゆる鳶の細道

大井川

廿九日、駿河の田中の御殿を出でさせ給ひ、大井川にのぞませ給へば、常よりは水

あせて、早瀬もよどみければ、

大井川漲る水も世につれてしづけき御代の流れなりけり

是より小夜の中山にかゝらせ給ふに、まだ末遠き行程の程を思召し續け給ひて、

遙々と行くても終てぬ都路をけふたどりゆくさよの中山

そこを過ぎさせ給ひて、掛川の城に入らせ給ふに、城主さまなくにいづきかしづき奉りけり。「けふは水無月のはらへする日なりけり」とて、

水無月の名越の今日のはらひして世のうき事を流す掛川

濱松に著す

文月の一日の日、濱松の城に著御なる。「けふ初秋なれども、さやかに見えぬ初風の音づれも、秋はてゝかへりける残暑哉」との給ひて、

一夜あけて秋は來ぬれど音にのみ暑さぞ残る夏の名残に

主の何某宿し奉る。御式法共事過ぎて後、御涼所の高殿に渡らせ給ひ、此所は御先祖の御居城にして、台徳院殿御誕生有りし由をおぼしめし出だされて、

二葉よりそだちし松の千代をへて變らぬ御代は濱松の風

秀忠の靈
を祭る

時にあはせ給ひ、世におはせし事こそ、いかばかりの御果報そのまゝあらはれさせ給ひ、御いつくしみの浅からぬをおぼさるゝのみにあらず。なべての御孝行の御志深かりければ、御尊靈にとこしなへのおん祭事、是彼に善美を盡くさせ給ひ、よき御ついでなればとて、當國に跡をたれ給ふ五社の明神諏訪大明神は、故相國台徳院殿の御氏神なれば、「御參詣あるべし」と仰出だされ、翌二日の早旦に御社參有りて、新加の神領をそこばくよせられ、則ち兩社の祝に御書出しを下されけり。誠に有りがたかりし次第なり。御奉幣事終りて還御の折に臨んで、御法樂の御詠歌。

たらちねのうぶの社に詣うでつゝ今改めていのる誓ひは
同じき二日に荒井の入海を渡らせ給ふとて、

音にきく名こそ荒井の浦風にけふはのどけき浪のうち海

三日の日の曙に、吉田の御館を出御有りて、赤坂より山中を過ぎさせ給ふ程に、朝日影のほのめける氣色を上覽有りて。

程もなく夜はいつしかと赤坂の月ほのくゝと出づる山中

四日、岡崎を出御有りて、音に聞きたる矢矧の橋を過ぎさせ給ふ。仰せに曰く、近き邊りに名にながれたる八橋といへる名所有るべし」と御尋有りければ、謹んで御請申上ぐる。「今はその澤に杜若のみ侍りて、橋杙だにさふらはぬ」と申上げければ、

八橋や橋は昔になりぬれどのこるは澤のかきつばたかな

五日は名古屋に御逗留おはしましたければ、御城主のおんもてなし事もおごそかにして、二の丸の靈神の御宮居をかうぐしくあがめさせ給ひ、其砌に山水を落させ、所々の殿々金銀をちりばめ給ひ、誠に數寄の勝地どもなり。御社參のおんかへるさに、そこへおはしまして、人々に三寸給はり、御機嫌なめならずして、六日名古屋を出御有りて、萩原の宿を過ぎさせ給ふとて、

折にあひて所を聞けば萩原の秋のはじめの旅のゆくすゑ

七日の暮つたか、彦根の城の内殿に入らせ給ひて、おん夕涼の折しも、二つのほしのおん手向し給ふとて、

秋の夜の千代を一夜になさばやないかに今宵は思ふ七夕

名古屋

彦根

八日は永原に著かせ給ふ。御道の末に見えたる鏡山を上覽有りて、取あへさせ給はで詠じさせ給ふとぞ。

旅つかれ身はやつれけん鏡山面がはりする影はうつさじ

九日はいとゞしく残る暑さに風さへたえて、さ々なみ寄するにはの海づらも閑のどかなりければ、やばせより御船にめさるゝとて、

浪風ものどけき今日は水海のやばせの船の船わたりして

十日は膳所の城に御止宿有りて、十一日には都へ入らせ給ふ。其行粧巍々堂々としていみじかりけり。おん供の人々、綾羅錦繡あながちに飾るとにはあらねども、いとつきくしき粧いへば更なり。殊更馬・物具等はこともおろかにして、一入目ざましき見ものなり。さ々なみ寄する粟津が原より、打出の濱・大津の浦の浪かけて、湖水にうつる朝日影も、光をみがかと覺えたり。御行程のちまたは、都鄙の貴賤老若男女かうべをうなだれ、道路にみちくたり。逢坂の關山を越えさせ給ひて、都近くなりしより、なほく時めく人々を高覽有りて、

入洛の行

いつしかとけふ逢坂の關越えて時に色めく九重のうち

おん關迎へし奉らんとて、月卿雲客・諸司の人々、在京の大小名、又は洛中・洛外の町の長等、こゝかしこに蹲踞して台顔を拜し奉りぬ。日も既に亭午にのぼる時しも、二條の御所に著御成りぬ。高下萬歳をよばひ、誠に千秋の松平らかに縁を含み、さざれ石の苔むす巖の影に遊ぶ鶴龜も、時を得がほの有様なり。都なれどもすみやうかれさせ給ひけん、東の御所をおぼしめさせ給ふと上意にて、

名に高き都のうちも何ならず我が故郷によもまさらじな

さて御内参り十八日と定まりし。其日の前日に院宣數度に及んで勅定有りけるは、二代の武將に備はらせ給ひ、天下を掌にとらせ給ふより始めて、朝廷に御参りといひ、前の二代ふたよの相國の嘉例といひ、此度ひだんのおほひまうちぎみの御位にすまませ給ふべしと有りけれ共、其器にあらず。まして冥慮を深く慎ませ給ふ御心いと深ければ、しひて辭し給ひぬ。これ盈てるをば虧き、盛んなるは衰ふるといふ道理を能く知ろし召されける故にと人々讚美し奉りぬ。

二條城に著す

○ひだん
不審若シ
カ左ノ家
サハレド
光ハコ
時既ナリ
大臣ナリ

地子錢を
免す

一、此時往昔明智日向守光秀、洛中の地子錢を免許せしめし残り、洛外の分を今度復家光公御赦免なり。

江戸西丸
焼失

一、今年の御上洛の御留守居は酒井雅樂頭忠世なり。御留守の内に西の丸回祿す。

一、今度洛中の民屋に銀子五十貫目給ふ。家數都て三萬七千八十六軒なり。家一軒に付て百三十四匁八分二厘

大坂堺奈
良の地子
錢を免す

一、堺・大坂・奈良、此三ヶ所も地子錢御赦免なり。

一、同時駿府へ御米一萬五千石下さる。町屋數御改あり。

一、家主の在家數千八百九十八軒 此間數八千九百一十一間半 一、他國者の家數百七十九軒

一、上り家の數九軒

一、抱へ家の數百四十軒 此間數七百六十二間

一、家なしの明屋敷の分四十七軒 此間數二百廿九間半 一、奉公人の家數百一軒 此間數五百七十四間

右此時の駿府町奉行は、揖斐與右衛門・土屋市之丞、此兩人なり。

一、銀子五千貫目、還御以後江戸中の町へ下さる。

御參内之記(同年七月十一日)

道春草案

林道春の
かける家
光參内の
記

秋のこなたのすゞしく吹ける風の松に音するは、千とせの聲をそへ、野も山もしげく色づく、雨露の草木に置ける恵は、四つの海の霑ひを増す。これなん文武の道備はり給ふ御代の政明らかなる日蔭のかつら永く傳はり、五の常三の綱の糸絶ゆる事なかるべし。周朝には文王・武王・成王の三代に至りて禮樂を制作し、五日の風十日の雨、泰平のしるし八百年をたもてれば、「文王の孫子本枝百世なり」と謠へり。漢朝・宋朝にも草創の君開けりと雖、文帝・仁宗是を守成するゆるに、數百年天下を治めり。我朝六孫王より八幡太郎に至る迄は、鎮守府の武將に備はると雖、位いまだ高からず。鎌倉の右大將始めて天下を司どり、代々相續す。其後等持・實籙・鹿苑、此三代より末に至るまで、人々柳營の跡を踏みて國家を失はず。彼右大將の建久年中に、兩度の上洛はこともおろかなり。今茲寛永萬年の十一年七月十一日、征夷大將軍從一位左大臣殿御入洛まし〜ければ、昵近の月卿・雲客も、列國の侯伯も、

勅使綸命
を傳ふ

洛外まで迎へ奉る。關東より供奉の諸侯は、二條の城門の外迄出迎して拜謁す。行列の粧ひ誠に嚴重にして、天氣快く晴れ、巳の刻ばかりに二條の御所へ入らせ給ふ。都の空も色増さるやうに見えたり。翌朝勅使三條前内大臣・日野大納言参りて綸命を傳へ、皇太后の詔を給ふ。院使中御門大納言・阿野大納言來りて仙洞の旨をまうす。皆御入洛目出たく思召すの由なり。昵近の公卿・殿上人祇候す。其後大小の諸侯・郷士に至る迄悉く來りて賀し奉る。十三日には勅使院使・攝政・博陸・親王・大臣家、其外院中衆登城して年始の御祝儀を申さる。法親王・御門跡・院家の沙門も今日御禮有りとぞ聞えし。さる程に兩傳奏を召して、「來る十八日吉日良辰なり。御参内有るべし」と仰入れられければ、「めでたく御参内御對面有るべし」と御返事まします。十六日には諸寺の僧綱以下、諸社の神職等禮拜し奉る。かゝりける處に、勅使院使たちて、「太政大臣に任じたまふべし」と有りければ、土井大炊頭・酒井讚岐守・板倉周防守言上す。御許容なし。御對面有りて勅使院使を歸さる。かさねて又叡慮の趣頻りにすゝめ給ふは、「既に二代の相國幕府に昇らせ、其芳躰を繼がせ給ふ上は、御當家

太政大臣
に任ぜら
るれんとす
るを辭す

○則關の
官太政大
臣ノ車其
人無ケレ
バ則チ關
クト令義
解ニアル
ニヨレリ

相應の太政大臣なれば、御昇進まします」との仰事なれ共、御承引なきは深き御心有るべし。其因淵を窺ひ奉れば、此官は先代德爵齒相叶へる事なり。今御年齢の若きにかまはせたまふにはあらず。征夷幕下の兵權を取給ひ、一品の位左相の府に昇り給ひて、四海を掌のうちに握りまします。天下至尊なり。相國に進み給はんには何の憚か有るべきなれ共、「威を以て任じ、外威を以て成り給ふか」と、後世にいはんも量りがたし。且は他の官位競望のもの、攀龍附鳳の願を生せば、却つて驕慢の志あらんかし。然るべからず。今速かに則關の官と成りなば、先祖の御徳をいかゞものし給はんやおぼしめす御事にや。竹林の左府・洞院の左府の謙退せしさへ美談ありといへども、たとへをとるにたらず。「義満公の己自恣に太政大臣に任せしには意變りて、かやうに禮讓したまふは、昇進しますよりも大に増されりと、人皆感じ奉る。日未だ中せざれば傾く事なく、月未だ盈たざれば虧くる事なし。是天の道にて、無窮の基なるべし。周公旦は文王の子成王の叔父にて、天下其仁を稱し、昭宣公は皇后の兄今上の外舅にて、世人其道を譽めたり。末代に至る迄

家光参内
の行粧

盛徳芳聲の長く侍らん事、天地と共に限りなかるべし。此間欽命下りて松平安藝守・有馬玄蕃頭・加藤式部少輔・藤堂大學頭・松平讃岐守・保科肥後守・本多甲斐守等侍從に任じ、酒井阿波守・小笠原右近大夫・松平越中守・松平紀伊守・松平周防守・牧野右馬允・石川主殿頭・戸田左門等四品を授けらる。既に十八日に及んで、兩傳奏御迎へに参りて、先立ち行く。高倉中納言は御裝束に候し、土御門左衛門佐は反閉を役す。辰の刻に出御有りて、御轅に召す。御冠・直衣・御指貫・御檜扇を持たせ給ふ。御劔の役は井伊鞆負尉、御腰物は吉良若狭守なり。供奉の行粧に至る迄、朝日に輝きてうるはしく照り亘れり。見物の貴賤群集して、げに有りがたき御事共なりと、平伏して拜し奉る。其行列の次第を見れば、隨身雑色左右に進みて先を追ふ。次に同朋一人騎馬、次に板倉周防守・酒井阿波守、衣冠・帶劔騎馬、其後は例の如し。次に白丁三十人、御隨身六人、諸大夫二百餘人、左右二行に歩行す。御長刀一人先立ちて、御轅の左右に布衣五十人、烏帽子著二百人圍繞し奉り、御傘・御馬・御厩の別當二人、御籠八人、其次に井伊掃部頭・松平下總守・酒井讃岐守・松平隱岐守・保科肥後守・本多甲

龍顔を拜
し奉る

斐守並に四品九人、皆衣冠・帶劔騎馬、次第を守りて供奉す。其後者は例の如し。柳生但馬守・井上筑後守、大紋を著し馬に乗りて相雙びて行く、是は殊更仰を承りて後しほ祓す。二條の城より禁中までの辻固めを置きたり。漸く四足の門に到り給へば、昵近の月卿雲客出で迎ひ奉る。尾張大納言・紀伊大納言・水戸中納言、立石のほとりより扈從せらる。土井大炊頭は、豫参して侍侍る。諸大名は小路に並居て謁し奉る。門の内にて御轅よりおりさせ給ふ。御簾の役は日野大納言、御沓の役は飛鳥井中納言なり。諸々の公卿・殿上人庭上に列居せり。勾當の内侍の長橋の局へならせ給ひて、直ちに常の御所へまうのぼりましめて龍顔に謁し、宸儀嚴かにして御快く思召す事世の常ならず。御進物奏して御祝の三獻、天盃・天酌いとめでたし。御土器かはりて、御酌とらせ給ふ事嘉例の如し。其後兩大納言・水戸中納言も御禮申され、將軍家御座立ち給ひて、御學門所へ渡御有るとき、廊下にて攝家・親王家・大臣家豫め参りて謁見し奉らる。此間に主上清涼殿へ出御有りければ、九重の城闕高く青雲をひらき、萬國の衣冠まのあたりに玉宸を拜す。常に朝廷を守らせまします御政

仙洞に伺
候す
皇太后宮
に參る

治むる故なるべしと、いともかしこし。良有りて將軍家御學問所より長橋へ歸らせ給ふ時、御祝の二獻有りとぞ。是より御轅に召して院へ參り給へば、兩大納言・水戸中納言・月卿雲客・其外諸大夫皆歩行にて供奉せらる。御轅のめぐる程には、人々恭敬瞻仰の心、磬折・蹲踞の體誠に神妙なり。仙洞御對面まし／＼て、御氣色快然たり。御進物披露有りて、御祝の土器めぐる事例に同じ。是ぞ誠に洛陽の水流れて姑射の山常磐成るべしと思召しつゝ、聽て皇太后の御殿へならせ給ふ。金閨の秋長く瓊樹の枝つらなり給ひて、窈窕たる第二・第三・第四の花匂ひさしてきこえまします。捧物既に奏すれば、めでたく御盃めぐり、たまさかの御祝ひ申すばかりなるべし。晩景に及んで二條城へ還御あり。供奉の行粧始めの如し。明くれば十九日、諸國の大小名官位有る程の人々、大納言より從四位に至る迄登城し、御劔御馬を獻じ、御參内目出たしと慶賀し奉る。御禮畢つて後、又近く召して、「今度相國に任せよと勅命・院宣頻りにかうぶると雖も、只今の官位は既に高し、徳未だ至らず、年の未だ若ければ辭退し侍る。併しながら政道のため宜しからんと思ふは如何にと仰せ給

れば、各、皆稽顙して感じ奉らずといふ事なし。此前後兩日夕立俄にふりけるも、きのふの御參内に終日天氣晴れ亘りけるこそまことに奇特なれ。古人の、「日照れといへば日照り、雨降れといへば雨降ると申せしも、今の様に覺えて、天意にかなはせ給ふ故なるべし」と、人皆申しあへり。廿日には槐棘・竹園・花族・蓮臺・羽林等の諸家群寮へ上使を立てられ、そこばくの給物を送り給ふ。諸門跡竝に院家の沙門へも配り給ふ皆例の如し。廿一日諸公家・百官・諸門跡・僧正等竝に國々の侯伯子男大夫士を招きて饗應あり。早朝より猿樂御覽せらる。三番過ぎて青蚨を舞臺に積む事山の如し。阿波守出でて單衣かさね／＼とりて俳優のものに纏頭せらるゝ事二百人に及べり。此時饗應をすゝむ。座を限る事十餘席。每席歴々の御家人を役者とし、配膳の人を選び定めらる。座過ぎて又舞樂あり。此間に重ねて御土器勸むれば、皆興に乗じて數盃をかたぶく。昔の大饗といへども、いかでか是に及ばんや。今度の御入洛は、御參内まし／＼ていよく王城を守り公家をももてなし、諸侯をなづけ、萬民を安んじ給はんためなれば、斯く大なる御政不日にとげ行はれて

白銀十二萬枚を京
都の市民
に下す

少しも滞なし。目出たしと申すもいとおろかなり。此間諸寺・諸山の僧侶、諸社の
神主・禰宜に至る迄、残る處なく給物を頂戴す。又洛陽の庶人初より一たび拜し奉
るほどの者は、皆例に准へて恩賜を蒙り、其上に此度御代がはりの御入洛なれば、
御祝儀の爲に洛中の在家へ白銀拾貳萬枚下し給りければ、其歡聲夥敷聞えて嵩山
の萬々歳をよばふひゞきも雷の門の布鼓成るべし。昔より京洛は繁華の地なりと
雖、富めるものは少なく、貧きものは多し。此度の給物いたらぬ所もなければ、富
めるも悦び、貧しきものは彌悦び、「日月の光も覆盆の下を照らす」といへり。今
此御いつくしみの明らかにて普ねく照らし給ふ事、乏しき者を先にと思召す御政
なれば、便りなき者一人もかくれもるゝ事なれば、御徳の輝きける事、高く日月の
上に出でたる、我朝先王の時、高年八十・九十のものに米穀を賜ふ事あり。異朝にも
此例あり。若くさかりなる者にはおよばすと雖、養老の道なれば是さへよき政な
りと褒めしに、ましていはんや此度の御恵み廣大にして、老若を擇ばず、高下を隔
てざるをや。一味の雨のあまねく千種に潤す如く、萬年の秋の長く百穀を熟する

に同じ。斯かる目出たき御いつくしみの秋津島の外まで傳はり、生きとし生ける
もの何づれかあがめ仰がざらむや。
〔家光參内記終〕

玉露叢 卷第九 終

玉露叢 卷第十

自寛永十二年至同十三年

伊達政宗
家光を饗す

一、寛永十二年正月廿八日に、二の丸に於て將軍家光公へ仙臺の政宗御膳を上げらる。其時の覺書。(朝は御數寄屋にて)

- 一、御酒仙臺かはらけひて 調まなきんかん がつなくり 御汁に 角皿 一、御焼物石か 御食 一、鮭染付皿 しやうが 細く切
 - 御汁鱈こんぶ 水あらめ 一、御香物ふらうカサリ なすび大根 御引菜杉にておもだかを まげたる御車箱 一、御やきもの
 - 鱈かれひの かまぼこ 鹽山椒 御肴 とりひしほ たひらぎ 小串 このわた 御吸物 小鮎
 - 同 みるくひ 御ちやうけ 唐團をま 御重箱 くわぬ よりみつ 豆の粉
- 右の御膳過ぎて常の如く御飾にて、御茶を政宗立てさせられ、御前にて召上がらる。御數寄屋にて佗介の御茶入拜領。御茶過ぎて御書院にて御刀長 御脇指久右之通 獻

政宗實盛
の太鼓を
鼓つ

上す。

一、御慰として御能あり。「亭主へも一役御所望遊さるゝ旨」上意なり。「畏り奉る旨」御請け申上げ、則ち實盛の太鼓を打ち給ふ。

一、公方様今日の御装束には、下に白御小袖、上に薄柿の小紋の御小袖に、紅裏紫の葵の丸の御紋所、黒緞子の御上下、御中脇指、御腰物をば御座の御床に置かせらる。御前伺候の大小名衆思ひくゝのいでた出立ち、但し金銀の箔の小袖にて、肩衣には色々の縫か箔にて紋を置くなり。土井大炊頭利勝は、小夜物の如くなる練地の大紋の染物に紅裏なり。扱薦を摺箔にしたる上下を著し、三尺計りの金鞘張の大脇指を差しいからかして歩行あり。

一、御舞臺の御正面より左の方には、御白洲に毛氈をしき渡し、大小名ひと列坐なり。御酒など参り候時は、御土器に錫を添へ出し置かれ、冷酒にて各、御自酌になされ御参り候なり。又御正面の御右には、酒井讚岐守忠勝熨斗目の小袖に長袴を著し、行儀を正し獨居して、石上に膝をつき、御前を窺ひきつとして在り。

寛永十二年

三

一、今日は大小身によらず御能の御役付あり。

御能組

能の番組

翁	内田平左衛門	千歳	本多太郎左衛門	三番叟	小畑勘兵衛
柳生但馬守	進藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
高 砂	權右衛門	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
櫻井八右衛門	九郎右衛門	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
實 盛	進藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
毛利甲斐守	高安	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
江 口	春藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
加藤式部少輔	進藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
玉 葛	權右衛門	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
永井日向守	高安	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
道成寺	春藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
保生九郎	進藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
東岸居士	權右衛門	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
佐久間將監	進藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
大 會	春藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
大橋龍慶	權右衛門	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
善 知鳥	進藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
岡田將監	春藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
鵜 飼	權右衛門	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
觀世太夫	進藤	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
羅 生門	春藤	小 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	
	保々石見守	大 三 助	太 惣右衛門	太 惣右衛門	

以上

政宗の能
裝束

右何れも前代未聞の役者衆なり。然るに政宗の太鼓の役の儀御褒め遊ばされ候。其時先づ太鼓をば觀世左吉に先へ御持たせ、其跡より出でられ、總役者どもと同じ様に御禮致され候へば、公方様「いや〜」と御讚め遊ばされ候へば、御前に伺候の諸侯、異口同音にとつと譽め給ふ。政宗其時の裝束には、下に淺葱地に金紋の緞子、裏紅梅、其上にびは鹿子の小袖に、金紗の五色の糸にて廻り七寸四方程にして、雪に薄を五所紋にして淺葱裏、肩衣は緞綾、前に唐團扇と蔦唐草を金を以て摺箔、袴はひはだ地に色々菱を金紋に織付けさせ、扱又太鼓打ちすまし給ひ、舞臺より直ちに御前へ參られ候へば、各「さりとては」と讚め給ふ。公方様にも殊の外御機嫌の上、上意には、「聞召し及ばれ候より今日の藝ぶりに御肝を潰されたり。今よりはよき役者を御見付け遊ばしたり」とて、御笑ひ遊ばされ候、扱御咄の御相手には、御右の方一間程へだて、毛利甲斐守秀元と、丹羽五郎左衛門長重なり。御左は今大路道三法印・驢庵法印・立花飛驒守なり。其外は御座敷に誰もなし。御座敷の口々には

若年寄衆長袴を著し侍座したり。下々にて存じ奉るには、「斯様の節は、定めて色色の御珍物を御取揃へ、御饗應なし候事かと存じ奉り候處に、聊かさもなくして、御座の内にはけづり臺二つと、三方にのせたる御重箱二つならではなし。御酌とり申さるゝ御小性衆もなくして、御酒杯も御機嫌次第に御自酌にて、召上がらるゝ折には、御次の間へ御退出なされ御くつろぎ給ふ。公方様御側には、八寸に何やらん造花二本に、常のおこし炭三つ・四つ置合せ、からすみと杏仁を置きませて、白箸一膳あり。扱々斯様の輕き物をも召上らるゝ事かと存じ奉る計りなり。猶又御膳召上がられやう、御汁の椀にても、又御かさにも、扱又御皿にて成り共、御手にかゝりたる器にて御食入れさせられ召上がられ候。中々取揃へては召上がらるゝことにはなく候。

一、御能過ぎて、政宗小性どもに踊を御舞臺にて仰付られ候。役者踊子の次第。

- | | | | | |
|----|--------|-------|-------|--------|
| 笛 | 平石勘七郎 | 春日又三郎 | 長命長次郎 | 以上三人 |
| 小鼓 | 大倉長右衛門 | 幸清次郎 | 上村小傳次 | 大森九左衛門 |

- | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|------|
| 大森 | 藏人 | 大森 | 清藏 | 以上六人 |
| 大鼓 | 觀世 | 左吉 | 桑名作左衛門 | 以上二人 |
| 鐘打 | 上村吉右衛門 | 松村茂兵衛 | 以上二人 | |
| 新發意 | 大倉彌右衛門 | 同鷺二右衛門 | 以上二人 | |
| 音頭 | 鈴木九十郎 | 同庄子作十郎 | 以上二人 | |

踊子

- | | | | | |
|-------|-------|--------------------|-------|--------|
| 遠藤市十郎 | 中田權之介 | 橋本左太夫 | 木村百介 | 柳生權右衛門 |
| 田川半四郎 | 島津大藏 | 鴫田明珍 ^{門イ} | 野田藏人 | 草野八十郎 |
| 横田與平次 | 態田小平次 | 蘆澤傳七郎 | 富澤大吉 | 横尾金次郎 |
| 只野長十郎 | 高野彌太郎 | 木村源七郎 | 以上十八人 | |

踊の衣裳

一、初番の衣裳は色々の伊達染に、紅梅の裏、黒縹子の帯金の扇子を持つ。
 一、二番目には地黒の綸子に蘿を金銀にて書きて、白綸子の帯に金銀の鈴をさげ、棹は黒塗に金のひる巻して船踊なり。

一、三番目には、白綸子にしだれ柳に、桐の葉を金の摺箔にして、帯は黒縹子に白練の鉢巻に、丸の内に金銀の團扇を持つ。

一、四番目には、下に白羽二重に菊水を金銀にてすり、紅梅の裏、上は黄地に銀にて鳴子を摺りたる小袖をぬぎ下げにして、總金の團扇を持つ。

一、五番目には、黒縹子に金のたりの小袖くイに、紅裏、金せんながしの小袖、二色の装束を著したるを入亂れて各、金の扇子を持つ。

右踊り過ぎて皆々御前へ召出されて、御小袖二宛拜領。酒井讚岐守忠勝渡さる。寔に陪臣として公方様へ御目見、數輩の者冥加に相叶ひ、有りがたき御事ども、偏に主人の御威光其一家中にかやく計りなり。

一、右の御茶上げられ候に付きて、前かたに政宗へ御同朋佐野福阿彌を以て御内書を成下さる。其御文言に曰く。

廿八日之儀御待兼被遊候。次に名木之伽羅數多被遊御滿悅候。

との御自筆の趣、則ち頂戴有りて、御請うけを福阿彌うけたまは奉り罷歸るなり。今日取分け天氣

鯉魚政宗の邸内に落つ

快晴の處に、政宗御座敷の庭上へ、一尺餘の鯉魚空より落ちてはねをとりけり。政宗の前に伺候の諸侍も、折柄こそあれ、目出度しとして取上げ賀しければ、則ち政宗庖丁を御申付、列座の士中へ給はり、御酒數盃、祝儀事終つて各、退出す。然るに政宗仙臺に在府の時なるに、七月初めつかた、島津殿上屋敷より出火ありて、陸奥守殿父子の屋敷悉く焼失す。是彼鯉魚の落ちける所爲かと人々嘯きけり。

一、同年四月廿七日朝鮮人來朝す。此時江府の和田倉御門の内馬場に於て、彼の異朝人曲馬を乗り、各見物す。

一、同年六月廿一日仰出さるゝ

武家諸法度

一、文武弓馬之道專可相嗜事。

左、文武弓馬之法也。不可不兼備矣。弓馬是武家之要樞也。雖兵爲凶器、不得止而用之、治不忘亂、何不勵修鍊乎。

一、大名小名在江戸交替所相定也。每歲夏四月中可致參勤。從者之員數近來甚多、

武家諸法度

文武の道

參勤交替

且國郡之費、且人民之勞也。向後以其相應、可減少之。但上洛之節、任教令、公役、可隨分限事。

城廓

一、新規之城郭、構營堅禁、止之。居城之湍、壘石壁以下、敗壞之時者、達奉行所、可受其旨也。櫓塀、門等之分者、如先規、可修補事。

一、於江戶、並何國、假令何篇之事、雖有之、在國之輩、守其所、可相待下知事。

一、雖於何處、而行刑罰、役者之外、不可出向、但可任檢使之左右事。

一、企新儀、結徒黨、成誓約之義、禁制之事。

一、諸國主、並領主等、不可致私之爭論。平日須加謹慎也。若有可及遲滯之儀者、達奉行所、可受其旨事。

婚姻

一、國主、城主、一萬石以上、並近習之物頭者、私不可結婚姻事。

一、音信、贈答、嫁娶之儀式、或饗應、或家宅造營等、當時甚至華麗、自今以後、可為簡略。其外萬事、可用儉約事。

衣裳

一、衣裳之科、不可混亂。白綾、公卿以上、白小袖、諸大夫以上聽之。紫袷、紫裏、練、無紋

乘輿

小袖、猥不可著之。至于諸家中、郎從、諸卒、綾羅錦繡之飾服、非古法、令禁制之事。

一、乘輿者、一門之歷々、國主、城主、一萬石以上、並國大名之息、城主暨侍從以上之嫡子、或年五十以上、或醫陰之兩道、病人免之。其外禁濫吹、但免許之輩者、各別也。

至于諸家中、於其國、選其人、可載之。公家門跡、出家之衆者、制外之事。

一、本主之障有之者、不可相抱。若有叛逆、殺害之人、告者可返之。向背之族者、或返之、或可追出之事。

一、陪臣、人質所獻之者、可及追放。死刑之時者、伺上意。若於當座、有難遁儀、而斬戮之者、其仔細、可言上事。

一、知行所務、清廉沙汰之、不致非法、國郡不可衰弊事。

一、道路驛馬、船梁等、無斷絕、不可令致往還之停滯事。

一、私之關所、新法之津留、制禁之事。

一、五百石以上之船、停止之事。

一、諸國散在之寺社、自古至于今、所附來者、向後不可取放事。

寺社領

船舶

驛路

一、萬事如江戶法度於國々所々可遵行之事。
右之條々、准當家先例之旨、今度潤色而定之畢。堅可相守者也。

寛永十二年六月廿一日

御朱印

駿府城燒失

一、七月廿六日一天赤し。其光り火のごとし。
一、十一月に駿府の御城炎上。天守も此時燒失す。
一、同年に總御旗本中へ、大小名によらず残りなく望次第に拜借金を仰付けらる。
一、同年營中に於て始めて舞踊の御會有り。

江戸城修築

一、同年内櫻田十八町の間の御堀の石垣を松平陸奥守政宗奉りて築き給ふとなり。
一、同十三年、江戸御城外の總石垣見附柵形並に總堀普請を諸大名衆へ仰付けらる。麴町の見附は松平長門秀就の町場なり。或時將軍家普請高覽のために、秀就の町場へ成らせらる。秀就申付けられし普請總奉行益田修理、竹杖を横にふせ平伏す。上意に曰く、「益田は所持の小倉山莊の色紙をば、此度は持參仕るや否や」と御諍の時、修理謹んで、持參仕り候由を御側衆迄御請に及ぶ。「然るに於ては其掛物御披見

のため御茶を召上げらるべき旨仰せ出さる。主人長門守秀就則ち御禮申上げらる。其町場に於てかりに御茶屋を造らしめ重ねて成せらると云々。修理が所持の色紙は則ち能因法師が歌なりとぞ。

さびしさに宿を立出で詠むればいづこもおなじ秋の夕ぐれ

右の歌なり。然るに修理事公儀御普請の總奉行を承り參府の處に、思ひの外なる色紙を持參して御尋に預り、冥加に叶ひたる仕合、寔に武士たる者は心を配り相嗜むべきこと、此益田が色紙にて萬端の心得有べき事なりと沙汰し侍りぬ。

一、四月三日に將軍家光公日光へ御參詣なり。馬角一雙を此時御寶藏へ納めらる。

一、同年に將軍家の仰せありて、天下の寺社領に於て御朱印を改め給ふ事あり。

一、同年に始めて寛永の新錢を鑄る。

一、同年に將軍家光公の御弓大將に、松平新五左衛門直次の與力の面々射藝稽古しける次でに曰く、夫れ八幡大菩薩は源家の御氏神にして、弓矢の守護神なり。いざ

寛永錢を鑄る由來
穴八幡の

寛永十二年

此所に御神を勧請して、其神前に柵を築かせて弓射習はん」と申合せて、其儀を言上に及びければ、本意の如く神地を拜領す。人々恐悦し、其所へ罷りて見ければ、山鳩三つ飛び來りて、その松杉の梢にとまりぬ。是偏に神慮に叶ひたる靈地なりとて、彌、奇異の思ひをなして、則ちいと清らかなる小社を造り、御代は萬歳を呼ばふ松の二本有りけるを御神木と崇めて、華表を建てけり。斯く有りて同十八年の夏、威徳院の良昌僧都當國の中野の寶泉寺の住僧なりしを招請して、社僧とかしづきけり。此僧本國は周防山口の八幡の氏人なりと云々。毛利家の榎木氏に隨身しけるが、榎木死去の後十九歳にて出家して諸國を修行し、今此所に來りて、十方檀那の他力を以て、當山の麓に小庵を結びてんとて地形を引ける處に、山を一丈ほど掘崩して見てあれば、山の底に小き穴あり。其内に御長二寸ばかりの唐金の佛像、石上に坐していと貴とかりけり。又其前に小き瓶一つあり。左右に人の骸骨散亂しけるを取退けさせ、彼御佛を安置し奉りければ、諸人拜まんとて歩みを運び群參す。誠に八幡大菩薩の佳瑞にや有りけん、其年の八月三日に將軍家に若君御誕生有り

て、延長久々數よまば、濱の眞砂も限りなく、治る御代の印しなり。彼良昌僧都當國の雜司谷に居住せられし時、八幡大菩薩の夢想に奇異の御告有しに、聊か違はせ給はぬいと有難き事どもなり。右の仔細にて當宮をば穴八幡と號し奉るなり。

一、五月廿四日に、仙臺中納言藤原政宗卿逝去。右政宗卿逝去の前日に、將軍家光公忝くも彼の宅へ渡御遊ばされ、政宗の病苦を訪ひ給ふ。此時政宗卿かよわき身にしあれども、手水漱ひして月代を剃り、髪を結び、衣裳を改め、上下を著し、席を去つて公方様の御前に拜伏し給へば、御懇の上意ども有難き仕合、今生の思ひ出何事か是にしかん。政宗誠に冥加に叶ひ給ふ武將、日本國に於て誰か肩を雙べん。其感涙骨髓にしみ渡りて、茫然として叫び給ひけり。良、暫くありて還御の時、政宗心閑かに台顔を拜し奉り給へば、公方様までもさすが御餘波を惜ませ給ひけると云々。

政宗卿家來追腹の面々

- 一、二百貫文 佐藤内膳 内膳召使一人追腹
- 一、百五十貫文 青木忠五郎 一、百貫文 石田將監 將監召使三人追腹 一、百

伊達政宗
卒す
家光政宗
の病床を
訪ふ

貫文 加藤十三郎 一、六拾貫文 茂庭采女 采女召使二人追腹 一、六拾貫文
南次郎吉 一、五拾貫文 菅野庄左衛門

一、拾三貫文 矢田伊兵衛 伊兵衛殉死の後、忠宗より忤に加増ありて都合三十貫
になる。一、三拾貫文 大槻喜右衛門 大槻事は元足輕なり。政宗卿取立。

一、喜齋 是中間なり。渡邊權之丞 同小平太郎左衛門、此外に今一人ありとなり。
右仙臺知行近年五貫文を他家の百石とすと云々。

一、寛永年中に、江戸中の大小名の小路々々に辻番、其外町中端々迄巷門を仰付け
らる。

江戸の町

一、江戸中の總町數都合八百八町なり。此分は公役を勤め、尤も町奉行の支配なり。
外は寺社奉行衆さては御代官衆の支配なり。右の八百八町の内にて、乗物醫師の
分五千人餘、此外或は歩行、若黨一人に藥箱持、或は僕二人或一人の醫師六萬人餘、
尤も本道・外科・兒醫師・婦人醫師等を合せてなり。但寺社門前町御代官方支配の町
町に住居の醫をば省く。是延寶七年の春改むる處なり。

大坂の家
數橋數

一、大坂の家數は八萬千六百八軒、橋の數は八百八橋なり。

一、京都の家數は前に見えたり。

一、同年中、江戸中の町々物さびたるよし聞召及ばれ、上意にて踊を此方の町よりは
彼方の町へかけつかへしつ。〔脱文カ〕 秋中豊饒にして町中繁榮なりとぞ。

一、同年江戸堺町に於て、天下一下り薩摩太夫、鼠木戸の上に幕を絹の紫に染め、十
文字の紋を付け、且又淨瑠璃人形の衣裝其外歌舞伎役者の衣類等、結構を盡し奢り
けり。然る處に御歩目附の小泉源右衛門見咎められ、其後喜多見久太夫改めら
れ、薩摩太夫を初、彦作・勘三郎等籠舎を仰付けられし。

玉露叢 卷第十 終

玉露叢 卷第十一

寬永十三年朝鮮人來朝記

朝鮮使節

正使

通政大夫承政院同副司承旨知製教兼經筵參贊官春秋館修撰官任統號白林鹿

副使

通訓大夫行弘文館應教知製教兼經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德金世濂號東溟

從事官

通訓大夫行司憲府執義知製教兼春秋館記注官黃床號青丘

上々官二人

喜善大夫同知中樞府事洪喜男折衝大夫僉知中樞府事姜渭賓

上官三人

中直大夫司譯院僉正康遇聖奉正大夫司譯院僉正季長生奉列大夫司譯院僉正尹大銑

武官十七人

中直大夫前會寧判官朴弘疇前鎮川縣監季惟濶淵前所斤僉使金子父朝散大夫通禮院

引儀景大裕張文俊訓練院習讀道延命忠佐衛部將鄭漢驥前造山萬戶李院忠儀衛

副司臬任統奉正大夫黃剗判官金光立行玉浦萬戶白士哲前青水萬戶崔成及忠武衛

副司臬李俊學權瓊尹愛倍尹涯金繼獻 以上

中直大夫詩學教官權摧學士也奉正大夫司譯院教授皮得忱大唐司譯院判官韓相國判

事講肄習讀文弘讀號白眉幼學金溼號梅隱 以上

朝奉大夫典醫監惠民署主簿韓彥協 以上二人醫師

忠武衛上護軍朴之英統事號圖畫署教授金明國畫工號龍驤衛副司臬趙廷珪執筆通德郎

司譯院直長尹廷羽唐通事龍驤衛副司臬繼逸黃得吉唐節校尉忠佐衛副司勇白天龍崔

貴賢・將仕郎理馬・韓天祥・馬醫・典樂・洪鳳元・丁潤・璜・薛義立・林詳・弄・安起・孫・金群祥、以上六人・樂人・侍者五人・中官一百五十人・下官二百六十七人、東福寺召長老・東福寺璘西堂、

信使饗應の次第

- 一、朝鮮之信使對馬を出船して江府迄海陸御馳走の次第。
- 一、壹岐國勝本、松浦壹岐守隆信、順風に付信使名護屋へよらざる故、寺澤兵庫頭使者船此所へ參著。
- 一、筑前國藍島、松平右衛門佐光之、此所へ小笠原右近大夫忠眞使者船參著す。
- 一、長門國赤間關、松平長門守秀就、順風に任せ信使小倉に寄す。故に小笠原右近大夫忠眞使者船、此所に於て進物を捧ぐ。
- 一、周防國上の關 松平長門守秀就 一、安藝國鎌刈 松平安藝守光晟
- 一、備後國鞆の津 水野日向守勝重 一、備前國牛魔土 松平新太郎光政
- 一、播磨國室の津 本多能登守忠義・本多甲斐守正朝・本多内記正勝、順風に付きて信使明石へ寄す。故松平丹波守康永使者船此所へ參著す。

信使上京の時の人馬

- 一、攝津國兵庫 青山大藏少輔幸成・村上孫左衛門・小川藤左衛門
- 一、大坂 久貝因幡守・曾我又左衛門・豊島十左衛門・末吉孫左衛門
- 一、牧方 ひらかた 永井信濃守尙政・彦坂平九郎・平野權左衛門
- 一、淀 永井信濃守尙政 一、京都 岡部美濃守宣勝
- 信使出京之時人馬之入用覺
- 一、百五人 三使之輿三輶 一、十五人 小輿 一、三十二人 乘輿四輶 一、六十八人 長櫃十二 一、四人 大鼓持 一、三人 牀机三 一、六人 曲糸三 一、十四人 大葛籠十 一、三十人 召長老・璘西堂 人足合三百人
- 一、乘馬二疋 上々官二人 一、三疋 判事官三人 一、十二疋 上官十二人 一、十二疋 小童十二人 一、二疋 召長老・璘西堂 上乘馬合三十一疋
- 一、中乘馬七十八疋 中官七十八人 一、乘懸馬百八疋 下官百八人 一、二十疋 通事二十人 一、二十疋 召長老・璘西堂 一、六十疋 菅沼織部正・小野宗左衛門・石川主殿昌勝・觀音寺・市橋下總守政信・小堀遠江守政一、

一、佐和山夜宿、井伊掃部頭直孝 一、居益晝休、井伊掃部頭直孝 一、大垣夜宿、戸田左門氏鐵 一、墨俣晝休、大久保加賀守季任、岡田將監善政 一、名古屋夜宿、尾張大納言義直卿 一、鳴海晝休、尾張大納言 一、岡崎夜宿、本多伊勢守忠利、鳥山牛之介 一、赤坂晝休、本多伊勢守、鳥山牛之介、鈴木八右衛門 一、吉田夜宿、水野隼人正忠 清鈴木八右衛門 一、荒井晝休、服部權太夫、服部木工之助、秋鹿長兵衛 一、濱松夜宿、高力攝津守、松平清左衛門 一、見附晝休、井上河内守正利、松平清左衛門 一、掛川夜宿、松平大膳亮忠重、松平清左衛門 一、金谷晝休、松平大膳亮、遠山六左衛門 一、藤枝夜宿、水野監物忠善、米倉平太夫 一、駿府晝休、揖斐與右衛門、土屋市之丞、安藤彌兵衛 一、清見寺夜宿、大關土佐守增親、細井金兵衛、安藤彌兵衛、間宮彦次郎 一、吉原晝休、戸澤右京亮政盛、松倉長門守、長谷川藤右衛門、井出半左衛門 一、三島夜宿、溝口出雲守宣直、土岐山城守頼行、小林彦五郎 一、箱根晝休、稻葉美濃守正則 諸星庄兵衛、江川太郎左衛門 一、小田原夜宿、稻葉美濃守、成瀬五左衛門 一、大磯晝休、淺野内匠頭長直、遠藤伊勢守、坪井治左衛門 一、藤澤夜宿、仙石越前守政清、小

出對馬守吉親、成瀬五左衛門 一、神奈川 加藤民部少輔、松平左介、長綱伊奈兵藏 一、品川晝休、織田左衛門長治、相馬虎之助、義胤 十二月六日未の刻、右の信使江戸入りなり。町筋の辻固め等をば、森川金右衛門奉りて、根來衆を引連れて務む。加々爪民部少輔、忠隆宮城越前守、兩輩騎馬にて路次の體を見計らひ、朝鮮人に先立ちて芝より本誓寺迄の間を二行に列す。

朝鮮人江戸入の行列の次第

一、清道六本 六人馬上にて持つ 一、囊二本 二人馬上にて持つ二行
 一、旂二本 二人馬上にて持つ一行 一、偃月六本 六人馬にて持つ二行
 一、三枝の槍六本 六人馬上にて持つ二行 一、騎馬都訓導三人、箭を負ひて一行
 一、馬二匹 黒駿・栗毛駿

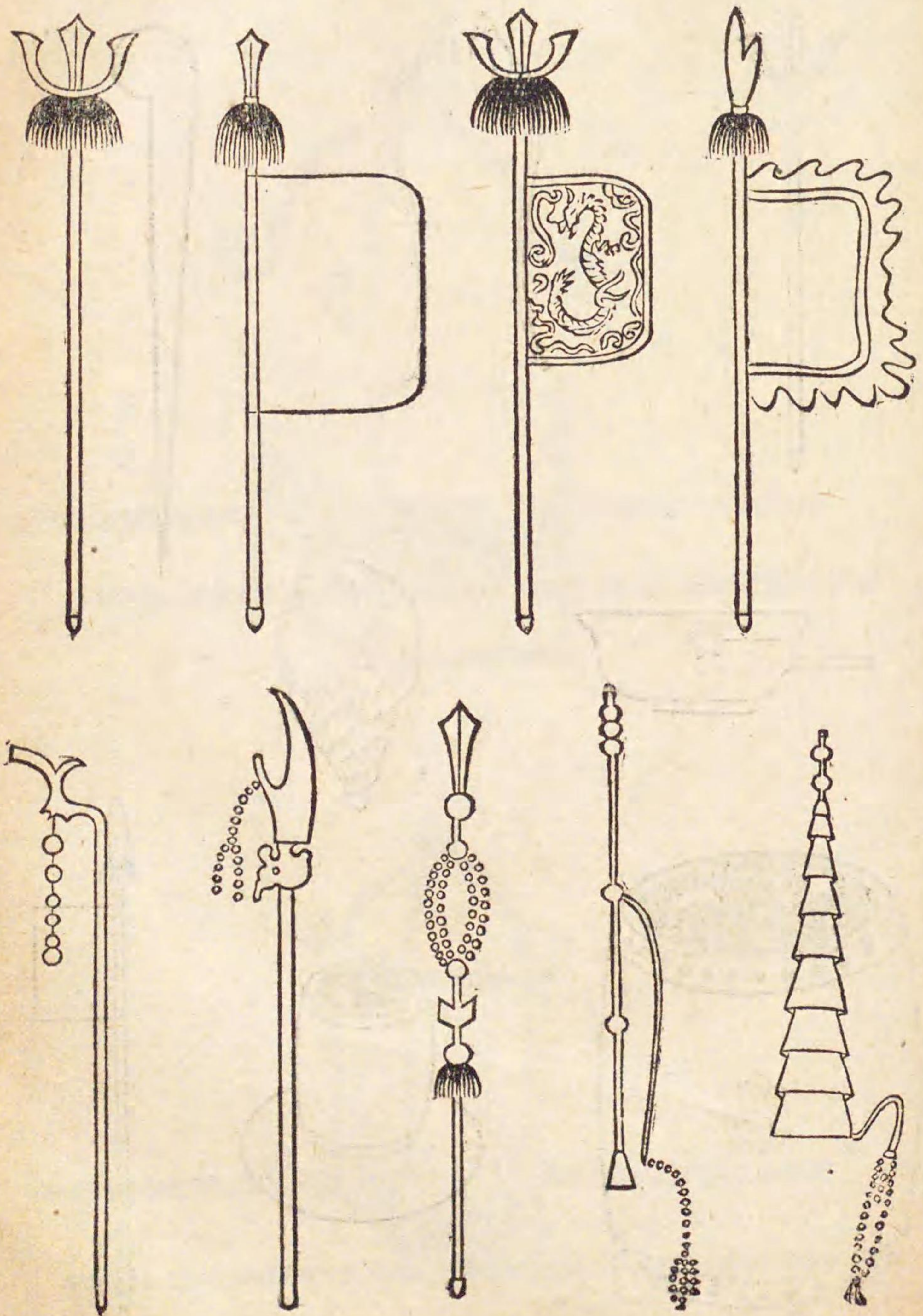
龍亭子書簡箱を載せて二人にて擔ふ。

一、騎馬 判事一人 一、太平簫 六人馬上にて吹く、二行
 一、螺角 六人馬上にて吹く、二行 一、喇叭 右同斷にて吹く、二行

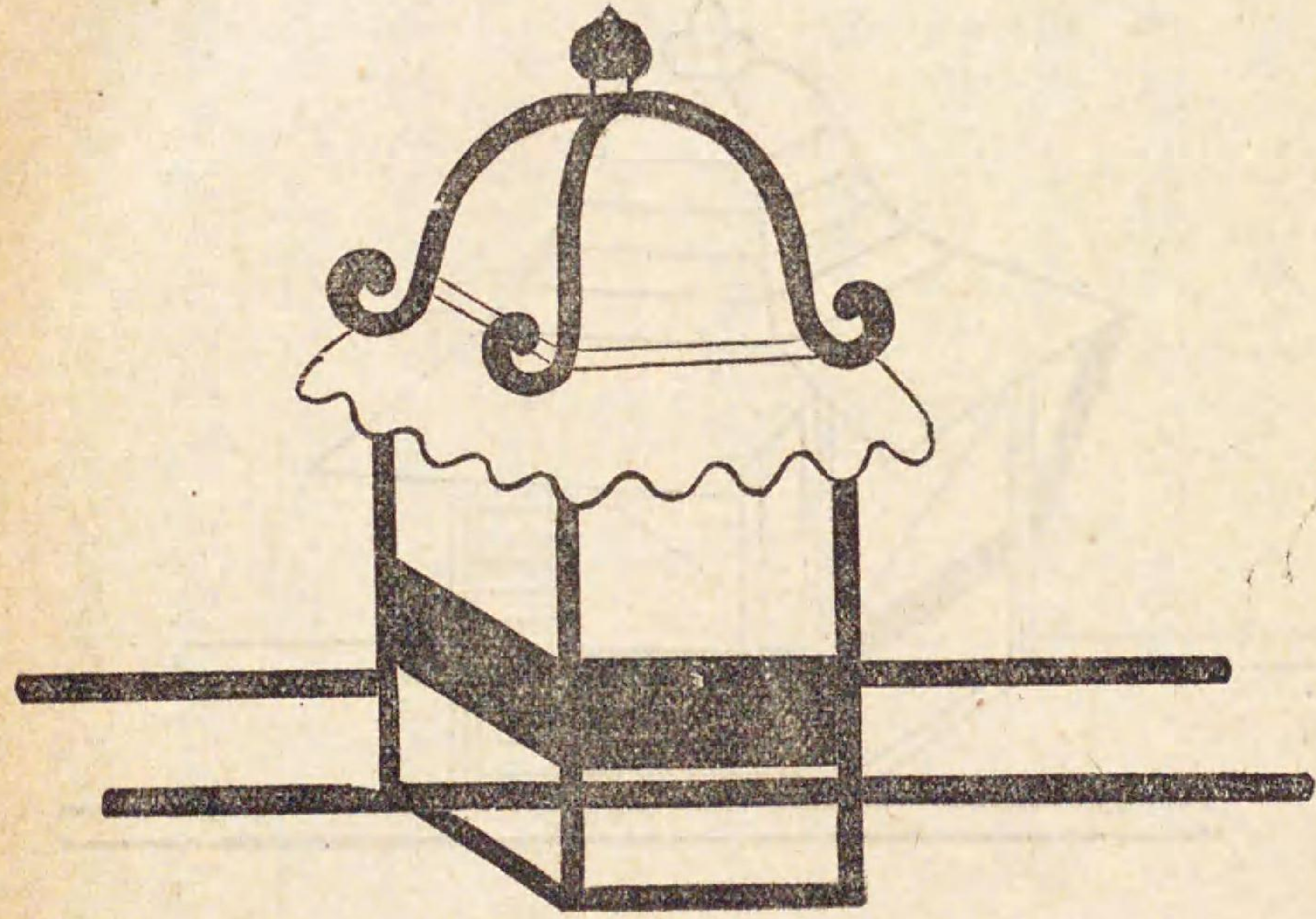
信使江戸入りの行列

- 一、行鼓 右同斷にて撃つ、二行
- 一、鉦 右同斷にて撃つ、二行
- 一、平輜 六人にて昇く
- 一、矛 六本、六人馬上にて持つ、二行
- 一、牽馬 四疋内二正駿
- 一、砲午 八人馬上にて持つ、二行
- 一、鉞 二本、二人馬上にて持つ左一行
- 一、騎馬 小童六人二行
- 一、騎馬 小童二人二行
- 一、屋輜 正使十二人にて昇く
- 一、騎馬 小童二人二行
- 一、鉦點きょうてん 右同斷にて撃つ、二行
- 一、平輜 六人にて昇く
- 一、平輜 同斷
- 一、騎馬裨將十人弓を持ち矢を負ひ二行
- 一、令六本、六人にて馬上にて持つ、二行
- 一、騎馬 鞍置右 案床左 六人二行
- 一、節 二本、二人馬上にて持つ右一行
- 一、步從 使令二人二行
- 一、步從 及喝二人二行
- 一、步從 及喝二人二行

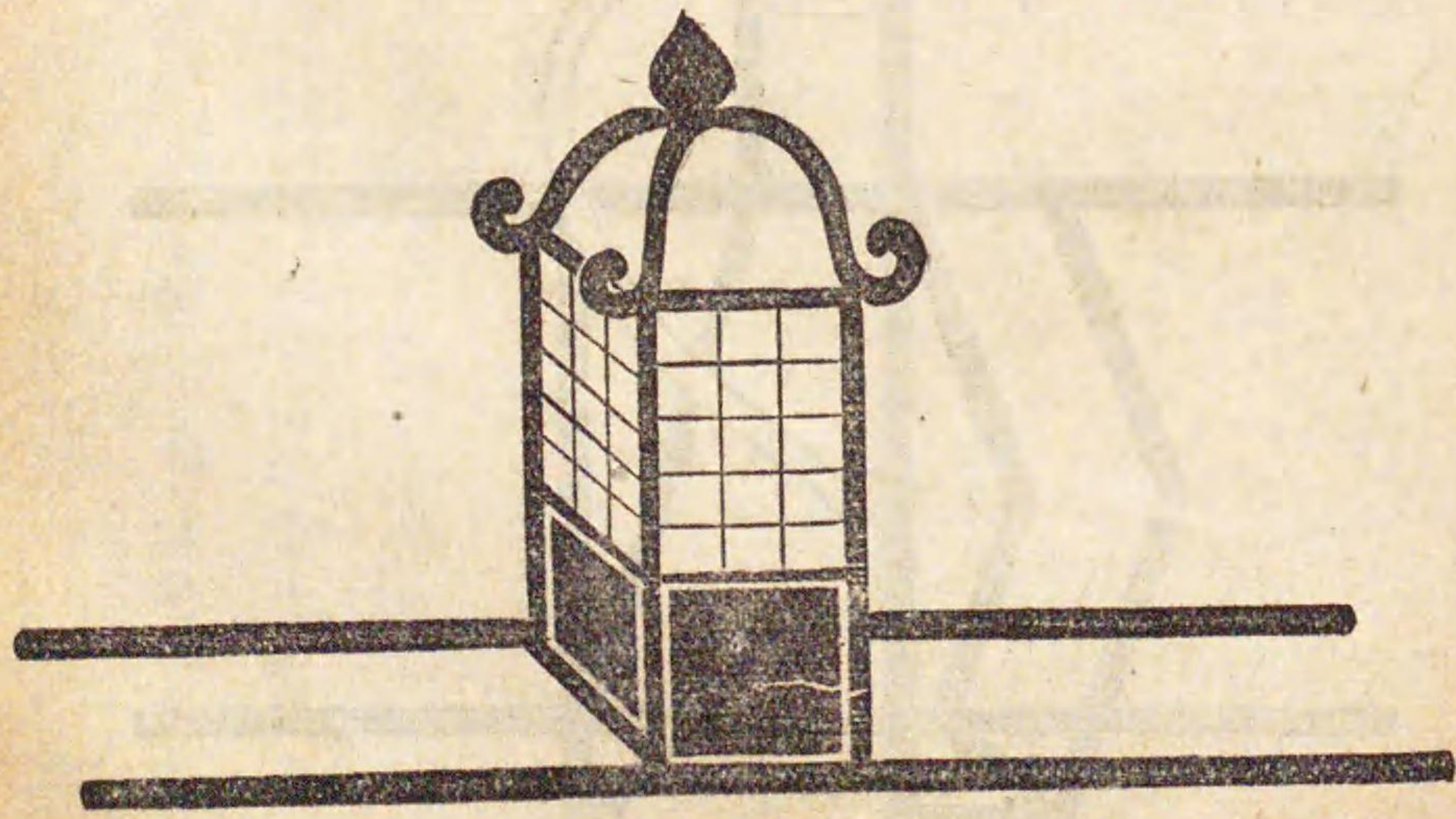
朝鮮國武器之圖



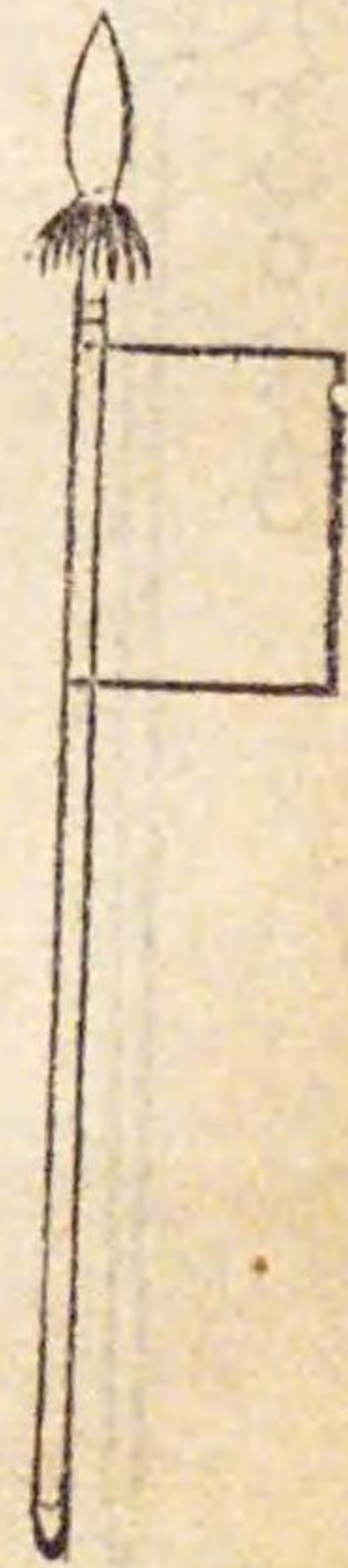
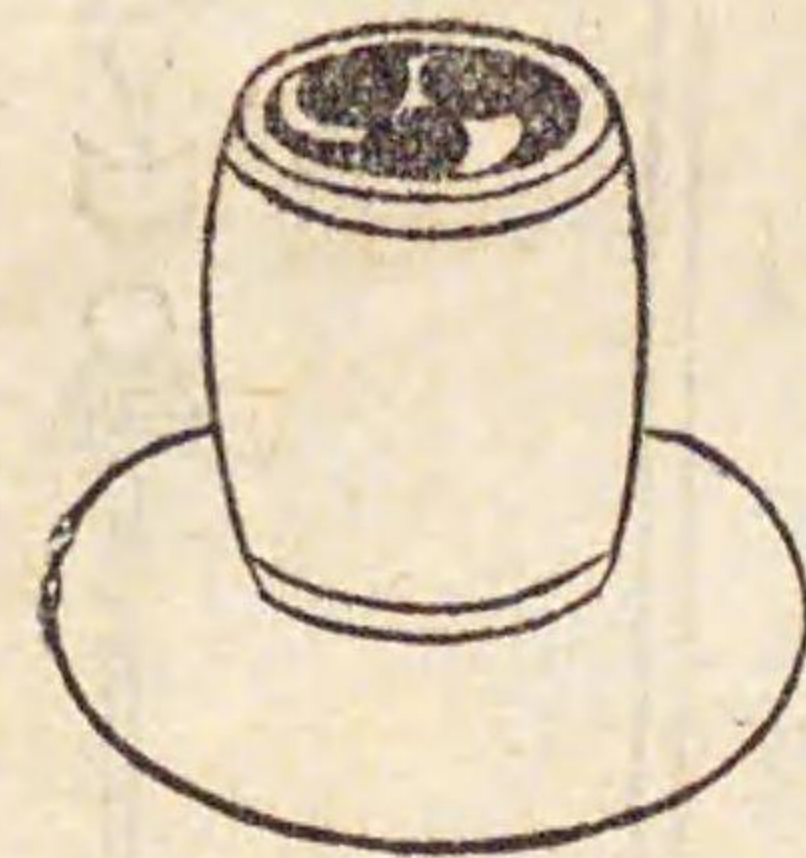
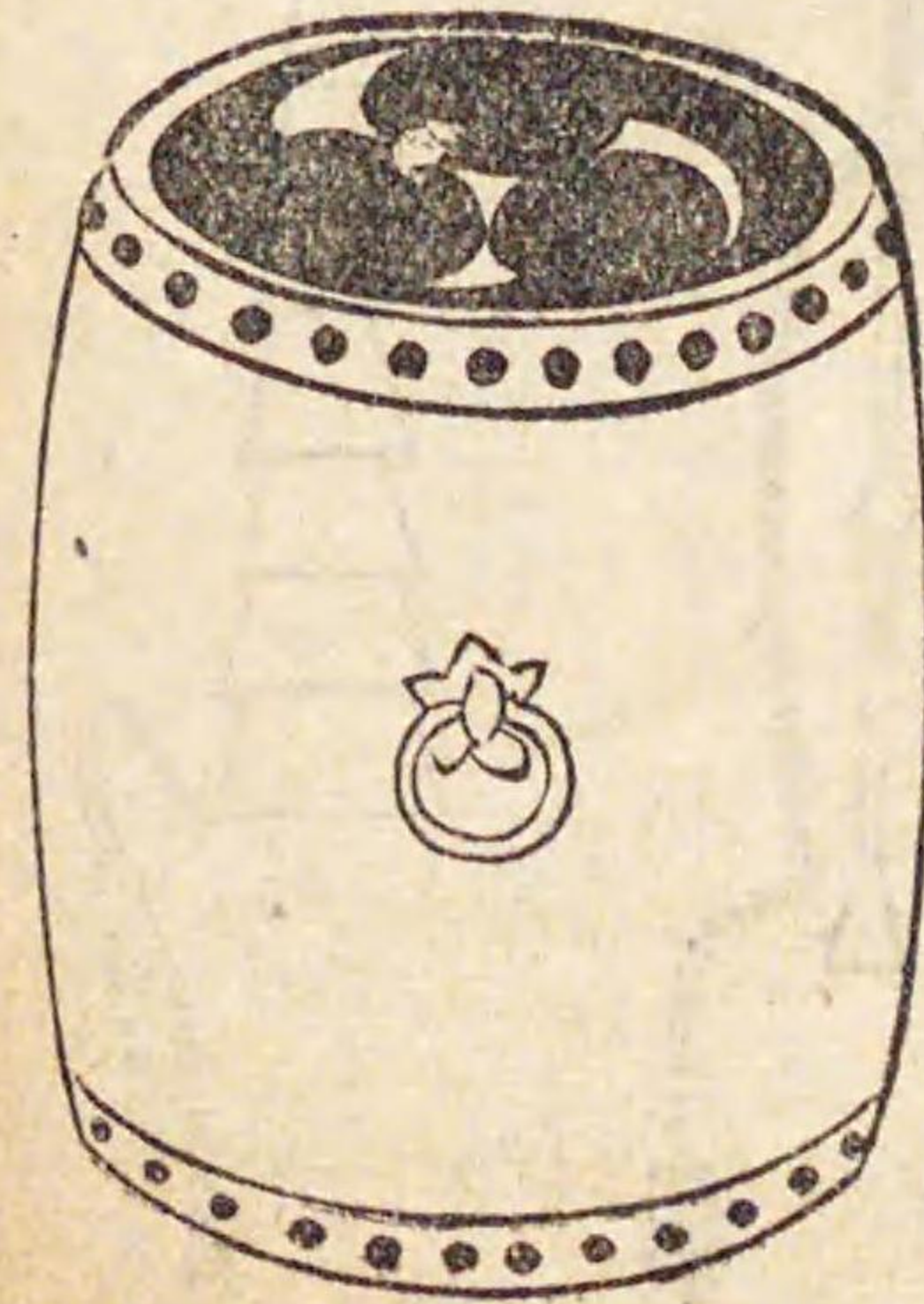
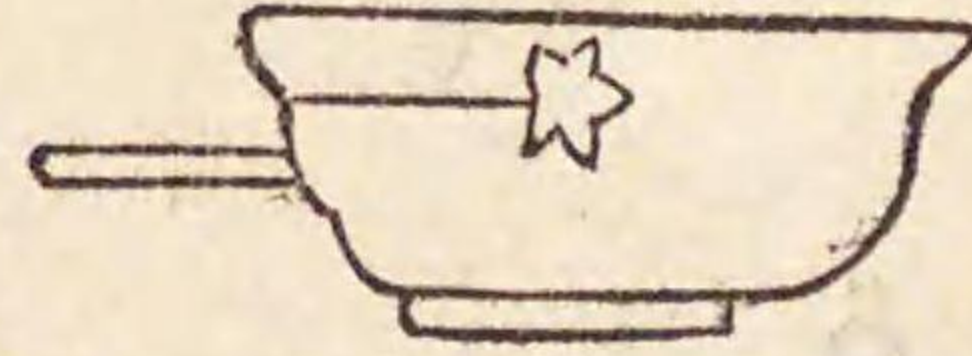
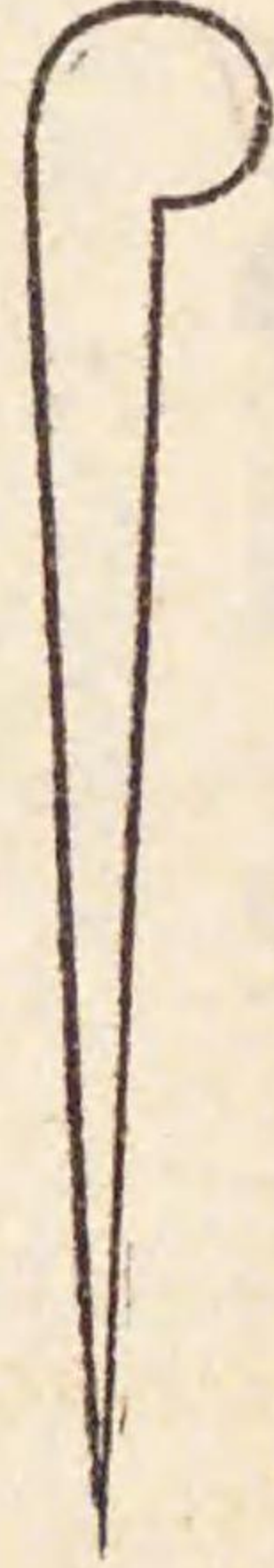
寛永十三年朝鮮人來朝記



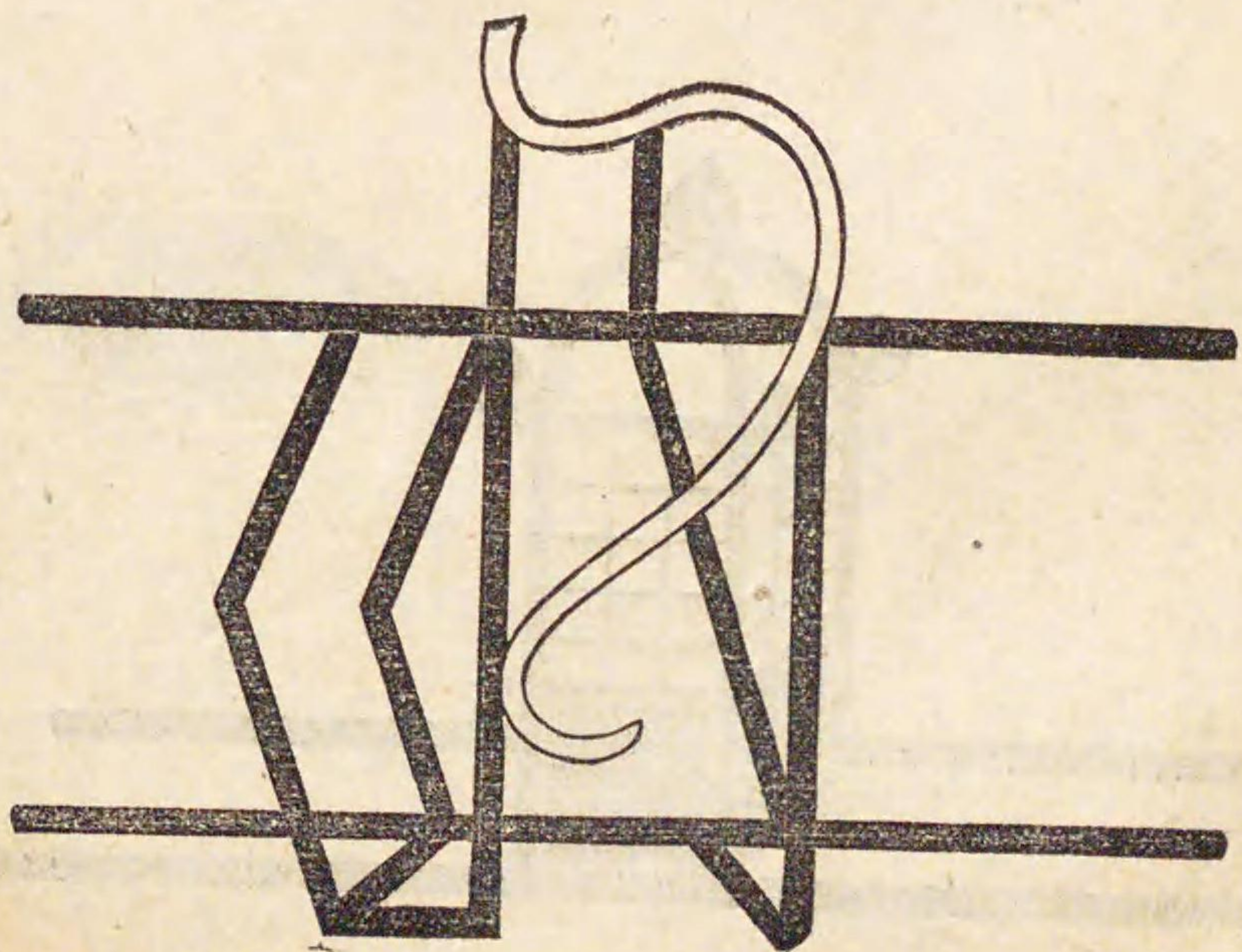
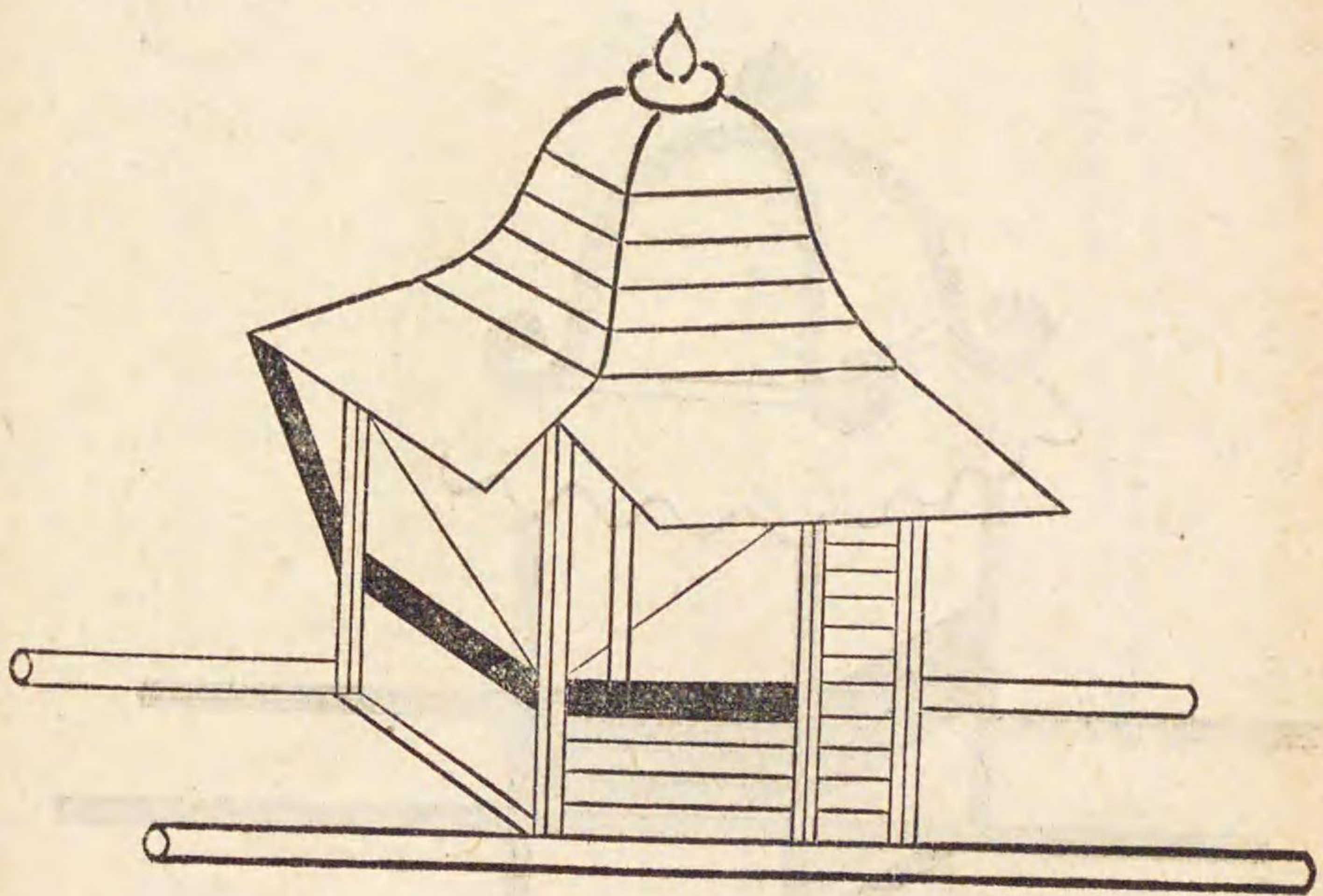
三三



玉露叢 卷第十一



三三



- 一、屋轎 副使、十二人にて昇く
- 一、騎馬 小童、二人二行
- 一、屋轎 従事、十二人にて昇く
- 一、肩輿 上々官、二人にて昇く
- 一、肩輿 上々官、二人にて昇く
- 一、肩輿 醫師、二人にて昇く
- 一、騎馬 上官、中官六十人
- 一、鼓 二人にて擔ふ
- 一、步從 使令、二人二行
- 一、步從 及喝、二人二行
- 一、步從 二人二行
- 一、步從 二人二行
- 一、肩輿 學士、二人にて昇く
- 一、肩輿 上判事、二人にて昇く
- 一、駕轎 四人にて昇く

堀式部少輔、右谷十藏、騎馬にて二行に朝鮮人の跡に附きて側を行く、

一、安藤右京進、脇坂淡路守、右兩人今度朝鮮人來朝の御馳走奉行仰せ付けらる。長袴を著し、本誓寺の大門に出迎へて信使に接す。三使の輿本誓寺の庭上に入る。上々官、上官以下、皆門前より下馬をす。三使方丈の寓にして著座す。今晚朝鮮人へ御饗應を給ふ事、右京進淡路守奉行す。三使より上官まで七五三なり。座敷奉行

本誓寺にて信使を饗す

配膳の役人等、何れも長袴を著す。中官より以下は五々三なり。座敷奉行配膳の役人等肩衣袴を著す。同じき七日の朝より朝鮮人へ御扶持野菜竝に酒肴等下さる。大河内金兵衛奉はる。

目錄是一日の下行なり。

- 一、白米二十石
 - 一、味噌五石
 - 一、醬油一石五斗
 - 一、酢一石五斗
 - 一、鹽三石
 - 一、酒八石
 - 一、油七斗
 - 一、雁十二
 - 一、鴨雞雉百五十
 - 一、鶉鳩鶉百
 - 一、生鱈四十
 - 一、鮒鱈比目四百
 - 一、鶏卵五千
 - 一、生鯛鯉鱸百
 - 一、家猪野猪鹿一充
 - 一、鯉節一千
 - 一、白魚雜喉三斗
 - 一、小鯛鮨乾物二百
 - 一、鰻榮螺赤貝辛螺二百
 - 一、鯨五百貫目
 - 一、大根千五百本
 - 一、葱百束
 - 一、芹百籠
 - 一、蕪菜百五十束
 - 一、苜二百籠
 - 一、芋三石
 - 一、平蕒五百合
 - 一、椎茸三斗
 - 一、干瓢百把
 - 一、白砂糖七斤
 - 一、梨子二百
 - 一、豆腐五百丁
 - 一、羊羹五十斤
 - 一、洲濱百竿
 - 一、餅四千五百
 - 一、碎措糖三十斤
 - 一、カステラ五十斤
 - 一、落雁(五十斤)三十五斤
- 以上

今日午の刻土井大炊頭利勝酒井讚岐守忠勝、上使として本誓寺へ參向に付いて、大

信使へ支
給せる野
菜酒肴

上使本誓
寺に到る

門より本堂迄薄緣筵を敷き、上使衣冠を著し、太刀を帯びて二行に列す。傘持は布衣を著し後へに従ふ。宗對馬守・安藤右京進・脇坂淡路守是亦衣冠を著し太刀を佩き、上使に先立ちて案内す。上々官の通事洪喜男・姜渭賓二人、上使の迎として庭上に出向す。路次の左右に旗矛を立て樂を奏す。正使任統・副使金世濂・從事黃床、上使の迎として出向す。本堂の板縁の東の唐戸に沿ひて西向に立つ。上使大炊頭・讚岐守本堂の階を登つて、西の唐戸に沿ひて東向に立つ。對馬守・右京進・淡路守、同上使の後に従ひ立つ。三使禮拜す。上使揖す。本堂より方丈迄上使左を行き、三使右を行く。上使方丈の上壇に登る。此時對馬守相従ふ。上使上段の北に付て南面に立つ。右京進・淡路守下段に付て同じく南面に立つ。三使又上壇の南に付て北面に立つ。上々官の通事等二人、下段に付て同じく北面に立つ。三使上使に向ひて禮拜す。上使揖して褥の上に著座す。三使同じく座す。大炊頭仰の旨を對馬守に傳ふ。對馬守又通事に演説す。通事奉りて三使に達す。三使より御請を通事奉りて、則ち對馬守に傳達す。對馬守平伏して上使へ演述せしめ、事終りて後朝鮮の侍童五人湯を

捧げて上使へ進む。湯は人參の汁を茶に和すといふ天目に足あり。長さ三寸計り。臺は皿の如くにて中に穴あり。天目の脚臺の穴より下へ出るなり。右湯終りて上使起座す。三使も起ちて禮拜す。上使揖して方丈より本堂へ退出す。三使從つて送る。上使禮謝ありて階を降りて還去す。

信使將軍に謁す

一、同十三日に三使登營す。其節下馬の御門警固の次第、森川金右衛門・馬場三郎左衛門下馬を固む。大手御門をば村越七郎左衛門・久世三四郎、中の御門をば渡邊圖書・石谷十藏、御玄關をば市橋三四郎務む。御座敷奉行は宮城越前守・兼松彌五左衛門奉はる。井上筑後守・秋元修理亮・竝に兩町奉行・御目附衆は御門の内外を見廻る。諸列牧は皆衣冠を著し、太刀を帯び、營中に列座す。三使登城に従ふ者、上々官二人、上官二十二、次官十四人、中官百人、右行列の次第前の如し。旗・矛・樂の役人等皆此所に置きて留滞せしむ。官學士等は大手の御門にて輿より下る。三使は中の御門にて平轎より下りて歩行す。諏訪部源五郎布衣次イを著し、庭上に於て朝鮮王より進上の馬を請取る。將軍家出御の時、土屋兵部少輔御劔役・水野右京亮御腰物・井伊

掃部頭・松平下總守・土井大炊頭・酒井讚岐守御前に祇候す。宗對馬守書簡箱を臺に載せ、下段の間に入る時、吉良上野介請取りて御前の御刀掛の左に置く。三使中座して中壇にて御禮、次に文官と武官は御板縁にて、中官は庭上にて拜禮す。右三使の御禮畢りて下段に著座の時、井伊掃部頭・松平下總守・土井大炊頭・酒井讚岐守御使として下り、三使に謁して宗對馬守を招き、上意の趣を掃部頭傳達す。對馬守通事を以て三使へ言聞す。則席に返答を右四人の面々承り、則ち掃部頭聞わよに覃ぶ。朝鮮王よりの進物を酒井宮内大輔披露す。御引渡を井伊靱負佐捧げ出で又引收む。御前御酌大澤右京大夫、御加吉良若狹守、三使の酌右同人、但し加へなし。三使の引渡加加爪甲斐守・佐野左京亮・朝倉織部正勤む。尾張大納言殿・水戸中納言殿列座にて御饗應出る。兩卿は西の方に付きて東面に著座。三使は東に付きて西面に著座なり。配膳土屋大和守・石丸淡路守・岡田淡路守・瀧川長門守・島田刑部少輔・北條右近大夫勤む。酌初獻太田備中守、二獻朽木民部少輔、三獻又備中守なり。通事へ御饗應の奉行青山大藏少輔・高力攝津守、上官への饗應奉行水野備後守・植村出羽守・内藤石見

守、右事畢りて三使退出の時、掃部頭大炊頭・讚岐守御立關迄送り出る。

朝鮮王よりの書簡

朝鮮國王の信書

朝鮮國王李倧奉書

日本國大君殿下、信音間濶星紀間環、每儀しなごい風儀徒勤景仰、比因馬州行李往來、竊聞不承先緒克恢前烈、疆域靜謐民生享樂、泰寧之福悠久可其無任慶喜之至、茲遣使价兼候起居、不腆土品聊以修敬、所願益敦世睦共承天保、幸甚多少不宣。

崇禎九年八月十一日

朝鮮國王李倧

別幅

信物

- 一、大緞子 十疋
- 一、大縐子 十疋
- 一、白苧布 三十疋
- 一、黑麻布 三十疋
- 一、黃照布 三十疋
- 一、人參 五十斤
- 一、虎皮 十五張
- 一、豹皮 二十張
- 一、彩花席 二十張
- 一、色紙 三十卷
- 一、黃毛筆 五十柄
- 一、油煤墨 五十笏

- 一、青斜皮 三十張
- 一、魚皮 一百張
- 一、黃蜜 一百觔
- 一、清蜜 十器
- 一、鷹子 二十連
- 一、駿馬 二匹鞍具

以上

朝鮮信使日光山に詣づ

三使日光山へ參詣の望みあるに依りて、同十四日に南光坊大僧正江府を立ちて登山なり。十七日三使江戸を發足す。路次の警固は那須美濃守・真田隼人正奉はる。一、上々官一人 一、判事三人 一、上官十二人 一、中官九十人 一、下官百八人都て二百十四人、鞍置馬百九匹

江府に留停の官人

- 一、上々官一人
- 一、上官三十二人
- 一、中官四十三人
- 一、下官九十三人
- 以上二百六十九人

日光路次中御馳走の次第

一、越谷晝休、土方彦三郎・城宮主膳正・伊奈半十郎 一、糟ヶ部泊、谷大學頭・池田内藏助・伊奈半十郎 一、新栗橋晝休、杉原伯耆守・太田原佐兵衛・伊奈半十郎 一、小山泊

寛永十三年朝鮮人來朝記

土井大炊頭 一、石橋晝休、奥平美作守・設樂長兵衛・伊丹彦左衛門 一、宇都宮泊、奥平美作守 一、大澤晝休、阿部對馬守・高室彦三郎・熊澤三郎左衛門 一、今市泊、水谷伊勢守・市川孫左衛門・深屋吉右衛門

一、廿日に三使日光山へ登山、御廟前に於て拜禮、燒香事畢りて南光坊に對謁す。松平伊豆守・宗對馬守・松平右衛門大夫・板倉内膳正・秋元但馬守、此等の人々山中を巡見す。三使の參詣の儀式を見窺ふべきと雖も、江戸に於て無用の旨仰付けらるゝに依つて三使へ對顔せず。三使拜禮事畢りて各も下山す。道中の御馳走の次第、參詣の時と同じ。

一、廿五日に宗對馬守を召し、三使日光山參詣太儀に思召すの旨仰出ださる。
一、廿七日に土井大炊頭・利勝・酒井讚岐守・忠勝・上使として本誓寺に來駕して、朝鮮王への返簡並に御賜物等を引渡し、則ち御暇を下さる旨演説す。三使兩上使に謁す、規式前の如し。此時朝鮮樂師六人出で、下壇にて樂を奏す。畢りて信使並に上中下官等へ白銀賜物を下さる。朝鮮王への御賜物は方丈への上段に積む。三使への

をば同所の下段に積雙べ、上々官へのは本堂の東の間に於て渡す。中官・下官等は皆々庭上に列す。賜ものをば本堂の板縁にて下さる。何れも上使の前に於て領す。右京進・淡路守奉はりて配す。

御返簡

家光の返簡

日本國源家光奉復

朝鮮國王殿下聘价遠馳、禮意益敬、見書就審慶我治平、贈其物產、依數領之、懇欵深切慰悅殊甚、爰聽義成調興相訟、則有偽造書印者、革正糾察焉、貴國早聞知、而今改往自新至此誠可也、交道者義不渝、舊約、則彼此好也、有小信物附亮察、不宣、

寬永十三年十二月二十七日

日本國源 家光

別幅

撒金六曲屏風二雙

錦臺子二飾

爐釜水壺柄立小滴蓋每飾諸具備

寬永十三年朝鮮人來朝記

綿衣計五十領染繡金箔 銀子五百枚 綿三百把正使 同斷 副使 同斷 從事、

銀子二百枚づつ上々官通事二人 同五十枚宛 判事官三人 同五百枚は上官四十

四人 同千枚は中官下官四百廿三人 以上

一、同廿九日に三使江戸を發足す。兩町奉行町筋並に品川邊迄巡見す。路次中御馳走等及び人足馬數に至る迄、右京都を發足の時に相同じ。

朝鮮人來朝有りて本誓寺に參著の日より在留中之次第

一、本誓寺大門東 安藤右京進重長 弓五張、鐵炮十挺、長柄十本、突棒一本、刺股

一本、鋏一本、棒五本、大提燈一、外に小提燈、馬乘五騎、弓頭二人鐵炮頭二人長柄頭一人 足輕十人、中間

三人、

一、同所大門西 脇坂淡路守安元 備右同斷

一、大門より本堂迄の間の警固、鐵炮の者八十人袴を著す右京進者淡路守者

一、本堂の警固 馬上五騎、足輕十人、右京進家來、

右同斷、淡路守家來

僧使江戸を辭す

信使接待及び警衛の次第

一、御饗應の時座敷奉行配膳 三使の座敷膳部七五三、座敷奉行馬乘三人、配膳兒

小性四人、著長袴 膳立中小性二人、肩衣袴を著す 右は右京進家來、

一、右同斷之人數淡路守家來、

一、上々官二人之座敷膳部七五三、座敷奉行馬乘二人、配膳兒小性六人、長袴を著す 膳立

中小性四人、肩衣袴を著す 右は右京進、淡路守兩家來にて此の如し。

一、判事官三人、上官四十四人座敷、膳部七五三、座敷奉行馬乘十八人、配膳兒小性廿

人、長袴を著す 膳立中小性廿人、肩衣袴を著す 右は右京進、淡路守兩家來

一、中官百三十二人の座敷、膳部五々三、座敷奉行馬乘十人、配膳中小性卅人、肩衣袴を著す 膳

立足輕卅人、肩衣袴を著す 右は右京進、淡路守兩家來

一、下官二百四人の座敷膳部本二、座敷奉行馬乘四人、配膳足輕四十人、肩衣袴を著す 膳立同

四十人、袴をかき著す 右は右京進、淡路守兩家來、

一、火の番 馬乘十六人、足輕十六人 右京進、淡路守兩家來なり。

一、本堂 馬乘十六人、足輕廿人宛、右京進、淡路守兩家來なり。

一、座敷 馬乘六人宛信使三人に屬す。馬乘四人宛上官に屬す。馬乘四人宛上々官二人に屬す。馬乘六人宛中官に屬す。

右は右京進淡路守兩家來出づる。

信使登城の行列

一、朝鮮人御目見の時の行列

但此者どもは下馬と橋との間に旗矛樂の役人に附相留るなり。

〔此内一人と通事一人は御立關迄相傍參る。〕

御立關迄通る

淡路守家來

旗矛樂

右侍十人

通事一人

對馬守家來

侍一人

右京進

上官

次官

士二人

淡路守 兩家來

書簡

騎馬一人×

對馬守家來

通事一人

左侍十人

旗矛樂

右京進家來

對馬守家來 通事一人

士三人 上官

次官

士二人

對馬守家來

但此者どもは下馬と橋との間に旗矛樂の役人に附相留るなり。

〔此内一人と通事一人は御立關迄相傍參る。〕

御立關迄通る

信使轎より下る處迄參る

此内士一人通事一人御立關まで參る

大手奥の橋まで行く

士五人

對馬守家來

通事一人

士

對馬守家來 通事一人

士

對馬守家來一人

×信使三人

上々官二人

上官

次官

御持槍十本

小物頭

對馬守家來 通事一人

士五人

對馬守家來 通事一人

士

對馬守家來一人

信使轎より下る處迄參る

此内士一人通事一人御立關まで參る

大手奥の橋まで行く

朝鮮人日光登山上下之馬數但し鞍置

- 一、十二匹 水戸中納言殿 一、十七匹 松平越前守 一、十五匹 松平伊豫守
- 一、十三匹 加藤式部少輔 一、十匹 松平越後守 一、十二匹 上杉彈正大弼
- 一、十匹 佐竹修理大夫 一、六匹 丹羽五郎左衛門 一、二匹 松平大和守
- 一、二匹 松平土佐守 一、二匹 一柳丹後守 一、二匹 一柳美作守
- 一、一匹 一柳藏人 一、三匹 津輕土佐守 一、二匹 土井大炊頭

右合せて百九匹なり。

一、朝鮮人江戸發駕の時、京迄鞍置馬竝に皆具數付之事

一、九匹但鞍置馬・口付とも。外に鞍・皆具・口付とも。馬は無用たるべしとなり。

松平隱岐守

一、七匹右同斷 同二匹分 松平出羽守

一、九匹右同斷 同四匹分

小笠原右近大夫

一、七匹右同斷 同三匹分 堀丹後守

一、十二匹右同斷 同三匹分

真田伊豆守

一、三匹右同斷 同二匹分 松浦壹岐守

一、四匹右同斷 同二匹分

牧野右馬允

一、七匹右同斷 同二匹分 内藤帶刀

一、四匹右同斷 同二匹分

松平丹後守

一、四匹右同斷 同二匹分 小笠原信濃守

一、三匹右同斷 同二匹分

本多能登守

一、四匹右同斷 同二匹分 内藤豊前守

一、五匹右同斷 同二匹分

松平周防因幡守

一、三匹右同斷 同二匹分 本多飛騨守

一、三匹右同斷 同二匹分

金森出雲守

一、三匹右同斷 同二匹分 鳥井主膳正

一、七匹右同斷 同二匹分

酒井宮内大輔

一、十一匹右同斷 同三匹分 松平式部大輔

一、三匹右同斷 同二匹分

織田辰之介

一、二匹右同斷 同二匹分 松平丹後守

一、四匹右同斷 同二匹分

松平紀伊守

一、二匹右同斷 同二匹分 小笠原壹岐守

一、二匹右同斷 同二匹分

本多内記

一、三匹右同斷 同二匹分 井伊兵部少輔

一、三匹右同斷 同二匹分

佐久間三五郎

一、三匹右同斷 同二匹分 新庄越前守

一、一匹鞍置馬口付とも

牧野播磨守

一、三匹鞍置馬口付とも 堀田加賀守

一、二匹右同斷

阿部豊後守

一、二匹右同斷 西尾丹後守

一、一匹右同斷

伊丹播磨守

一、一匹右同斷 京極主膳正

一、一匹右同斷

森川半彌

一、三匹右同斷 本多主税

一、二匹右同斷

小笠原左衛門佐

一、一匹右同斷 松平主税

一、一匹右同斷

九鬼式部少輔

一、一匹右同斷 六郷長五郎

一、二匹右同斷

織田百介

一、一匹右同斷 毛利市三郎

一、二匹右同斷

桑山修理亮

一、一匹右同斷 三宅大膳亮

一、一匹右同斷

溝口金十郎

一、一匹右同斷 山口但馬守

一、一匹右同斷

松平大隅守

一、一匹右同斷 真田内記

一、一匹右同斷

立花主膳

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 一、一匹 右同斷 | 池田内藏助 | 一、一匹 右同斷 | 堀 淡路守 |
| 一、一匹 右同斷 | 前田大和守 | 一、一匹 右同斷 | 小出大隅守 |
| 一、一匹 右同斷 | 佐久間藏人 | 一、一匹 右同斷 | 伊藤若狹守 |
| 一、一匹 右同斷 | 西郷若狹守 | | |

鞍置馬都合一百六十八匹

鞍皆具都合四十六四分

〔朝鮮人來朝記終〕

玉露叢 卷第十一終

玉露叢 卷第十二

一、寛永十四丁丑年二月廿八日に、江の津に於て生捕の山田藤右衛門が申上候口上の覺書

一、今度吉利支丹の宗門共一揆の根元は、木工右衛門・源左衛門・宗意・善左衛門等、廿六ヶ年以前より天草の内、東島栗イと申す所に山居仕り罷在候が、去年六月中旬の頃、右五人の者申談じて曰く、抑々天草の内高江と申す所に罷在る婆天連共、是修行者云ふ廿六ヶ年以前に、公儀より異朝へ御追放の刻、右の婆天連共、一卷の祕書を記し残置き候。其内に曰く、當年より廿六年目に當りて、童子一人爰に来るべし。是れ吾等が宗門の善知識と知るべし。此人、學ばずして諸宗の奥儀を究め、天に印しるしを顯はし、木に饅頭をならせ、野山に白旗を立て、東西に雲の焼くる事必ず有るべし。然れ共吾が一宗の住所は、聊か焼くまじき由を書置き候事。

吉利支丹
一揆に關
する山田
藤右衛門
の口上覺
書の

切支丹一
人の發頭

大矢野四郎時貞は天使なり

一、天草に罷在り候大矢野四郎時貞といふ者、右の書物に載せ置く童子なるべし。彼の書物に引合せ考へ見るに、毛頭違なし。扱は彼は天使に疑なし」とて、彼の五人の者共、貴み諸人へ披露申させ候事。時貞此時行年十六歳なり。

切支丹一揆蜂起時節の豫言

一、吉利支丹蜂起致すべき時節は、丑の七月十五日なるべし。其時天地も響くほどの不思議あるべし。此時努々驚き申すまじき由、彼の五輩常々申聞け候事。

一、右五人の者共の申す通、尤も月と日とは違ひ候へ共、丑の十月五日の夜陰に、卒に吉利支丹共蜂起仕り、在々所々、山々谷々へ引籠り罷在り候。依つて頭分の者共會合せしめ、相談申して曰く、「急ぎ人數を催し、島原・天草其外所々の御代官、並に他宗の面々出家・沙門等に至る迄、我が宗門に一味同心なき奴原共を、逐一切殺せ」と下知するより、早くめたくと討殺し、何れもつまりくの切所へ引籠り申候事。

高來城の留守居邪宗の徒を討取る

一、右の様子どもを、高來の城主松倉長門守勝家の留守居の者聞付けて、人數百餘人に武器を持たせ、大江村といふ所へ押寄せ、邪宗の奴原共を四十餘人討捕り、人數を城へ引取らんとせし處に、吉利支丹の殘黨共跡を慕ひ、島原の城下迄飛來りて、

互に火花を散らして戦ひし内に、邪宗共城門を打破り、已に亂れ入らむとせしかども、城兵等爰をせんと稠しく防ぎ申候に付、殘黨共叶はずして引取りざまに、城下町屋其外神社・佛閣、在々所々残らず放火せしめ、己れくが在所へ引籠り申し候事。

天草四郎時貞を大將軍に仰がむとす

一、彼の殘黨等打寄り相議して曰く、「天草の四郎時貞を、大將に取立て申すべき旨、評議して相究め、則ち四郎方へ使者を以て申して曰く、「何れも此二三ヶ年以前に、宗門を轉び申せし事、後悔千萬に存じ候間、今度改めて元に歸し、御自分を大將軍と仰ぎ申したく存じ、何れも連狀・連判を以つて、斯くの如くに御座候。御同心に於ては御返翰を相待つの由、委細に申達し候事。」

四郎時貞大將を快諾す

一、四郎時貞が返答に曰く、「使節口上の趣委細承知せしめ候。然れば此度一宗の一人一揆蜂起に付き、若輩短智の我等を其大將に致されたきの旨、身に取り生前の面目此時に候。併しながら各、存知よられての處を辭退に及ばむ事も、何とやらん隔意がましく候間、足下の了簡に任すべく候。さ候はゞ一味の總人數を有増書立て相

越さるべきの旨返答ありければ、何れも喜悅の眉を開きけると云々。扱時貞は、大矢野宮津といふ所にて人数七百程相語らひ、世間の様子を見合せ申す内に、島原の者共悉く馳加はり候へば、程なく五千餘の大將となりぬ。則ち島原の大江といふ所に楯籠り、翌日の評定に曰く「先々長崎表へ人数を二手に分け、一萬二千程日野時・岐義時この兩所を固めさせ、長崎の人々を勧め、同心なきに於ては直に押寄せ、長崎中を放火せしめ残らず討つて捨て、其後島原の城へ働き然るべきの旨」四郎が軍法是に必し、既に打立ち申す處に、此儀寺澤兵庫頭賢高留守居の方へ相知れ申すに付き、富岡の三宅藤兵衛を先として人数を揃へ、〔本ノマ、〕小鷲の近所島腰垣邊迄出張せしめ候間、早々加勢を給はるべきの由、四郎方へ申越し候に付き、先づ長崎表への働をば相止め、千五百人の人数を引連れ、四郎天草へ馳著き、鴻通の勢と一つになり、島原表に於て一戦仕り、〔こつち〕鴻通の人数を引立て、本戸といふ所にして、三宅藤兵衛と渡し合せ、終には藤兵衛を討捕り、それより二日間を置き、又富岡の城へ押寄せ候へ共、城を堅固に持ち候故に、乗取る事あたはず、島原の内、江の津へ總人数をば

島原合戦

引取り申候事。

一、松倉長門守重次、江戸より歸城の由なり。且又鍋島信濃守勝茂の人数も、唐子といふ所迄出張の由、風聞ありければ、一揆原悉く原の古城へ、先づ取籠るべしと相議して、丑の十一月より在々所々の米穀共を、有り次第取運ばせ、其上、江の津にある長門守重次の藏米を、五千石餘奪取り申し候事。

一揆原の古城に籠

一、四郎時貞儀は、十一月四日に彼の古城へ取籠り申候。總人数は男女ともに四日・五日、右兩日の間に籠城して、城普請は五日・六日此兩日にすぎと成就しければ、小屋共は七日・八日に悉く仕廻候て、旗を揚げ申し候事。

一、九日に、天草より男女ともに二千七百餘人、船にて著岸申し候。將又大江の濱にある處の船共を残らず打こはし候て、城の堀の圍に仕り候。三十挺だちの早船を、一艘計り残し置き申し候事。

一、右籠城の男女都て三萬七千餘、是あるを其村切に方々へ手配り申し候事。
一、村中に於て頭分の者の覺。

籠城の男女員數

村々の頭分

一揆軍奉行の面々

一、勝佐村・日崎村・三會村、此三ヶ村の大將分は、助左衛門・次右衛門・仁兵衛・宗右衛門・久藏・六左衛門、以上六人。

一、有馬村・木津村・串山村、此三ヶ村にては、治右衛門・吉藏・太兵衛・長介・太右衛門・久右衛門、以上六人。

一、深江村・小濱村・有江村、此三ヶ村にては、作十郎・久兵衛・甚右衛門・休意・清七郎・藤四郎、以上六人。

一、上津住村・安徳村・牛元村、此三ヶ村にては、久兵衛・大藏・市兵衛・覺介・五郎左衛門・七右衛門、以上六人。

一、大矢野村・江の津村にては、七右衛門・甚右衛門・次郎兵衛・玄察浪人・甚吉・長右衛門、以上六人。

右の三十人の者共は、其村々の庄屋五人組等なり。
一、軍奉行の面々、

戸塚仲兵衛 是は此以前大野修理大夫治房が家來なり

松島半之允 是は松倉長門守勝家が陪臣のよしなり

醫師休意 有江村の者

相澤玄察 浪人なり

以上四人

一、十二月廿日の城攻の時は、松平右衛門佐光之、請取番に居られ候に付き、委細の儀は存せず候。翌年の正月朔日の城攻の時は、極月晦日の晩に其旨有増知れ申し候に付き、城中にての手負・死人は、僅に十七人御座候事。

一、二月廿一日の夜討のときは、よせて大江口よりかゝり申し候。總人數二千人なり。

一、千四百人は松平右衛門佐光之の手。一、六百人は寺澤兵庫頭賢高の手。

右の外に、立花飛驒守忠茂と松倉長門守勝家人數五千人は是仕寄なり。出丸より千人は鍋島信濃守勝茂仕寄の人數なり。

一、其日、城中の手負四百三十人なり。此内六十二人は城中へ引取り申し候事。

一、右衛門作儀（おし）は、箭文顯はれ候て搦められ、松山の出丸に罷在り候事。

一、城中の鐵炮の數、以上五百三十挺なり。玉藥は正月末より斷れ申し候に付いて

大江口合戦

打ち申さず。然れ共少し嗜み置き候を、廿七日に打たせ申し候事。
一、城内の兵糧は、二月十日頃より斷れ申すに付いて、籠兵難儀に及ぶと雖も、少しは貯もある由の事。

一、右衛門作儀は、四郎が家老にて内外の儀能々存じ候事。

一、籠城の浪人は四十人なり。右の内に年來四十計りの男なる程軍の手立能く、敵の強弱を知り諸事軍術功者にて候。此浪人、何方より参り候て籠城仕り候やらん。其在所誰も存せず候事。

籠城の浪人

鍋島勝茂
石火矢を
城中に打
込む

一、或時四郎時貞、本丸に於て圍碁を打ち候て居候を、鍋島信濃守勝茂の望樓より、石火矢を打ちかけゝるが、時貞が左の袂を打切つて、其玉にて四郎が側に罷在り候男女六七人打殺され申し候。依りて城中の男女、内々は、如何様、四郎には名譽の儀あるべきと思ひ、末頼もしく存せしか共、只今の風情は、四郎さへあの如くなれば、末々の儀思ひやられて、各、力を落しけるとなん。彼の井樓より打ちかけ申す石火矢にて、手負・死人数これあり、城兵共難儀仕り候事。

有馬直純
の矢文

右衛門作
内通の矢
文

一、彼の右衛門作存じ候は、四郎事、右の仕合故、籠城の面々勇み申さず候。折節有馬左衛門佐直純より矢文にて仰聞けられ候は、汝等譜代の者の儀なれば、直純に對し疎略あるべきとは思はぬなり。何とぞ手立を以て忠義を盡し候へかし。さもあらば其儀を高聞に達し、其方等一廉御取立遊ばされ候やうに、此左衛門佐が進退にかへても言上に及ぶべし」と、度々仰聞けられ候に付き、右衛門作爰に於て思ふ様は、「頃日の様體を考へ見るに、四郎が武運も漸く傾きぬ。然らば一生の智謀、今の儀なるべし」と工夫仕り、右衛門作支配の勢七百餘輩之ある内、五百人程へ右の事を申談じければ、何れも尤と一味申し候故、扱はと思ひ、直純へ矢文射けるやうは、「拙者請取口は三の丸にて候間、廿一日に彼の口より御寄せなされ候は、早速城内へ引入れ、火の手をあげさせ、めたくと城を乗取らせ申すべく候。扱其節、四郎拙者諫め申すべき様は、寄手の猛勢、城内へ亂入せしめ矢を放ち候間、此上は防ぐべき方便なし。早々城中を退き給ひ、濱の手へ御廻り小船へ召され、何國へも落行き給ひて、時節を御待ち然るべしとたばかり申すべし。其時濱の手へ御人数を

出され、時貞を御生捕候やうに忠義仕るべし」と書認めて、二月十八日に左衛門佐陣中へ矢文を射ける處に、見付け給はず、廿一日の手筈相違になりぬ。右衛門作不審に思ひける處に、左衛門佐陣中より、又廿一日の晩景に矢文を射られて曰く、「返札の趣遅く見付けて、今日の首尾をたがへ、返すくも口惜き次第なり。」さりながら重ねて日限を相定められ申越さるべし。聊か相違あるまじき由仰せ越さる。其矢文をば城中の者見付け、直々に四郎に披露しければ、「扱は右衛門作が心變はしつる」とて、則ち搦め松山へ出置き、右衛門作が妻子をば、廿七日に大手の柵形まきかたの内にて斬捨てにけり。右衛門作を搦め置き候松山へ、小笠原右近大夫人數亂入、彼を見付け既に斬らむとす。時に左衛門佐より給はる矢文を披見に入れければ、助命ありて今度の生捕の人數に成ぬる事。

有馬落城

右有馬は、二月廿八日に落城なり。

城兵 以上八千百九人

一、島原に籠城の邪宗合せて三萬七千四百四人なり。

寄手の手負死人

寄手の手負・死人の覺

- | | | |
|--------------|------------|---------------|
| 一、手負 千六百五十八人 | 一、討死 二百十三人 | 右、細川越中守忠利の家來 |
| 一、手負 三百四十五人 | 一、討死 二百十三人 | 右、松平右衛門佐忠之の家來 |
| 一、手負 三百四十五人 | 一、討死 三十五人 | 右、黒田甲斐守長重の家來 |
| 一、手負 百五十六人 | 一、討死 十六人 | 右、黒田東市正高政の家來 |
| 一、手負 六百八十三人 | 一、討死 百十六人 | 右、鍋島信濃守勝茂の家來 |
| 一、手負 百八十五人 | 一、討死 七十八人 | 右、有馬玄蕃頭豊氏の家來 |
| 一、手負 三百七十九人 | 一、討死 百二十七人 | 右、立花飛驒守忠茂の家來 |
| 一、手負 九十七人 | 一、討死 二十一人 | 右、松倉長門守勝家の家來 |
| 一、手負 二百三人 | 一、討死 十九人 | 右、小笠原信濃守長次の家來 |
| 一、手負 百二十七人 | 一、討死 三十一人 | 右、松平丹後守重直の家來 |
| 一、手負 三百八十二人 | 一、討死 百六人 | 右、水野日向守勝成の家來 |
| 一、手負 三百八十八人 | 一、討死 三十九人 | 右、有馬左衛門佐直純の家來 |

島原落城

島原寄手の諸將の馬印

- 一、手負 三百十五人 一、討死 三十九人 右、寺澤兵庫頭賢高の家來
 - 一、手負 三十四人 一、討死 四人 右、戸田左門氏鐵の家來
 - 一、手負 百四人 一、討死 六人 右、松平伊豆守信綱の家來
- 手負都合六千九百六十人 討死都合千百三十人
- 右の外諸大名よりの使者の面々、並に諸浪人の手負、討死の員數は知れず。
是れ寛永十五年寅の三月廿七日、肥前國有馬郡島原落城す。
- 一、島原へ寄手の諸將の馬印の覺

- 一、猩々緋の鍬形 細川越中守 一、段々の馬連 細川肥後守
- 一、切先の輪拔きつさきわぬけの上に烏毛 松平右衛門佐 一、金のしなひ 黒田甲斐守
- 一、犀の上に黒熊 黒田東市正 一、唐の頭の上に鳥毛鳥毛の天目 鍋島信濃守
- 一、輪の切先の上に唐の頭 鍋島甲斐守 一、茗荷の丸の上に鳥毛下に唐の頭 鍋島紀伊守
- 一、鳥毛のくるす 有馬玄蕃頭 一、二階しら鷺の毛 有馬兵部少輔
- 一、赤き吹貫 立花飛驒守 一、白銀の二つ團子 小笠原右近大夫

- 一、白銀の毘籠 小笠原因幡守 一、赤き團子 小笠原信濃守
 - 一、淺葱の吹貫の上に烏毛 松平丹後守 一、熊毛 寺澤兵庫頭
 - 一、金のくり半月の下に赤きのうれん 戸田左門 一、三階のすげ笠 戸田淡路守
 - 一、白熊の三階はぐま 戸田三郎四郎 一、二階の鳥毛上は黒、下は白 有馬左衛門佐
 - 一、二階笠に黒ふくめん 松倉長門守 一、赤き二つ團子 松倉右近
 - 一、赤き瓢の上に烏毛 板倉主水正 一、朱の丸の下に烏毛 榊原飛驒守
 - 一、四半の朱の丸 榊原左衛門佐 一、赤四半に黒五文字 井上筑後守
 - 一、赤四半に金の丸に中に左二とあり 井上清兵衛 一、淺葱四半に金の五文字 石谷十藏
 - 一、赤四半に白五文字 馬場三郎左衛門 一、二股の白熊 馬場甲斐守
 - 一、銀板にいろは 牧野傳藏 一、銀板に題目 林丹後守
 - 一、竿に白熊 松平伊豆守 一、鳥毛の開き傘 水野日向守
 - 一、島原邪宗一揆の砌城攻の事、並に三將軍法の評判
- 百齋といふ浪人、其頃肥後の大守水野勝貞に屬して九州に下り、彼の城攻の手立、

島原城攻

冬春の間以上五ヶ月守城の事を語る有増承る處に、寄手毎度攻撃つと雖、一度も城外に利なくして、大分討死・手負夥しと沙汰ありけり。然るに日向守勝貞は、春二月に彼の地へ下り給ひぬ。故に冬と正月の攻撃をば、人傳にのみ聞及ばれ、只今此陣に向つて勝負、彼の百齋を召して尋ねられて曰く、是程纔の小城を流石の諸大將打圍んで、攻めあぐまれけるやうは如何ぞや。たとへ鬼どもが籠城すとも、攻様の方便にて落城せずといふ事あらじ。其方の思慮を聞かばやとありければ、百齋答へて曰く、愚意に存じ奉り候は、此城の地利を粗見分仕り候に、東南は海岸高くして峻岨なり。西北は陸に續き北南へ長し。凡そ城内は八町に過ぐべからず。南を本丸とせし古城は、俄に取立てたる故に、塀・矢倉等もなき裸城にて、大抵は平山城なれども、本丸は地形高く、數十丈の海岸岩壁聳えたり。寔に鳥も翔りがたき要害たり。其故に手明の所なし。然るに度々の城攻に、彼方を守るに似たりと覺ゆ。良將の方便に近く、愚將の用ふる所に遠ざかりけり。其故は西北の陸地よりばかり、一方攻に毎度攻めける故に、味方に利なくして敵勝に乗らすといふ事なければなり。

百齋城攻の意見

百齋三將軍法の批

り。思ふに其以前度々關東にての合戦及び高麗・關ヶ原・大坂にて事に馴れたる人は、皆生れ替りて、軍理不案内の人達、近年軍學世上にはやり、家々に軍法者を抱へ給ふとは雖も、口にては孫吳をも欺くやうに、講談辯舌は潔けれども、其儀は鞍がけの馬・壘の上の游といふものにて、事に臨み誠の時は、用ふるに足らざるものなり。譬へば圍碁を見物の人、其助言はさもありぬべく覺ゆれども、其人相手になりて打つ時は、中々手打立もならざるが如くなり。いで次に、往昔の良將の方便を語り申すべし。是にて御了簡なさるべし。彼の九郎義經・楠正成・太閤秀吉公の再來ましめて攻め給はゞ、さのみ手間は取り給ふまじ。其仔細は、先づ義經の軍法ならば、健やかなる若者共を、三十人か五十人ほど勝りて、扱竹橋を三間づつに餘多調へさせ、其橋を二桁結合せ、六間となして、城攻の其時、相圖を定め件のすぐり武者を、竹梯子を小船に積み、暗夜に城の東の岩壁の海岸に棹さしよせて、船を横たへ岸に繋ぎ、陸の相圖を待つ。既に攻めかゝり鯨波を上げて攻めなば、城中にては是を防がんとする時に、件の竹梯子をひたゝとかけ、則ち取登り鯨波を合

せ、攻太鼓を打つて採立てく攻めかけなば、城中の面々、東方の敵を防ぐべき手段なくして、卒に敗軍すべし。是れ不意を討つ其術の一つなり。寔に城内の者、東方の海岸の險難を頼んで、守兵を置かざる油斷をねらふ處の勝利是なり。義經一の谷の逆落と其理一つなり。亦備州の陶山・小見山が笠置の皇居を破りしも此心得なり。孫子にいふ、攻めて必ず取るものは、其守らざる所を攻むればなり。守りて必ず堅きものは、其攻めざる所を守ればなり。義經・陶山・小見山等、此句を胸襟にかけてありたらんか。往々に孫子を読み、平家物語の一の谷の利害と、太平記の笠置軍の所を讀みても、彼の鞍かけの馬・疊の上の游にては、見れ共見えす、聞けども聞えざるが如くにて、古今功を立てたるものは稀なり。故に古人の名句にも、千兵は求め易く、一將は得難しと云々。扱又正成は、如何様の方便ならんや。楠ならば、仕寄際より竊に大なる穴を城中へ掘込むべし。既に城内の物音も聞ゆるほどに掘りこみたる時、鐵炮藥を數十、石穴の中へ入れ置き、扱牛十四五匹計りに、さる物をさせ、それに色々に繪書き、角には朱を塗り面をば紙にて包み、其上をるどり

正成は謀才世に優る

龍の形の如く拵へ、件の鐵炮藥に火をつけて、城中へ火炎を飛ばせける故、穴の口大に廣まるべし。其時、龍の尾に松明をくくり付けて、其に火を附けて彼の穴へ追込むべし。其時、彼の牛共あつさに堪へかねて、城中へ無二・無三に駆込むべし。城中の者共、是を見て是只事にあらず。龍か鬼かと憚れて疑ふ處へ、多勢押込むべし。正成は謀才、世に勝れたるに因つて、斯くの如くあらむか。此方便、齊の田單といひし名將、即墨といふ所の城に籠り、城中より城外へ、此謀略にて運を開きし事あり。内より出づると外より入るとの其理一つなり。正成ならば此術あらんか。扱又秀吉公ならば、如何攻め給はむや。百齋が曰く、「島原四萬石・天草四萬石の内、一萬石は一揆となりぬ。都合六萬石の米穀を考へ、城内の男女を積り、城廻に稠しく柵を振り砂を蒔き、金鼓を鳴らし劫し、外へ出でざるやうに拒みて、兵糧攻にし給はむか。其故は、秀吉未だ羽柴筑前守といひし時、因州鳥取の城をば、吉川の家臣吉川式部といひし者守城せし時、兵糧詰にし給ひて功をなし給ひぬ。」あつたら諸將を、外道の切支丹等の奴原共に死をなさむ事何ぞや。尤も其儀異議なし。

然れども、義經公と正成は、古今無雙の名將と稱美して、秀吉公を亦右兩將と一つに評せむ事、其了簡如何。假令秀吉公、時の運よくして武威を末世に残し給ふのみならんか」といふ。百齋が曰く、「尊卑に限らず、武道の功を立てたるを以て、其人を貴むべし。秀吉公は義經・正成よりは名將たらんか。愚案には、中々兩將と同じやうに、秀吉の事は語らむは、其感心少かるべし。夫を如何にと尋ぬるに、秀吉、筑前守といひし時、三略の講談を聞かれしが、夫れ主將の法は、務めて英雄の心を取りて功あるを賞祿し、志を衆に通ずと讀初め、其文句の義理をいひほどくを、秀吉聞き給ひて曰く、三略一部の軍理をば、其一句の趣を以て得道したり。其末をば讀むに及ばずとて聞き給はぬとなり。又或時、論語の講釋を聞き給ふ時、子曰く、我が道は一以て貫せりと讀んで、其理の説談を聞きて、秀吉の曰く、論語一部の奇言・妙句、此一貫ならむ。我も亦自今以後一貫すべきとて、末を是も聞き給はぬとなり。其後、天下草創ありて、朝鮮國まで御手に入れ給ふは、目前皆人是を知れり。或夜殿下、武篇咄ぶべんばがしの御序に仰出されけるやうは、先づ中國退治の手始に、因幡の鳥取の

百齋秀吉
を賞揚す

秀吉の武
邊咄

城を兵糧詰にし、其次に備中の高松の城をば水攻にして、毛利と和睦し取る物をも取敢ず都へ攻登り、明智日向守光秀を山崎表にして討取り、其以後に柴田修理亮勝家に反間を用ひて、急に取拉とりひしぎ、其儀終りて鳥津に降を乞はせ、斯くして後、小田原を攻潰し奥州迄發向し、諸方を心の儘に手に入れし事は、是れ偏に三略の功を賞祿せよといひし妙句と、又孔子の吾が道は一以て貫せりと宣ひし金言、右兩句を忘れずして、事々・物々の謀略に用ひて、弓矢を取りしに聊か危き事なし。世上の諸將を能く見るに、人を罰する事は易く、功を賞する事は難くして、大方は私欲の甚しき故なるべし。其欲の深きといふは人によるべし。一度天下を知らむと心懸くる武將の、少細の事迄に心をくばり、吝しむ嗇わくきたなくしては、何とて大望を達せむや。所詮軍法は、千章・萬句人を取立て、功を賞するにありと御誼ありしかども、御伽の面々うかくときゝたりとや思召しけむ。又仰せられけるやうは、昔より人々の沙汰しけるは、九郎義經、中頃には楠正成などを、古今無雙の名將と雖も、此秀吉に於ては、さには思はざりけるなり。其仔細をいはし、彼の義經は、木曾義仲が數度の軍

秀吉義經
正成を批
判す

旅に戦ひ負けて、纔の勢にて吟さかふ所を討捕りぬ。其後平家を攻亡してより以來、大功の名を天下に溢れさせけり。是は赤子も知る如く、平家の積悪を佛神の憎ませ給ひて、木曾が微勢に追立てられ、帝都の住居ならずして、西海の波の上に漂ひ、漁父・海士人の如く浦々・島々を呻吟せし人々を討ちたりとて、させる高名共思はれず。又梶原と逆櫓の異論、是以て道理とはいはれずして、義經の恥辱にあらずや。其故は舍兄頼朝の代官として、總大將軍を承りて、西國發向の大將の何ぞや、梶原如きに侮られ、ねぢ刀にて向はれし事、威なき將と見えたり。大將の器備はり威徳を以て推すならば、豈梶原が首のあがらんや。義經・辨慶智慧のあらば、平家入水の同日に、西國にて梶原父子を討ずして叶はざる事を、此圖をぬかして、終には彼が爲に讒せられて、鎌倉中へ足踏もならずして、剩へ土佐坊づれに夜討にあはんとして、辛き命をひろひ、頼朝と手切の證據一にあらざる所に、うか／＼と堀河に長居して、後々の考なかりしは、是れ智將か。其節早く奥州・西國の院宣を申請けて辨慶に渡し、卒に諸勢を催し、押して鎌倉へ攻下り、且又伊勢・駿河を奥州へ差下し、勢

義經は勇
あるも智
は不足せ
り

を揃へ攻上せ、東西より頼朝をさしはさんで、無二・無三の合戦に及ぶか。扱は大臣殿父子を鎌倉へ渡し、義經は腰越から直に奥州へ下り、秀衡を頼み大軍を率ゐ、鎌倉へ發向せば、無下なる事はあるまじきに、多くは和平の扱を待ちて、梶原が舌根を抜き、頼朝と和興して、或は四國を恩賞に領するか。或は九州を給はるか。有無の合戦に及ぶべき事なり。よし／＼其圖にあたらずとも、山伏のまねをして奥州へ下りなば、秀衡を頼んで、不日に攻登る方便に及ぶべき事なるに、其儀にもあたはずして、高館にやみ／＼と安座して、百歳に満ちたる秀衡が死を待ちし事何のいひぞや。智・仁・勇の三徳を兼ねたるを以て、名將とはいはめ。義經・辨慶ともに勇は勝れたれども、智は不足せり。右四ヶ度の圖をぬかせばなり。次に楠止成事、赤坂其外にも所々にて、數度の武功ありとは雖も、やみ／＼と切腹せん事、是れ名將の行跡ふるまひにあらず。一門舊臣並み居て、匹夫の働せんよりは、直義を亡さむにしかじ。合戦の勝負は時の運にもよりければ、負けても更に恥ならず。只謀軍法の足らざるを以て恥とす。正成最後の合戦なれば、一大事の謀軍法を爰にして出すべき事なれども、

正成最後
の一戦は
拙なり

其沙汰をきかず。西國より尊氏兄弟、大軍を率ゐる攻上る事を、兼ねて知らざるとはいひ難し。此湊川を戰場と定めなば、鳥雲の備、霧霞の備、釣竿の備、殘伏の備を以て、直義をばおびやかす、西國の取集めたる民兵共をかけ惱しなば、直義をば此所にて討取るべきに、正成が最後の戦の拙きを以て、一世の武勇の佳名を、却つて悪名の名たてと成しぬ。かくいふ秀吉を、義經正成にしたらむには、恐らくは軍に花を咲かせ、入相の鐘山下風にて吹散らしてむ物をと、齒咬をして宣ひ、きつと見廻して仰せけるは、爾等此秀吉を、右兩將にしたりとも、さ宜ふ口程はあるまじとの面體、外に顯はれて見えたる事も愚かや。義經は源家の正統たり。正成は大和河内兩國千騎の大將旗頭なり。かくいふ秀吉は、日本〔に脱〕かくれなき凡俗にて、信長公に始めて仕へし時は、無僕の境界獨歩たり。されども開關以來、終に其例もなき太閤の高官迄昇り、秀吉弓矢を取つて、面目古將に越えたるべし。面々が心にさみして、秀吉が口廣き荒言かなと思ふも、其儀一つとして浮言になし。日本より異國を従へし事は、神功皇后と忝くもかけまくも此秀吉なりと、膝を直して座中を

秀吉の豪
語

きつとにらんで、各、心の疑を散せよと仰せければ、御伽に伺候の面々、其儀逐一に存じたる事なれば、誰か御虚言と存する者もなかりしとなり。此百齋、壯年の初此御物語を慥に承はり及びきと云々。夫れ高下共に名利の二つにはだされ、昨日迄秀吉と肩を並べ膝を組みし輩も、今日は又主君と仰ぐ事何故ぞや。それは秀吉、利害を能く見付け給ひて、志を衆に施し、萬兵を恵み人を取立て給ふ事、古今稀なる名君なればなり。誠に寛仁大度と、是をいはむものか。唐國にも名將の饗禮行ひし軍法あり。又日本にても、赤腕・黒腕の軍法あり。是は却つて後日に害を招くに近からんか。たとへば病人の其病にいやなる毒食を好む。是を與ふるに、一旦快くして食進み氣晴れて潔しとは雖も、其毒味の爲にあてられて、終には重病となりて本復しがたし。武士にも亦觀面てきめんに恥を與へ、赤黒腕の分ちをなし、事も、不仁のしわざにて、遺恨を招く基たらむか。諸卒是とともに死すべく、是とともに活くべくして、危きを恐れざらしむる事、偏に秀吉の三品の御法正しき故とかや。祿を重く與へても情のなき大將には、萬兵なづかず。情をかけても禮のなき將には思ひつ

かず。禮ありても祿を與へねば信せず。故に三等は一にして三、三にして一なり。古語に云く、「禮を崇ぶ則ば智士至る。祿重き則ば士死を争ふ」。又云く、「雨ふれ共傘を張らず」といふ是れ禮なり。是を以て是を思ふに、異國の名將響禮の軍法と、我が朝の赤椀・黒椀の軍法より、秀吉の仁義の法にしくはなし。且又太閤の御謀略は、偏に孫子が群羊を驅るが如く、吳子が漏船の中に座し、韓信が囊砂・背水の備、暗に相叶ひ名は異なれども、畢竟必死の術なるべし。

一、二月に、江州勢多の橋桁二本自ら焼く。

一、閏三月五日に、千代姫君御方御誕生。

一、七月八日に、星月を貫く。

一、同年江戸中の風呂屋、都べて二十七軒の者共へ仰渡されあり。所謂江戸中の風呂屋共に、遊女三人より多く差置申まじき者也。若し隠し候て一人なり共、多く抱へ置く族於有之者、急度可被處嚴科旨、兼て被仰出候之處に、其旨を令違背之由、吉原之者共より、致訴人に付、御穿鑿之上相背御制禁風呂屋之亭主共を、吉原之

江戸風呂屋への御觸

大門の内に磔に御かけ被成候事。

一、十五年正月廿四日、台徳院殿七回の御忌に付いて、増上寺に於て萬部御經御執行。

玉露叢 卷第十二終

玉露叢 卷第十三

自寛永十六年至正保二年^{〔四カ〕}

一、寛永十六年九月廿一日に尾張右兵衛督光義卿へ、^{今は光友と改め給ふ}千代姫君御方御入興。

一、同年、東山智恩院御再興あり。

江戸城回
同移徙に
つきて獻
上物

一、同年八月十一日、江戸大火。此時御城回祿す。御城御普譜出來して御移徙の時、御一門及び諸大名衆より獻上物の品々、左に、

一、梨地廣蓋 十 尾張大納言義直卿 一、梨地廣蓋 十 紀伊大納言頼宣卿

一、御屏風 五雙 水戸中納言頼房卿 一、梨地廣蓋 十 越前宰相忠昌卿

一、小重箱 五組 越後中將光長 一、御刀掛 小松中納言利常

一、御料理銅 二組 松平筑前守光高 一、銀御臺子 五雙 松平陸奥守忠宗

一、梨地御臺子 二節 松平筑前守光高 一、御屏風 五雙

一、梨地御刀掛 一雙 松平新太郎光政 一、御障子 五雙 上杉彈正大弼定勝

一、小屏風 二 松平薩摩守光久 一、梨地御手水桶 二 松平相模守光仲

一、銀御臺子 二節 松平薩摩守光久 一、御手拭掛鉢 十一 松平隱岐守定行

一、盤銅 二十 佐竹修理大夫義隆 一、御屏風 一節 松平肥後守光高

一、梨地御掛臺 一通 松平阿波守光隆 一、御屏風 十雙 細川肥後守光高

一、御屏風 三雙 松平阿波守光隆 一、花毛氈 廿枚 松平土佐守忠義

一、梨地御重箱五組 松平出羽守直政 一、銀御手水洗 一組 松平土佐守忠義

一、梨地御衣桁 三十 森 内記長繼 一、御屏風 三雙 伊達遠江守秀宗

一、鍋御懸盤 一通 森 内記長繼 一、毛氈 十枚 宗 對島守義成

一、御禊 一 京極丹後守高廣 一、毛氈 十枚 宗 對島守義成

一、銀御鉢 五 京極丹後守高廣 一、御刀掛 一 立花左近將監忠茂

一、毛氈 二十枚 毛利甲斐守秀元 一、御手拭掛 一 立花左近將監忠茂

一、御錫切立 十 織田出雲守信友 一、奉書紙三十束 松平大和守直基

一、奉書紙 二十束 松平土佐守直富 一、毛氈 二十枚 松平右近大夫輝興

一、梨地御手水洗 一 丹羽左京大夫光重 一、銀御銚子 一 井伊掃部守直孝

一、御手拭掛 一 丹羽左京大夫光重 一、銀御湯注 二

寛永十七年

二六三

一、御寢衣 二三 保科肥後守正之一、御屏風 三雙 松平右京大夫賴高
 一、翠簾 十間 松平下總守清通 一、翠簾 十間 松平式部大輔忠次
 一、銀御手水洗 一、御手水洗鉢 一、御火鉢 五五 奧平美作守忠昌
 一、御屏風 二雙 小笠原右近大夫忠政 一、御吳服 五 松平越中守定綱
 一、唐金御手桶 十 石川主殿頭忠綱 一、御燭臺 十 牧野右馬允忠成
 一、梨地御手拭掛 一、梨地御手水洗 一、御手水洗 一、銀御臺子 一飾 有馬中務大輔忠郷
 一、梨地御衣桁 二 水野美作守勝廣 一、同 二 南部山城守重直
 一、梨地御手水洗 一組 本多能登守忠義 一、銀切立 一、御燭臺 十二 水野隼人正忠清
 一、梨地御重箱二組 內藤帶刀忠興 一、梨地御刀掛 二 小笠原信濃守長次
 一、〔原本缺ク〕 本多伊勢守忠利 一、御盤銅 五 松平周防守康次
 一、梨地御手水洗 三組 松平丹波守康永 一、塗手桶 五十 松平和泉守乘壽
 一、銀切立 二十 松平因幡守忠良 一、御料理道具一通 松平万介忠親

一、手桶 五十 本多下總守俊次〔忠一〕 一、銀御臺子 一飾 大久保加賀守季任
 一、御蠟燭 三百挺 眞田伊豆守信之一、御盤銅 五 溝口出雲守宣直
 一、炭斗 十 京極 六 九 一、梨地御手水洗 一組 相馬大膳亮義胤
 一、塵壺 十 松平若狹守康信 一、御刀掛 一、御手拭掛 一 秋田河内守俊季
 一、御重箱 三組 戶澤右京亮政盛 一、御燭臺 十本 山崎甲斐守家治
 一、御刀掛 一、梨地御手拭掛 一、岡部美濃守定勝 一、御燭臺 十本 京極刑部少輔高知
 一、唐金大鉢 一、唐金小鉢 一、松平肥前守忠直 一、唐金盤銅 五 小笠原壹岐守貞政
 一、御手水鉢 五 脇坂淡路守安元 一、御椀 五十人前 寺澤兵庫頭堅高
 一、御小屏風 一雙 淺野内匠頭長直 一、錫御鉢 十 堀美作守親昌
 一、梨地御刀掛 一、錫御切立 十一 淺野因幡守長治 一、大高引合 二束 水谷伊勢守勝隆
 一、御料理鍋 一、錫御鉢 五五 中川内膳正久盛 一、銀御重箱 二組 松平淡路守利治
 一、錫白鳥 五對 津輕土佐守信茂 一、御行燈 二十 三 浦龜之助〔丞一〕
 一、銀御切立 二十 一、錫御鉢 十

一、錫御切立 十 土岐山城守 賴行 一、〔錫イ〕銀御切立 二十 秋月長門守 種春
 一、御 錫 十對 織田左衛門佐長治 一、大 錫 五對 龜井能登守 茲政
 一、御 手 桶 五十 戶田因幡守 忠能 一、御 褥 二 遠 藤 但馬守
 一、錫御切立 十 織 田 因幡守 一、御料理鍋 十五 太田原左兵衛
 一、錫御鉢 二十 古田兵部少輔重勝 一、大錫鉢 十 內藤兵部少輔
 一、塵 壺 十 島 津 萬壽丸 一、錫御切立 十 毛利 市三郎
 一、唐金御火鉢 五 秋元越中守 富朝 一、梨地御重箱二組 松平石見守 輝澄
 一、塵 壺 十 青 木 甲斐守 一、御小屏風 一雙 伊東大和守 祐久
 一、錫御切立 十 高 木 善次郎 一、塵 壺 十 木 下 左兵衛
 一、御大錫 五對 阿 部 備中守 一、御臺子 三飾 永井信濃守 尙政
 一、御手水洗 一組 內藤志摩守 忠種 一、御行燈 二十 井上河內守 正利
 一、御行燈 二十 水野監物 忠善 一、錫御重箱 二組 松平出雲守 勝宣
 一、御料理鍋 五 水 野 備後守 一、盤 銅 五 松平右衛門 大夫

一、錫御切立 十 山口但馬守 弘隆 一、御 刀 掛 一 諏訪出雲守 忠恒
 一、錫御切立 二十 分 部 與 三 兵 衛 一、梨地御刀掛 二 內藤豐後守 信良
 一、錫御白鳥 十 立 花 民 部 少 輔 一、御料理鍋 十 片 桐 半之〔助イ〕允
 一、錫御切立 十 木 下 淡 路 守 利 當 一、同 十 矢 代 越 中 守
 一、御 箒 五十本 建 部 內 匠 頭 一、御手水洗 一組 高力攝津守 忠房
 一、錫御鉢 十 桑 山 修 理 亮 一 玄 一、〔塵〕塵 壺 十五本 三宅大膳亮 康盛
 一、錫御鉢 五 佐 久 間 權 之 介 一、〔錫イ〕毛 氈 十 枚 西 尾 丹 後 守
 一、銀御切立 十 一 柳 藏 八 直 賴 一、〔銀〕銀御湯器 十 池 田 內 藏 助
 一、同 十 伊 東 甚 太 郎 貞 治 一、梨地御刀掛 一 毛利日向守 就隆
 一、御 錫 五 對 阿 部 市 正 一、御行燈 十 遠 山 久 太 夫
 一、御 褥 二 森 川 半 彌 一、御湯次 六 小笠原 主膳 正
 一、銀御臺子 一 飾 堀 田 加 賀 守 正 盛 一、〔塗〕塗御手桶 五十 松平伊豆守 信綱
 一、御火鉢 一 御 臺 子 御 天 目 一、〔御〕御臺子 御天目 一通 阿部對馬守 重次
 一、御小屏風 二 雙 阿 部 豐 後 守 忠 秋 一、〔御〕御臺子 御天目 蓋 二

寛永十六年

三六

一、御手桶 五十 金森出雲守重頼 一、御帚 二十本 織田修理亮
 一、御帚 三十本 小出與平次 一、毛氈 十枚 新庄越前守直好
 一、毛氈 十枚 大村丹後守純信 一、同 十枚 内田信濃守
 一、同 五枚 井上筑後守 一、同 五枚 柳生但馬守
 一、同 五枚 加々爪甲斐守 一、同 三十枚 稻葉美濃守正則
 一、御爛鍋 十 稻垣攝津守 一、御料理鍋 十 土方河内守雄次
 一、御錫鉢 十 西郷孫六郎 一、御火鉢 二 稻葉淡路守純通
 一、御行燈 二十 土屋民部少輔利直 一、塵壺 二十 北條久太郎氏宗
 一、御手拭掛 二 加藤内藏助明友 一、錫御湯注 六 片桐石見守貞昌
 一、盤銅 五 松平市正直次 一、塵壺 十 京極主膳正高供
 一、錫御切立 十 戸田土佐守 一、錫御鉢 十 織田上野介
 一、御碁盤 一、御象戲盤 一、御碁盤 一、御象戲盤 十 松平主殿頭忠房
 一、塗手桶 五十 植村出羽守家政 一、梨地御刀掛 一 松平左近大夫成照

一、盤銅 三 島居主膳正忠春 一、銅塵壺 五 板倉主水正重矩
 一、盤銅 二 松平太郎八 一、錫御鉢 十五 平岡石見守
 一、塗手桶 五十 青山大膳亮幸利 一、御伽羅 一斤 相良壹岐守頼寛
 一、錫御切立 十 谷大學頭 一、錫御切立 十 土方木工助雄氏
 一、塵壺 二十 日根野織部正吉明 一、錫御切立 十 岩城但馬守宣隆
 一、錫御切立 十 溝口金十郎 一、塵壺 十 六郷伊賀守政勝
 一、錫御鉢 十 市橋下總守 一、錫御鉢 十 堀左門
 一、大錫 十五 島孫次郎盛次 一、御廣蓋 二 稻葉能登守信通
 一、塵壺 十 九鬼大和守貞隆 一、錫御鉢 十 一柳丹後守直重
 一、錫御切立 十 久留島丹波守通春 一、御燭臺 十本 松平飛驒守利治
 一、御手桶 百 本多八郎公衛政長 一、蠟燭之心切 十 杉原伯耆守
 一、錫御鉢 十 眞田隼人正 一、梨地御手拭掛 二 有馬藏人直純
 一、梨地御手水洗 一組 仙石越前守政俊 一、塵壺 十 丹羽式部少輔氏定

- 一、奉書紙 十束 本多 飛驒守 一、御挾箱 二 松平山城守忠國
- 一、御蠟燭 二百挺 眞田 内記信政 一、錫御鉢 十五 井伊兵部少輔直之
- 一、御料理鍋 十 九鬼式部少輔隆季 一、盤 銅 五 菅沼織部正定芳
- 一、御繪筵 十枚 堀 三右衛門 一、御錫鉢 十 堀 大學頭
- 一、御錫鉢 一、御錫鉢 五 土井大炊頭利勝 一、大中御火鉢 一、置御圍爐裏 一、二 酒井讃岐守忠勝
- 一、銀御重箱 一組 一、衝立御障子 二本 酒井 河内守 一、塵 壺 二十 永井日向守直清
- 一、御書棚 十 小堀遠江守政一 一、御手桶 一、搔 器 百 酒井日向守忠能
- 一、御錫鉢 五 皆川山城守廣照 一、錫御切立 六 堀 越 中 守
- 一、天鷲絨 御圓座 十 朽木民部少輔種繼 一、塵 簾 五十本 安藤右京進重長
- 一、御大皿 御茶碗 百 牧野内匠頭信成 一、銅御水風呂 一、シ ンキリ 一、手 フキ 十組 板倉周防守重宗
- 一、塵 壺 一、大行 燈 五十 松平伊賀守忠勝 一、塵 壺 五十本 太田備中守資宗
- 一、塵 壺 十 北條出羽守氏重 一、御屏 風 五雙 松平右衛門佐光之
- 一、御炭斗 五 黒田甲斐守長興 一、御手拭掛 二 黒田万吉高政

家光日光參詣

一、十七年四月十三日、家光公日光へ御參詣。今年東照權現二十五回御忌に付、萬部御經御執行ありて、廿二日に還御。

江戸の大火

一、同年、天下に牛多く斃る。
一、十八年正月廿九日の夜より翌晦日の夜へかけ一日二夜、江戸中大火なり。火元は中橋桶町なり。此時町數九十七町竝に武家屋數百三十軒焼失す。是れ御代始めての大火と云々。

飢饉

家綱誕生

- 一、同年の暮より十九二十年の春迄天下飢饉依りて餓死す。尤乞食道路に散亂す。
- 一、八月三日巳の刻、若君御誕生なり。竹千代君と號す。是れ公方家綱公御事
- 一、九月二日に、竹千代様へ日本國中の大小名御禮を申し上げらる。
- 一、寛永年中國巡りの衆中は、

國巡り衆

一、豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・大隅・薩摩・日向・壹岐・對島
右鎮西十一ヶ國をば、松田善右衛門・蒔田數馬・蟻川喜左衛門、
右三人へ仰付けらる。

一、播磨・備前・備中・備後・安藝・周防・長門・美作・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見
 右十三ヶ國をば、川勝丹羽守・石尾七兵衛・三上平兵衛
 右三人へ仰付けらる。

一、山城・大和・攝津・河内・和泉・伊勢・伊賀・志摩・紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐
 右十四ヶ國は、津田平左衛門・本多丹後守・佐々木權兵衛に仰付けらる。

一、越後・越中・能登・加賀・越前・佐渡・若狹・丹波・丹後・近江

右十ヶ國は、能勢小十郎・城半左衛門・中根五兵衛に仰付けらる。

一、陸奥・出羽・常陸

右三ヶ國は、林丹波守・森次郎兵衛・新庄右近へ仰付けらる。

一、武藏・相模・上總・下總・安房・上野・下野・甲斐・信濃・伊豆・駿河・遠江・三河・尾張・美濃・飛驒

右十六ヶ國は、大井新右衛門・高林河内守・島彌左衛門へ仰付けらる。

一、廿年六月に、朝鮮人來朝す。

女帝讓位

一、九月廿一日に、女帝御讓位。十一月三日に即位。此時、酒井讚岐守忠勝・松平伊豆守信綱、右兩將上京なり。忠勝は少將、信綱は侍從に任せらる。

秀忠十三回忌

一、同廿一年正月十五日より、増上寺に於て萬部御經御執行あり。是れ台徳院殿十三回の御忌に付きてなり。正保元甲申年に相當る
寛永年號二十年に限る

綱重誕生

一、七月廿四日巳の刻に、長松殿御出生。是れ將軍家光公四十二の二歳御子よたつみこに依りて、天樹院殿の御養子に遊ばさるとなり。後に甲府宰相綱重卿と號す。

一、十月十六日に、土井大炊頭利勝卒す。

武家の系圖

一、同年に、武家の系圖三百七十卷を撰す。〔光カ〕

一、十二月十六日に、當公方様御稱號を家綱公〔光カ〕と申し奉る。

一、同年に寛永を改て、正保元年と爲す。

一、正保二年正月廿三日に、京師の愛宕山炎上。開山は慶俊法師、檀那は和氣清麿と云々。此山に、昔日は七千坊ありしとなり。

一、同年同月同日に、松平筑前守光高卒去。春秋三十一歳。本姓は前田。同年三月十五日に頓死

京都愛宕山炎上

と云々尋
ぬべし

- 一、同年に五條の橋石橋になる。
- 一、二月十九日に、龜松殿御出生。五歳にして早世。
- 一、三月十五日の夜、月光明外の如し。
- 一、八月一日に越前宰相忠昌卿逝去。行年四十九歳。
- 一、同月に將軍家、天海僧正に命じ給ひて、武州に於て一切經御再興梓成就。
- 一、九月八日、松平越前守光宗卒去。春秋十九歳。是れ陸奥守忠宗の男なり。
- 一、同月十日に、上杉彈正大弼定勝卒去。行年四十二歳。
- 一、三年正月八日に、徳松殿御出生。後に館林宰相綱吉卿と號す。
- 一、四年に、長崎表へ黒船二艘著津す。二艘の船の大小の事。
 - 一艘は、長廿六間に横幅七間、船底へは八間あり。石火矢廿四挺入る。
 - 一艘は、長廿四間に横幅六間、船底へは四間あり。石火矢廿二挺入る。
- 一、右の黒船二艘は、ポルトガルといふ國より漂著す。依りて四國の諸大名衆へ奉

一切經梓
行

綱吉誕生

黒船長崎
着津

黒船警固
の人数並
に船印

- 書を以て、右の唐船の警固を仰付けらる。其時の船幕・船印並に人数等の覺。
- 一、松平筑前守忠之人数並に船數の事
 - 人数一萬二千七百三十人、内水主二千九百五十四人。
 - 船數三百三十三艘、内六十一艘は關船。船幕、總地に藍の中白。船印、總紺に白餅。
 - 一、松平隱岐守定行。是れ上使なり。總大將軍監
 - 人数六千三百一十一人、内水主二千六百一十七人。
 - 船數百艘、内四十八艘は關船。船幕、藍と白との段々筋。船印梅鉢。
 - 一、細川肥後守光高
 - 人数一萬三千三百一人、内水主四千八百九十六人。
 - 船數二百三十三艘、内百八艘は關船。船幕、紺に九曜の星。船印、右同斷。
 - 一、鍋島信濃守勝茂
 - 人数一萬三千三百六十人、内水主三千三百五十人。
 - 船數二百三十五艘、内二十五艘は關船。船幕、紺にギョウウの丸。船印、右同斷。

一、立花左近將監忠茂

人數三千八百七十人、内水主八百人。

船數三十三艘、内九艘は關船。船幕、二幅の四旛。船印、右同斷。

一、小笠原信濃守長次

人數千六百七十八人、内水主三百五十人。

船數二十艘、内九艘は關船。船幕、總茜に白き三階菱。船印、右同斷。

一、寺澤兵庫頭賢高

人數三千五百五人、内水主六百八十五人。

船數三十三艘、内十三艘は關船。船幕、總地白に黒餅。船印、右同斷。

一、松平美作守定房

人數千百九十人、内水主五百六十八人。

船數二十六艘、内十艘は關船。船幕、藍に二つ巴。船印、右同斷。

一、高力攝津守忠房

人數二千四百六十三人、内水主千八人。

船數二十九艘、内〔本ノマ、〕關船。船幕、紺に一文字の下に三星。船印、右同斷。

一、大村丹後守純信

人數二千六百三十人、内水主八百廿三人。

船數三十二艘、内七艘は關船。船幕、蒔と白との筋違。船印、右同斷。

一、小笠原右近大夫忠眞〔貞イ〕

人數 内水主

船數 内 船幕、總茜に白き三階菱。船印、右同斷。

一、島津薩摩守光久

人數 内水主

船數 内 船幕、總白に黒き十文字。船印、右同斷。

一、黒田甲斐守長興

人數 内水主

船數 内 船幕、紺に右藤巴。船印、右同斷。

一、黒田市正高政

人數 内水主

船數 内 船幕、藍に菊の紋。船印、右同斷。

一、右の節、黒田筑前守忠之へ御奉書を給ふ。所謂

猶々面々家中之族引取申候儀、彌々事靜成様に可被申付候。以上。

一筆令啓達候。然者今度黒船貳艘就著津、其方儀、即刻彼表江被馳著候之通、

馬場三郎左衛門・日根野織部方依注進、達上聞候之處、御滿悅此時候。彌々以右

兩人被相談儀尤に存候。抑、今度黒船死罪可被仰付之處、爲使者船罷越候上

者、被宥死罪候之間、各、人數引取可被申候。委細從松平伊豆守・阿部豊後守・

阿部對馬守方可申候之間、不及委細候。恐々謹言。

八月朔日 酒井讚岐守忠勝

黒田筑前守殿

黒船歸帆

右は、正保四年六月四日に、硫黄島へ黒船著岸せしめ、同廿六日に長崎へ著津して、八月六日に歸帆す。

一、同年九月廿四日に、日光御門主江府へ御參向、是れ始めてなり。

一、同年十月六日に、北山へ御幸。仙洞御製

霜の後又もきて見む名にしおはゞさこそやしほの岡のもみぢば

今日の御幸は、葺がりの御ためなりとかや。誠に木々の紅葉ばやしほの岡の八入

ならずも、心ありがほなり。聖護院道晃法親王

心していま一とたびのみゆきまつ山の木の葉や染めのこすらん

一、同年十一月十三日、武州江府に於て平松薩摩守光久、將軍家の仰を承りて、犬追物を興行す。依りて在府の大小名群參す。

仙洞北山御幸

玉露叢 卷第十三 終

玉露叢 卷第十四

正保五年より明暦四年まで

勅命に
りて東照
現權社を
東照宮と
改む

- 一、正保五年正月十日に、鶴松君御出生。御年二歳にて御早世。
- 一、二月十五日に、正保を改めて慶安元年と號す。
- 一、慶安元年四月に、勅ありて東照權現社を改めて東照宮と號す。此時、天海大僧正を慈眼大師と謚し賜ふ。

一、四月廿二日に大地震、相州箱根の坂をゆり崩す。

一、同二年四月八日に、家綱公九歳の御時、日光山へ始めて御參宮なり。

一、五月十三日に、武州川越に大霰降る。重き事二斤或は一斤、或は三十目等なり。依りて人馬多く死す。

江月の地

一、六月廿日に、江府大地震。民屋多く倒れ、人多く死す。

一、同三年四月、常州に冰・大霰降る。

一、五月七日に、尾張大納言義直卿逝去。法名源敬。

一、六月四日に毛を降らす。長さ四寸・五寸なり。

一、九月に、諸國洪水。

一、同四年正月、將軍家光公、御鏡に向はせ給ひて、

鏡にはしらの翁のかげ見えてもとの姿はいづち行くらん

右の御詠歌不吉なる由、人々囁きけり。

一、同月五日に、松平長門守秀就卒去。法名月澗紹澄。殉死の面々は、梨和頼母信

常右京・小川兵部・山名内膳〔或イ〕・祖武主計・村上監物等なり。

一、二月五日に、朝覲の行幸あり。

一、四月廿日申の刻に、征夷大將軍源家光公薨御。御年四十八歳 御治世廿一年御辭世

悲しまじ悦びもせじとにかくに遂にはさむる夢の世の中

慶安四年

毛降る

家光の和歌

松平秀就卒去

家光薨去

同辭世

殉死

一、今日諸大名早速登營、老中に謁して退去なり。

一、同日に、堀田加賀守正盛行年四十六歳。阿部對馬守重次行年五十三歳。内田信濃守正信行年三十三歳。右三輩の面々追腹なり。

加賀守正盛の辭世二首、

行くさきは暗くもあらし時を得て浮世の隙を曙のそら

さり共と思ひし事も夢なれや何ことの葉も形見ならまし

同正盛より松平伊豆守信綱へ送られる歌

出づる日の光すなほに政事君の御代をば千代とのふ綱

對馬守重次の辭世、

惜みても猶惜むべき身なれ共惜からぬ道に死する者哉

同重次陪臣追腹の面々は、荒井頼母四十一歳、小高隼之介二十歳。山口主馬廿一歳。鈴木左五右衛門五十七歳。以上四人なり。

信濃守正信の辭世、

世 正信の辭

世 重次の辭

世 正盛の辭

雲の上に久しかるべき月影の光消えんときくぞ悲しき

同正信家臣兩輩追腹す。所謂十祭源兵衛、秋山主税十五歳なり。

信濃守正信の老母は、御城中にての上臈衆の頭なり。其名をば於以古といひしとなり。家光公薨御、次には息男の信濃守の追腹致されるは、旁、以て死すべき期は此時なるべしとて、今年六十三歳にして自害しけり。

一、同廿一日に、奥山茂左衛門追腹す。是れ小十人番頭なり。兼ねて茂左衛門事、御氣色を蒙りありしが、「來世に於て御赦免を蒙るべき歟」の由、申置きしとなり。

一、同廿二日に、諸大名へ仰渡さるゝ旨ある由にて登營なり。意趣は、「萬端前々の如く、大納言様へ御奉公申上げらるべきのよし、御遺言の旨、老中列座にて、酒井雅樂頭忠清演達なり。

一、同日に、在々所々關所ある面々、今日御暇を給ふ。以上四人なり。

一、同日戌の後刻に、御遺骸を上野へ御遷座なり。是兼ねて淨土御宗門なれども、御遺言に天台宗に御歸依に付きてなり。

家光の遺骸を日光にうつす家光遺骸の箱竝に詰様の

遺骸日光へ遷座の道中次第

- 一、同廿四日に、三枝土佐守追腹す。
- 一、同日に復また在所に關所ある衆、御暇二人なり。
- 一、同廿六日に、御遺骸日光へ御遷座なり。
- 一、御遺骸を納め奉る箱の寸法、竝に御遺骸詰様の次第、
 - 一、箱の高さ一丈二尺。
 - 一、御遺骸の下へ空べたる敷金の黄金十五枚列べにして十五通なり。
 - 一、大臣の御装束にて、御烏帽子御具足を召させ、御太刀を佩び給ふ。
 - 一、御遺骸をば朱と水金を以て詰むる。
 - 一、外宅をば朱と石灰にて詰むる。
- 一、御遺骸日光へ御遷座の時、道中供奉の次第、
 - 一、御泊 加須加部間々田・加沼なり。
 - 大澤右京大夫 朽木民部少輔
 - 御近習衆には 久世大和守 三好能登守 牧野佐渡守

- 齋藤攝津守 中根壹岐守 小出越中守
- 一、御小性衆には、 秋山大學 進喜太郎 日根野權十郎
- 一、御歩行頭には、 板倉市正 大草主膳 戸田五郎左衛門
- 一、小納戸衆には、 山本平十郎 日下部作十郎 梶金平
- 一、御目附衆には、 蜷川喜左衛門 小幡三郎左衛門
- 一、御鐵炮頭には、但し組大久保甚右衛門 近藤甚右衛門 坪内半三郎
- 柳原左衛門 森川庄九郎
- 一、新番頭には、但し組中根次郎左衛門 駒井右京
- 一、小十人頭には、但し組細井左次右衛門 土屋忠次郎 渡邊孫介
- 一、御臺所頭には、 鈴木喜左衛門
- 一、御厩方には、 諏訪部源次郎
- 一、酒井讚岐守
- 一、御同朋竝に坊主衆

一、御大工

一、御腰物持御藥〔之イ〕込衆

右何れも供奉なり。

一、廿七日、日光に於て御香奠の員數。所謂

一萬石より四萬石迄 銀三枚宛 五萬石より九萬石迄 銀五枚宛

十萬石より廿萬石迄 同廿枚宛 廿萬石より卅萬石迄 同卅枚宛

一、江戸・日光火消役人を仰付けらる。所謂

一番 加藤出羽守 秋月長門守 相良壹岐守等なり。

二番 稻葉能登守 木下伊賀守 分部伊賀守等なり。

三番 有馬左衛門佐 戸川土佐守 土力河内守等なり。

日光は、久留島丹波守 青木甲斐守なり。

一、去る廿四日に御暇下さるゝ女中一千餘人なり。此内百餘人は、或は尼になり或は髪を截るに付きて、それ〴〵に御扶持方を下さるゝ。

江戸日光
火消役人

家綱精進
退

墓所普請
の手傳人
夫

勅使以下
參向

御はした女房二千七百餘人御暇下さるゝ。

一、五月一日に、大納言様御精進退の儀、御三人方より仰上げらるゝに付いて、今日より御精進退なり。是れ御内證にての儀なり。

一、二日に、日光山にして御墓所の御普請手傳の人夫入用の由、酒井讚州より申來るに依りて、保科肥後守・土井遠江守より人夫千人づつ出すべき由仰付けらる。

一、五日に、家光公墓御に付いて、公家衆參向。依りて御馳走人を仰付けらる。

勅使 西園寺大納言 木下伊賀守 院使 四辻大納言 戸川土佐守

新院使 姉小路中納言 太田原備前守 女院使 五條中納言 久留島丹後守

右の通仰付けらる。

一、六日に、御遺骸日光山御墓所へ入御なり。

一、七日より日光山にて御法事始まる。

一、十一日より日光山にて、廿日迄の内に、七ヶ國の僧侶諷經を勤むる。所謂七ヶ國は、上野・下野・常陸・下總・出羽・陸奥・信濃なり。

家光に太
政大臣を
贈らる

一、十八日に、仙洞御所より家光公を太政大臣に贈り爲し賜ふ。
一、廿日に、右の御贈官を公家衆持參に付いて、直に日光山に於て御位牌に記す。
其寫を日光御門跡より差越さるゝに依りて、今日小出越中守持參の處に、御部屋に於て大納言様御拜禮あり。所謂

大猷院殿贈從一位大相國尊儀仙洞御所よりの御悼の御製

仙洞の御
詠

あかなくにまだき卯月の廿日にも雲がくれにしかげをしぞおもふ
ほととぎす宿に通ふもかひなくてあはれなき人の言づてもなし
いとしく世はかきくれぬ五月やみふるはなみだの雨にまさりて

悼三供

たのもしきなほ後の世も月の前に見ることわりをよそにおもへば

賀

たゝたのめかげいや高きわかたけの代々のみどりの色はかはらじ

一、廿三日、今度參向の公家衆へ御暇を給ふ。依りて西園寺大納言へ銀五百枚、四

酒井忠勝
日光より
歸府

辻大納言へ銀三百枚、姉小路中納言へ銀二百枚、五條中納言へ銀二百枚を給ふ。此
外公家衆名代の使者五十人餘に、白銀に時服等を添へて給ふ。
一、廿九日に、酒井讚岐守忠勝、日光より歸府に付いて登城、御部屋に於て御目見な
り。

上野諷經

一、晦日に、江府中の自身番を明日より御免の由。
一、六月四日に、上野にて諷經あるに依りて、所々の御番を仰付けらる。所謂京極
刑部少輔・中川内膳正・金森長門守・小出大和守等なり。

一、七日より上野に於て諷經始まる。

一、九日に、奥方御譜代衆へ金一萬三千二百廿四兩を下さる。

一、上野御廟所奉行を、小出越中守・神尾宮内兩人に仰付けらる。

一、十日に評定所に於て、老中四人・奏者番衆・大目附衆・大御番頭・御書院番頭・御小
性組番頭・御目附・兩町奉行等に、誓紙を仰付けらる。

一、十一日に、御精進退の儀に付いて、一萬石以上より十九萬石迄は一種、二十萬石

老中以下
の誓紙

以上は二種づつ献上なり。長松君・徳松君よりは、一荷二種づつなり。

一、同日辰の下刻、黒書院に於て御振舞を下さる。所謂御老中・奏者御番衆・大目附・大御番頭・御書院番頭・御花畑番頭衆中なり。終りて諸大名残らず登城。是れ今日の御祝儀、首尾能く相濟むに付いてなり。

一、十二日に、評定所に於て詰衆・書院番・花畑の組頭・新番の番頭・小十人の番頭・御歩行頭衆・百人組の頭・御弓矢・御鐵炮・持筒數多總物頭衆、誓詞を仰付けらる。誓詞の趣は、

當上様御幼少に御座なされ候とても、公儀を輕しめまじき事。次に御一門方は申すに及ばず、諸大名へ出入いたし、公儀に對したる申合せ仕るまじく候。以來御法度の御條目・壁書等、急度相守り申すべき由、此外は前法の文言なり。

一、同日に、大猷院殿御弔の爲に、輕罪の者赦免あるべき由を、奉書を以て在々所々へ仰遣さる。

一、十三日に、御移徙に付いて、諸大名半袴を著し御禮なり。

今度大猷院殿贈官の御禮として、吉良若狹守を京都へ遣さる。依つて黄金十枚・時服を給ふ。

一、十八日御遺物を進せらるゝ品々、

禁裏へ 銀五百枚・新勅撰後成卿女の坊門の局筆 院御所へ 銀三百枚 女院御所へ 銀三百

枚・御屏風一雙古法眼筆・花鳥の繪御葉茶壺大河内・新勅撰坊門の局筆 新院御所へ 白銀二百枚

右の通、大澤兵部大輔を以て進せらる。

長松君へ 御腰物蜂屋卿・御脇指貞宗・御掛物ホフケン・御茶入葉翁シノサ・御葉茶壺時雨・金子五萬兩を進せらる。徳松君へ 御腰物鍋島卿・御脇指貞宗・御掛物田竺・御茶入櫻・御葉茶壺葉落・金子五萬兩を進せらる。

天樹院御方へ 金子一萬兩・御葉茶壺 本理院御方へ 金子五千兩・御葉茶壺
千代姫御方へ 金子二萬兩・御葉茶壺 清泰院御方へ 金子二萬兩・御葉茶壺
寶樹院御方へ 金子五千兩・御葉茶壺 長松君御母堂へ 金子二千兩
徳松君御母堂へ 金子二千兩

遺物を獻す

右の通、七人の御方へ進せらる。

金子三萬九千兩 總旗本中へ下さる。

一、日光山御普請奉行は、北條新藏・船越三郎四郎・石尾七兵衛・渡邊與右衛門。

一、廿二日に、將軍宣下あるべき御使として、大澤兵部大輔を京都へ遣さる。

一、廿七日に、跡目仰付けらるゝ面々、所謂松平長門守・細川肥後守・戸澤右京亮・毛利和泉守・大村丹後守・一柳藏人なり。

一、去る頃、長松君・徳松君へ、御賄領十五萬石づつを進らせらる。依りて境内見分として、番頭衆・御勘定衆を、上方筋關東筋へ遣さる。

一、七月二日に、歌舞伎・アヤツリの鳴物等を御免なり。

彦作・勘三郎かぶきの役者兩輩へ、鳥目二百貫文づつを給ふ。是れ大猷院殿御不例の刻、節々諸藝上覽に付いてなり。

一、三日に、松平陸奥守・佐竹修理大夫へ、在所への御暇を給ふ。

一、四日・五日、御暇の諸大名數十輩なり。

一、九日に、松平能登守遁世。

一、八月十四日に、跡目仰付けらるゝ面々は、堀田上野介十一萬石・同堀田久太郎一

萬石分知・同堀田虎之介五千石分知・同堀田内藏助三千石分知なり。

阿部千勝九萬八千石・同阿部吉兵衛一萬六千石・阿部市正六千石なり。内田長十郎

一萬五千石なり。三枝宗四郎五千石・三枝三左衛門千石。

右の通跡目並に分知仰付けらる。

一、同月十六日に、官位仰付けらるゝ面々は、阿部豊後守・松平和泉守侍從に任せら

る。内藤半六筑後守・安藤與十郎備後守・松平内藏大隅守・佐久間久七信濃守・大久保

木工出羽守・松平織部兵庫頭・岡部左京阿波守・松平主壹馬岐守・牧野兵部長門守・菅

沼主水越中守・松平采女美濃守・増山友之介右衛門佐〔惣イ〕・石川宗十郎美濃守・青山喜右衛

門石見守・蜂須賀萬助飛驒守・山内伊右衛門遠江守・毛利刑部少輔・戸田山三郎攝津

守・三浦長五郎但馬守・堀田久太郎備中守・松平三之助志摩守・松平主水紀伊守・永井

大學伊賀守・石谷十藏左近將監・兼松彌五左衛門下總守・稻葉權之助伊勢守・荒川右馬

諸大名の
任官

日光普請
奉行

山城守三枝内匠能登守・酒井作右衛門飛驒守に任じ、從五位下に敍す。那須玄竹法眼に任ず。今日布衣に仰付けらるゝ面々三十四人なり。

一、將軍宣下、午の刻に大廣間へ出御、勅使へ御對顔。御藏民部が御前に於て、壬生官務申御昇進ことといふ事を、二聲高聲に申上ぐる。綸旨御頂戴終りて、勅使・新院使・女院使、自分の進物前に置いて御禮畢りて、一條内府御對顔なり。

一、淳和・獎學兩院別當征夷大將軍正二位内大臣兼近衛大將氏長者に任じ給ひ、隨身兵仗・馬寮御監等を賜ふ。

一、廿五日に勅答なり。依りて菊亭へ銀五百枚・綿二百把、小川坊城・清水谷兩輩へ、銀三百枚・帷子單二十宛。廣橋・高倉・土御門三輩へ、銀二百枚・帷子單物十五づつを給ふ。

一、一條内府へは、上使を以て銀五百枚・綿五百把を遣さる。

一、將軍宣下御祝儀として、一萬石以上より公家方の御母堂へ白銀〔カ〕上る。同女中へも、三萬石以上より銀・烏目等を遣す。

一、九月七日に、繼目の御禮として、堀田上野介より黄金三十枚・綿二百把、同備中守黄金五枚、同虎之助黄金二枚、同内藏助黄金一枚を献上。同堀田加賀守遺物として、芝肩衝御刀〔左文〕を差上ぐる。

阿部千勝黄金三十枚、三浦吉兵衛黄金五枚、阿部市正黄金二枚を献上。同阿部對馬守遺物として、御刀〔宗〕を差上ぐる。内田長十郎黄金五枚を献上。同内田信濃守遺物として、御脇指〔一文字〕、御香爐を差上ぐる。三枝宗十郎黄金二枚を献上。三枝三左衛門蠟燭二百挺献上なり。

一、酒井河内守忠清、將軍宣下の御名代として京都へ遣さる。依りて黄金五十枚、御拾十を給ふ。

吉良若狹守・野々山丹後守此に従ふ。依りて御暇の上にて、黄金二十枚〔本ノマ、〕十枚を給ふ。

一、十月十四日に、酒井河内守歸府の御目見。
一、十五日に、酒井河内守忠清少將に任せられ、雅樂頭と改む。且つ又吉良若狹守少將に任ず。

酒井忠清
任官

一、十一月十四日に、御赦免の面々へ元高の通給ふ。所謂千五百石餘酒井因幡守・千八百石餘黒川八左衛門・千三百石松平甚三郎・五百石戸田九郎兵衛・三百石伊丹利右衛門・二百石青木小右衛門・二百石本目權兵衛・百五十石大野十右衛門等八人は、先達て御免許の儀相濟むと雖も、大猷院殿御不例に依りて延引、今度此儀に及ぶ。

一、同日に、御旗本・諸物頭・御守衆等、且つ又諸番頭中、彼是都合百三十四人、御加増を三千石或は二千石・千石・五百俵・三百俵、或は百俵を給ふ。

一、同五辰年九月十八日に、慶安を改めて承應元年とす。

伊勢兩宮
炎上

一、承應二巳年二月十三日に、勢州の兩宮炎上す。

一、六月廿三日に、禁裏炎上す。是は當夏洛中に兒ありて、方々を放火すと云々。

一、七月十日に、將軍家綱公、從一位右大臣に任じ給ふ。

一、八月諸國洪水。

一、九月廿日に、琉球人來朝す。正使を國頭といふ。

一、三月十日に、禁裏御造營の事始あり。

琉球人來
朝
禁裏造營
の事始

岡山洪水

一、七月六日に、隱元禪師長崎へ著津。

一、十九日に、備前岡山洪水。

一、本丸の内迄水差込み申候。

一、流家・潰家共に侍屋敷分四百三十軒。

一、歩行士・足輕屋敷五百七十三軒。

一、町屋・百姓の家四百七十三軒。

一、城下の橋共残らず落つる。但し本丸の目安門の橋計り残る。

一、總曲輪の冠木門残らず番所まで流る。

一、總構の石垣四ヶ所崩る。

一、右の外、在々所々の民屋二千二百八十四軒、潰家・流家なり。

一、知行高一萬千六百六十石餘永荒なり。

一、十五萬二千三百九十間は、在々所々の堤切れ申候。行程にして七十五里六町

半。但し三十六町
一里にして

- 一、四十六ヶ所〔川除イ〕の崩れ。 〔二千二十イ〕一、廿七艘は流船にて行衛なし。
- 一、百五十六人は溺死。 〔二百十匹牛馬の流死。〕

以上

右昨今見分之通知如斯御座候。猶追而相改言上可仕候。以上。

八月廿三日

松平新太郎光政

御老中様

黒田長政
卒去

- 一、同年、黒田甲斐守長政卒去。此時殉死の面々。
- 一、一萬石 黒田五郎兵衛六十
- 右五郎兵衛事用人故、勘定等速に埒を明けて、六月廿四日に追腹す。
- 一、千石 小性頭長濱九郎右衛門六十
- 右九郎右衛門事、長政御存生の内に前腹を切る。
- 一、三千石 竹田助之進三十
- 右助之進は、長政卒去の日切腹す。

- 一、無足 〔海イ〕深見五郎右衛門五十

右五郎右衛門事、五年以前に勘氣を蒙り、一兩年以前免許ありて、元の如く

召仕はれけるが、長政卒去三日以前に切腹す。

尾上二左衛門 是山伏明星院 黒田五郎兵衛召仕 同人召仕 古田十左衛門 一人名不知

- 一、九月廿日に、後光明院崩御。
- 一、十一月十三日、鍋島紀伊守元茂卒す。此時殉死の面々、所謂、
- 一、五百石 水野求馬之助 一、百五十石 松島平兵衛四十
- 一、無足 井川右京廿 一、無足 松原齋宮三十 一、無足 志波九大
- 以上六人追腹

一、江戸よりは西にあたりて、清冷の水あり。是れ武藏の名所なり。此流水を江府に引漲して、百民の渴を助滋うるまはせさせ給はんが爲に、鈞命新に降りて、山を崩して岩を穿つて、そこばくの田畠を是が爲に費し、年月を経て功をなさしめ、承應年中に成就して、長流城下に来る。是によりて武民恣に此水を飲んで、快樂の思をなし事

玉川上水

承應二年

三九

を満足せり。俗に玉川といふ。あやまりてタバ川といふ。

一、四未年四月十三日に、承應を改めて明暦元年とす。

一、明暦二申年正月廿三日に、今上皇帝即位。人皇より一百十二代。

將軍疱瘡
平愈

一、三月に、公方家綱公御疱瘡御平愈の御悦として、諸大名衆の花亭々々にして、或は能或は囃子あり。所謂

- 一、四月八日 囃子 松平肥前守 一、同九日 能 紀伊大納言殿
- 一、同十日 能 水戸中納言殿 一、同十一日 同 尾張中納言殿
- 一、同十二日 同 松平加賀守 一、同十三日 同 松平陸奥守
- 一、同十四日 同 松平相模守 一、同十五日 同 松平大隅守
- 一、同十六日 同 松平新太郎 一、同十八日 同 松平阿波守
- 一、同十九日 同 松平安藝守 一、同廿一日 同 細川越中守
- 一、同廿二日 同 松平出羽守 一、同廿六日 同 佐竹修理大夫
- 一、同廿七日 同 松平大膳大夫

疱瘡平愈
の祝儀

一、御疱瘡御平復の御祝儀として、御一門並に諸大名其外の面々へ、或は御腰物・御脇指、或は黄金或は時服等を下さる。

- 一、新藤五國光 代金五枚 甲府宰相殿 一、國綱 代金廿五枚 館林宰相殿
- 一、左文字 代金七十五枚 紀伊大納言殿 一、當麻 代金七十枚 尾張中納言殿
- 一、來國光 代金三十枚 水戸中納言殿 一、高木正宗 代金廿五枚 保科肥後守
- 一、兼永 代金三十枚 井伊掃部守 一、來國俊 代金廿五枚 酒井讚岐守
- 一、長永 代金廿枚 酒井雅樂守 一、助定 代金十五枚 松平伊豆守
- 一、吉平 代金十五枚 阿部豊後守 一、金五枚御給三 久世大和守
- 一、金五枚御給三 内藤出雲守 一、同斷 土屋但馬守
- 一、金三枚に御給三宛 御守衆七人 一、金三枚に御給二宛 御小性衆中
- 一、金二枚御給二宛 小納戸衆中 一、銀百枚御給三、御羽織 塙宗悦
- 一、銀五十枚 野間三竹 一、銀五十枚 上池院
- 一、同斷 岡甫庵 一、同斷 清庵

諸國大風

松平犬千代母堂逝去

- 一、銀廿枚御給二 長 徳 院 一、銀廿枚御給二 直 徳
- 一、銀廿枚 松平大膳大夫家來 小 川 宗 順 一、同十枚 珍 阿 彌
- 一、同五枚 才 阿 彌 一、金一枚御給二 鈴木喜左衛門
- 一、金一枚御給二 天野五郎太夫 一、同 斷 岩手左五右衛門
- 一、同 斷 有賀半左衛門 一、同 斷 鈴木八郎兵衛
- 一、小判二兩宛 御坊主衆三十人 以上
- 一、五月三日、家綱公御額を直させられ御袖を留め給ふ。
- 一、十八日に、駿府御城代大久保玄蕃頭跡役、松平丹後守信勝に仰付けらる。
- 一、同年に江戸浅草に新錢座を仰付けらる。
- 一、八月廿二日巳の刻より烈風吹出づる。尤も諸國も大風なり。依りて諸侯の居城及び堂塔・神社・佛閣悉く大破せしむ。
- 一、九月廿二日に、松平犬千代母堂逝去。青泰院殿と號す。傳通院に於て御葬禮あり。右青泰院殿は、家光公御養女、實は水戸黄門の御息女、松平筑前守光高の簾中

なり。

江戸の大

- 一、同年に芝口・品川迄の海邊の岸を、石垣に仰付けらる。奉行は久留島半八郎・佐久間宇右衛門右兩人なり。
- 一、同三酉年正月十八日出火す。火元は本郷五丁目本妙寺 法華宗 此日乾の烈風吹出で、江戸中大半焼失す。翌十九日、亦小石川水戸殿長屋より焼出で、左馬頭殿・右馬頭殿兩御屋敷へ移り、其火、御城中へ飛んで御天守回祿す。昨今の強風にて、江戸中残り少く、御城を始め諸大名衆御旗本中、竝に民屋悉く焼失す。前代未聞の火難なれば、酒井讚岐守忠勝申されて曰く、「魔風烈しければ、いつ鎮まるべしとも量り難ければ、公方家には井伊掃部守直孝亭へ成らせられ、火鎮まりて後、世上の様子を御覽合せらるべき由、御譜代の諸大名及び御旗本の面々は、掃部守上屋敷へ相詰めて、守護し申さるべし」と下知し給ひけるが、各御老中又相談ありて、間もなく西の丸へ御成なり。供奉の人々には、酒井雅樂守忠清・松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・酒井讚岐守忠勝と聞えたり。此節世間の風説に曰く、「去る十五日丸橋忠彌が殘

黨ありて、江府の所々に火札を立てける由、其聞えありければ、如何様其殘黨が強風を待受けてなすことか、兵火の疑をなしけるとなり。

一、右十八日・十九日兩日の火難に、江戸中の焼屋敷並に死人の覺。

一萬石以上 百六十屋敷 御小性組 二百屋敷 御書院番組 百九十屋敷

大御番組 百四十屋敷 新御番組 廿三屋敷 小十人組 六十屋敷

合せて七百七十三屋敷

一、町屋の分四百町 片町八百町

一、八百五十六屋敷 是は町中にて、親子・兄弟も焼死主なき屋敷。

一、今度火事に付き、公儀より下さるゝ金銀。

一、百石に付き十五兩宛。但し九百石迄は、五十石に五兩ましに下さる。

一、千石に百兩宛。但し千四百九十石迄は同前たり。

一、千五百石に百五十兩。但し千九百九十石迄は同前たり。五千石迄は五百石に付き、五十兩増に下さる。

焼失の屋敷並に死人の數

幕府より救恤の金銀

一、六千石に五百五十兩宛。但し六千四百九十石迄は同前。九千石よりは五百石に付き、廿五兩ましに下さる。

一、百石より以下は、小給なる故にましを多く下さる。

一、御扶持ばかり下さる面々は、一人扶持に付き、米五俵宛の積りを、御金にて下さる。

一、幼少又は病者にて、御番勤らざる輩へは、右の高を以て御金にて借せらる。

一、一萬石以上は、銀百貫目宛拜借なり。

一、町中へ下され候銀一萬貫目、金小判にして十六萬兩。但し間口一間に付き、

金三兩一步と銀六匁八分宛なり。

一、廿三日より一七日の間、公儀より施行の粥を、六ヶ所に於て仰付けらる。其奉行は松浦肥前守・六郷伊賀守兩町奉行なり。

一、御旗本衆御切米取の面々は、當春は半分下さるゝ由なり。

一、此砌は、町々にも辻番に増番を差置くべし。武家は門々に武道具を備へ、加番

粥の施行

明暦三年

三五

を差置き、往來の怪しきものを改むべしとの御觸なり。

一、今度焼失の武士屋敷、且つ又町中ともに割替を仰付けられ候間、當座の小屋掛も成程軽く仕るべしとの御觸なり。

一、焼死たる骸骨を、乞食の兩頭車善七芝の松右衛門に仰付けられて、船に積みて牛嶋へ悉く取揚げて、其所にして二町四方の寺地を下され、其上に一字建立の爲に、金子三百兩下行ありて、彼の死骸共を、其寺の庭前に掘埋め、増上寺より所化の僧を住持に居る、則ち寺號を無縁寺、院號を回向院と申しけり。此寺へ運びける焼死人の男女の員數十萬七千四十六人と聞えたり。彼の塚の上には、唐金にて大きな地藏を安置せしめ、法界無縁塚と名付けたり。哀なるかな悲いかな。其死人の内には、十宗・八宗とりぐならめど、各、一つ穴に埋めければ、其所縁の者共、毎月十八日・十九日には參詣せしめける程に、日に増し月に盛にして、今は古儀の寺院にも劣らずと見えけり。

一、今度大火事以後、江戸町奉行の同心を兩組に五十人づつ増人を仰付けらる。新

回向院の
建立

去
林道春死

家綱の御
臺所

江戸常火
消

山王社を
溜池に移す

組の者の屋敷は本所にて下さる。是れ渡邊大隅守・島田出雲守の時なり。

一、正月廿三日に、羅山先生死去なり。是は林道春事なり。

一、五月に、江戸葭原の傾城町を、淺草と千壽の間三谷といふ所へ移さる。

一、同年に公方家綱公へ、伏見殿の姫君御入輿なり。但し四月に御出京ありて、七月十日に江戸へ御著なり。

一、九月廿七日に、紀伊相公光貞卿へ、伏見殿姫君入輿なり。是は公方家綱公御臺

所の姉君なり。

一、廿八日に、稻葉美濃守正則、御老中の列に仰付けらる。

一、十一月に、駿府に於て新錢座を仰付けらる。

一、同年に、江戸常火消を仰付けらる。但し一組に與力十騎に同心五十人づつ、頭へ千俵づつの御役料なり。以上十組なり。右役屋敷の所は、馬場先御門の外、飯田町・代官町・駿河臺御茶の水の上・小日向鼠穴・丸山・左内坂・麴町なり。

一、同年に、山の手の山王社類火に付いて、其後社頭を溜池の上、松平主殿頭忠房の

屋敷を明けさせ給ひ、新に堂社を御造立ありて、神輿を移し奉る。

一、同年火事以後、深川の借藏〔橋イ〕に雜穀色々買置きある由、御僉議あるべき由、風聞に付いて、諸商人主なしになりたる雜穀、其外色々、

一、米 十五萬七千二百〔五イ〕三十三俵 一、大豆 一萬八千五十四俵

一、大麥 一萬五千三十俵 一、小麥 一萬二千俵

一、下り酒四萬百七十九樽 一、鹽 三萬八千六百八十俵

一、胡麻 三萬九千十四俵 一、荏胡麻千六百八十俵

一、水油 六千四百二十樽 一、魚油 二萬百七十三樽

一、蕎麥 千六百八十俵 一、燒炭 八萬三千三百三俵

一、薪 五十七萬九千五十七束

右の通、主なきに依りて御公儀へ召上げらる。

一、同年大火以後、萬石以上の諸大名に、望次第下屋敷を下さるべき旨を仰出さる。

一、同年大火以後、武州と下總の境にかゝりたる橋を、兩國へかゝりたる橋なれば

兩國橋

公儀へ没
取の米穀
其他

又江戸の
大火
所々の築
地

とて、兩國橋と名付けたり。長さ九十四間なり。

一、同四戌年正月十二日・同廿一日、江戸大火。城下民屋悉く燒失す。

一、同年木挽町の海手にて、築地を仰付けらる。其後、赤坂・小日向・小石川・本所等の築地、方々にて仰付けらる。

一、同年に江戸中外側そとがはの見附々々に御番始まる。

一、同年に日本橋の四日市と白銀町と此兩所の東西に、長土手を仰付けらる。此兩土手の上に並松を植うる。植木屋源十郎奉はる。伊丹藏人・村越治左衛門・曾根源左衛門下知す。

一、同年に北の丸邊の春日殿・左馬頭殿・酒井紀伊守・杉浦内藏助、此四屋敷を明けさせられ空地に仰付けらる。御城への火の御用心の爲と聞ゆ。

一、同年に、武州多摩川の流水を、日本橋より南への水道に用ふる儀を仰付けらる。

一、同年に、松平陸奥守綱宗へ、小石川御堀普請を仰付けらる。三月に鍬始ありて、萬治二年に成就す。

小石川御
堀普請

右堀普請入用の金の有増、金一分十六萬三千八百十六切と云々。小判にして四萬九千五百四兩。

松平忠宗
卒去

一、同年七月十二日に、松平陸奥守忠宗卒去。家來殉死の面々。

一、千六百貫 家老 古田主膳 物頭 遠藏九兵衛

一、六十貫 油頭 油比茂兵衛 同 平田長右衛門

一、二十貫 鷹匠上り 矢野又右衛門 中間上り 笹原鹿之助

一、無足 鷹匠 小野寺清左衛門 後藏 十兵衛

一、二百貫 小性頭 田中勘左衛門

右勘左衛門事、勘氣を蒙り隠遁せしめ、惠通と名を改め、久しく上方に居けるが、忠宗腫物を勞り給ひ、九死一生の由傳へ聞きて仙臺へ馳下り、則ち勘當を免され、満足して御供の儀を申上げて、忠宗の卒去し給ふや否や追腹す。右の外に中間三人追腹す。

一、右の者共の陪者の追腹、

古田主膳召仕 三人 名不レ知 油比茂兵衛召仕 一人 名不レ知

遠藤九兵衛召仕 一人 名不レ知 田中惠通召仕 柴原覺左衛門

以上六人

一、明曆年中に、下總の内本所へ、宰府の天神を勸請す。社僧は信祐坊是元祖なり。毎月笠著連歌並に笠著俳諧あり。

龜戸の天神

玉露叢 卷第十四終

承應四年

玉露叢 卷第十五

自萬治元年至寛文三年

萬治と改元す

明の遺臣秦官援兵を請ふ

隱元禪師東武へ參向

伊勢神宮炎上

一、明曆四戌年七月廿八日、改めて萬治元年となす。
一、萬治元年戌九月に、大明の福王の臣鄭芝龍の嫡男秦官援兵を請ふ。然れども御加勢に覃ばざるの由、御返簡ありと云ふ。

一、九月十三日に、唐の隱元禪師始めて東武へ參向あり。在留中は天澤寺に止居なり。
一、十月十二日、加賀黃門利常卿逝去。

一、十二月晦日の午の刻に、勢州度會郡畑村と云ふ所より出火して、一の華表に火移つて、祓殿・御子良館へ燃え附きて、町中所々焼失し、夫より御本社左右の相殿・數の攝社・末社・別宮残らず回祿す。宮中の内外宮拜所・大山神悉く炎上して、五十鈴

川の橋計り残る。町中の屋敷數都べて四百軒餘焼失す。御殿御正體・御船神宮をば宮山の樹蔭に御遷座なし奉り、同閏十二月二日の夜、御假屋を構へ、又其御殿へ遷宮なし奉る。

江戸京都大火

一、同二戌年正月十二日廿一日、江戸大火、城下大半焼失す。

一、同月廿四日・五日、京都大火。

一、同年に、東海道の遊女御制禁なり。是れ大目附高木伊勢守久道道中奉行の時分なり。

東海道の遊女を禁す

一、同年に、奥州松島の瑞岩寺住雲居和尚遷化。偈。

後釋迦文出生 先阿逸多入滅 滅生二佛中間 非是生非是滅

一、四月八日に内宮御遷宮。

一、七月二日に、甚雨疾風に付いて、淺草の御藏前へ水差込みしとなり。

一、去月六日・七日、常陸に於て大霰降る。其の大き大柿の如しとなり。

一、九月五日に、將軍家綱公御移徙。同十二日に御祝の御能あり。同十九日に、總

諸所の火災

御旗本中へ御振廻下さる。此の時又御能あり。

一、同三子年正月二日、江戸小火。同十四日、十八日兩日共に大火。

一、同月十八日に、尾州名古屋出火。家數六百軒餘焼失す。但し城内は異事なし。

一、右同日に、勢州桑名の城下出火。同廿五日に甲州出火。

一、江戸中當正月二日より三月廿四日迄に、以上百五度の出火なり。依つて江戸中の萬民晝夜共に安座の心なし。

一、五月、諸國洪水。勢州の内橋流失す。

一、六月十八日酉の後刻に、大坂御城青屋口の山里の焰硝藏に雷落ちて、御城内破損夥し。依つてあやまち死人數輩あり。

一、御加番の土岐山城守頼行家來天數十人、死人は四人なり。

一、同岩城伊豫守重隆家來天數輩、家老三人、外に侍十七人、以上廿人死す。

一、同小笠原土佐焰貞信家來四十人程天す。死人はなし。

一、同堀三右衛門後飛騨守と改む直家家來四人天す。死人はなし。

雷大坂城内の火薬庫に落つ

死傷者

右の山城守・伊豫守兩將は、自分にも少し天を仕らるゝ由。

一、小屋の分一軒も残らず悉く潰るゝ。

一、焰硝藥二萬九千五百五十貫目焼失す。

一、鉛玉四十三萬千七十九焼失す。

一、町屋千四百軒餘潰る。但し死人は四五人もある由。

一、御天守矢倉・多門・竝に石垣等の破損夥しき由注進の處なり。依つて見分として稻生七郎右衛門・島田藤十郎兩人を遣さるゝ旨なり。

一、七月七日に、諸國強風洪水。

一、同月十八日に、松平伊豆守信綱大坂へ發駕。是れ去月彼の地雷火の跡見分の爲と云々。

一、同年に日本國中の寺社へ二百四十萬石程御寄附ありて、則ち御朱印を下さると、猶ほ訝かし。尋ぬべし。

一、武藏と下總の境の川、是れ淺草川の流なり。其の川の末無縁寺の前に新規に長

火薬焼失

兩國橋竣成す

橋をかけられたり。長さ九十六間あり。此の橋の名を兩國橋と云ふ。この年序を
經て萬治三年に成就す。

一、同四年正月十九日の夜、光り物南より北へ飛び、其光り物半町程も行く間、一天
晝の如し。尤も草木のわけも知れ、真砂の數も細やかに見えたり。

一、同月十九日・廿日、江戸大火。

京都御所
炎上
寛文と改
元す

一、同月去る十五日禁裏炎上、公家宅・寺社・民屋焼失す。依つて改元有りて寛文元
年とす。

一、寛文元年六月に、内藤出雲守跡役を、渡邊丹後守吉綱に仰付けらる。

徳川頼房
薨す

一、七月廿九日に、水戸黃門頼房卿逝去。春秋五十九歳。御遺骸をば太田の隨留と
云ふ所へ送り葬る。

御棺行列の次第

- 挑燈 長柄十本 上下を著す 鐵炮廿挺 弓拾張 騎馬三拾騎
- 目附 上下を著す 長刀 具足 篋箱 挾笥 甚阿彌 同朋 神主持 〔木カ〕皆纏を著す

御料理之間衆纏を著す
御料理之間衆纏を著す

中間二人

香爐 横山角兵衛旗

五十人組

御料理の間

衆三人纏を著す

御棺

棺昇八人纏を著す
棺昇八人纏を著す

直槍 より

挑燈

用人衆

近近習番衆
小納戸衆

立笠

馬

腰物番衆

十文字

挑燈

目附衆

臺子の間番衆

五十人組衆 上下を著す

筑崎散右衛門
筑崎長太郎

同勢 押の者 騎馬也

駒井三郎右衛門纏を著す
赤村三郎兵衛纏を著す

押の者 總供の面々は牽馬なり。

一、同年八月十一日に、兩典厩へ附けさせらるゝ面々。

一、本知千二百石御鐵炮頭黑田源右衛門、信濃守に改め、新規に三千石下さる。本
知は總領の息相續なり。右は右馬頭殿に附けさせらる。

一、本知七百石御小性組頭山口出雲守、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續
なり。

一、本知六百俵小十人組頭島田彌右衛門、淡路守に改め、新規に三千石下さる。本
知は總領の息相續なり。右兩人左馬頭殿へ附けさせらる。

一、本知七百石御鐵炮頭兼田惣八郎、遠江守に改め、新規に三千石下さる。本知は

綱軍綱吉
に土を附
せらる

總領の息相續なり。

一、本知千石御小性組頭大久保宮内、和泉守に改め、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續なり。右兩人右馬頭殿に附けさせらる。

一、同年同月に、妻木彦右衛門本知千八百石に都合三千石に御加増有りて、御勘定頭に仰付けらる。

一、同年の秋、三州に稻の長さ八尺延びたるあり。駿州久能にも稻に枝三本付きたるを城内に持ち來る。穂の長さ一尺七八寸あり。本枝の穂に百七十粒、二の枝の穂に百十七粒、三の枝の穂に九十三粒、右の通りに穂付きけり。又富士の根方に三町四町の田地あり。其の田にも穂に穂付きたるなり。都て當秋の早稻、藁の長さ五尺二三寸ありし。

一、同年夏の末、鹿島よりことふれ在々へ來りて申しけるは、「當年の秋は一粒萬倍たるべし。其の證據には梅檀に實なるまじ。又赤蜻蜒あるまじ。是神託なり」と觸れたり。聞く者何事かと嘲りしが、果して梅檀に實もなく、赤蜻蜒もなし。尤も豊

年なりしかば、往昔にもかゝる例のありけるにこそ。

一、同年に、過ぎし年の如く、伊勢へぬけ参り夥し。

一、九月に左馬頭殿・右馬頭殿へ十萬石づつ御加増なり。何れも知行廿五萬石づつなり。此の時左馬頭御居城甲府、右馬頭殿は館林に相極まる。

一、右の御禮として、左馬頭殿より御太刀一腰光忠・御小袖二十白銀五・御馬百枚一匹、御進獻なり。右馬頭殿より御太刀一腰包平・御小袖・御馬代等右同斷に御進上なり。御盃頂戴の時、御腰物・御脇指高木・左馬頭殿へ進せらる。御腰物・御脇指行光・右馬頭殿へ進せらる。

一、十月廿八日、江戸中大火なり。

一、十一月に、御鐵炮頭渡邊六左衛門事豊前守に改め、新規に三千石下され、左馬頭殿へ附けさせらる。本知千五十石は總領の息相續なり。

一、十月晦日に、左馬頭殿・右馬頭殿宰相に任じ給ふ。

一、同二寅年三月十六日に松平伊豆守信綱卒去、春秋六十七歳。

一、同月廿四日の午の刻大地震、翌廿五日の没日其の色丹の如し。夕日の影二つに

綱重を甲府に綱吉を館林に封す

松平信綱卒す

京都大佛
殿修理

見えたり。

一、同月京の大佛像修理始まる。是は中の柱の腐朽くまひたる故に、七尺程傾きたるに依つてなり。右の破損繕ひに七寸角千本計りも入りたるとなり。夥しきことなり。

一、同年に、江戸中の町々に新道出來す。

京都の震
害

一、五月朔日、大地震並に大雨。此の地震都は取分け夥し。禁裏の御築地は所々をゆり崩し、朔日より四日迄の間は、毎日廿七八度三十度に及べりとなり。月を越え、七月に至つて止まず。依つて洛中の堂塔・佛閣大半ゆり崩す。大地一尺計りづつゑみ割れ、小路々々の家も崩れ、土煙立ちて凄まじ。祇園の石の華表もゆり落す。五條の石橋崩れ、三條の橋も半ば落ちかゝりぬ。大地をば車など曳く様に鳴り渡ると、其の跡より必ず地震す。故におしに打たれて死し、或は疵ついて不具になるもの其の數を知らず。且又三宅隼人領地三州の内より注進して云はく、「今度の大地震に、民屋潰れ、田畑は土を持ちおこし、新川を流し、又は見馴れぬ山嶽目前に出づ。依つて荒地そこばくの由飛脚到來す。」

伏見の震
害

一、伏見にて町屋三百廿軒餘禿禿る。此の外小破の家百八十軒餘、土藏十五ヶ所禿れ、死人は四人あり。

一、同所御香の宮は別條なし。石の華表・石の燈籠は残らず倒る。

一、向島の堤は所々三百間餘切る。内四十六七間は地へ四五尺程もゆり込む。

一、六地藏の船入北の方の山八十間餘崩る。東の方は六十間餘〔二カ〕、南は悉く崩る。町竝の家十三軒餘潰る。

竝の家十三軒餘潰る。

一、大坂にては、豊後橋の石の臺崩れかゝる故に橋少し傾く。京橋・肥後橋も杙折る。

一、江州大津にては、小野惣右衛門居屋敷竝に町屋大分破損。但し公儀御米藏は残

らず禿禿る。

一、同國膳所の城の天守・矢倉は別條なし。其の外は悉く禿禿る。

一、同國永原の御殿、櫓一ヶ所ゆり落し、其の外所々破損す。

一、同國大溝分部伊賀守家中、家ども悉く禿禿る。漸々五軒残る。町屋は三百軒ほど

の内二十軒残る。領内の民屋都て千廿軒餘潰る。男女廿人死す。馬五匹斃る。

近江の震
害

一、同國志賀・高崎兩所の内、一萬四千八百石の處、田畑八十五町餘ゆり込む。在家千五百七十軒禿る。是は小野惣左衛門御代官所なり。

一、都て近江一國の内にて、百姓男女四百十二人死す。牛馬九十三匹斃る。塘つゝみ二千二百間餘切る。

一、志賀郡内榎村には、家數五十軒餘有る所にして三百人餘死す。

一、同所町村と云ふ所にも家數五十軒餘有り。こゝにて三百人餘有る人の内にて、三十七人残り、其の外は死骸も見えず。家どもは皆々地の下になる。此の所朽木谷よりは二里南なり。此所より割れ出で、谷へ崩れ落ちて谷をも埋め、却つて高き山となる。其の高さ二町計りにして、長さ八町餘續きたり。其の下に死人を埋めけり。此の朽木谷と云ふ所は、朽木權之助居所なり。右の外色々のこと有りしかども、限りなきことなれば略す。

一、同年六月十日、江戸に於て安宅丸の御船を差し浮べられ、公方家綱公御遊船なり。依つて諸侯の御供船どもを漕ぎ浮べて、天幕をはしらかし、武器を飾り、御船印

將軍安宅丸に座乗す

天地丸

大龍丸
龍王丸

等川風に飜し、誠に見る目もいさぎよく、深川・中川・新田島・佃島、川も陸も見物の貴賤さゝめき渡り、興に入る計りなり。寔に今日の暮れ行く空を惜まぬ者はなし。

天地丸は八丁公方召す。大龍丸は六丁御詰衆乗り給ふ。龍王丸は御譜代の諸大名衆乗り給ふ。右御座船の天地丸には大幕をはしらかし、御船印・吹貫・其の外色々の出御弓・御鐵炮、其袋は猩々緋なり。艦くさねには、烏毛の御槍並に御長刀・立傘・臺笠立てならべければ、誠に美々しき見物、前代未聞なり。安宅丸前にて御座船に召し、石川大隅守屋敷の左右佃島へ成らせられ、其の川の真中に御座船をかけ留めて、則ち御膳を召上がらる。其の外常に御成の時出づる御座船には、總御供の諸旗本衆乗つて出づるなり。此の日快晴御機嫌斜ならず。終日御遊興ありて、斜日に及んで還御。翌十一日に御船奉行なりける向井兵部を營中へ召して、御加増千石下さる。誠に冥加の程こそ由々しけれ。

一、六月十三日に、野州日光甚雨疾風、去る八日より今日に至りて雨脚少しも止むことなし。依つて稻荷川増水して山崩る。兼ねて日光御目附に差遣さる、田中三

日光山風
雨被害

津波

左衛門事溺死、竝に彼の召仕の者以上十五人流死なり。日光町屋九十餘軒流失す。水死の者都て百三十人の由注進なり。

一、同月晦日大風に依つて駿州久能山崩れ、其上高波打ち上げて流家十餘軒、總じて今年津浪の上る年なり」と諸人囁きけり。其の謂れを聞けば、古老の曰く「當年は殊の外在々町々へ蟹多く這ひ上りけり。其の年は必ず津浪打ち上りけり」と語りけるが、果して高潮揚げてけり。誠にかゝる舊例も覚え置くべき事なり。

一、今年度々大地震國々に有りと雖も、京師の豊國には一度も其の儀なしと云ふ。人皆不思議と云へり。

一、寛文二年九月十九日子の刻に、有馬左衛門佐領内に於て、地震に付破損色々の覺え。

有馬左衛門佐領内に於て地震に付破損の覺え

一、居城三の曲輪の橋脇の石垣、高さ水底より四間半破損の處五間崩れ申候。

一、田畑五十七町餘 在々所々潮入り崩れ捨たり地。

一、宮崎下別府の港にて、破損船十艘、此の荷物米七千二百五十俵餘の内小麥二百

廿俵餘、但し兩麥の濡俵二百廿俵餘、米は五千五百俵餘濡れ申し候。

一、破損の堤十三ヶ所、間敷六百七十間餘なり。

一、井出溝二ヶ所、間敷百四十間餘破損。

一、道橋崩れて當時通路成り難き所に御座候事。

一、禿家千三百軒餘、倒れかゝりたる家百五十軒餘。

一、死人五人。

右の外に御預所本庄破損覺

一、田畑所々山岸破損の地御座候事。

一、御米二百六十俵餘、竝に船に積み宮崎下別府に於て高潮満ち、地震に沈み濡れ申す米なり。

一、禿家九十軒餘。

一、倒れかゝりたる家百二十軒餘御座候事。

右の通り注進なり

寛文二年

酒井忠勝
卒す

- 一、同年十月、酒井讚岐守忠勝入道空印卒去。
- 一、同年同月、大隅國大地震海陸地となると云ふ。
- 一、同月に仰出たさる、御制禁の條々左の如し。

覺

- 一、刀二尺八寸九分 一、大脇指一尺八寸
- 一、なでつけ 一、大鍔並に大角鍔
- 一、きうるしのさや 一、さかやきそりさげ
- 一、けんぶ侍より外 一、はゞびろの帯
- 一、若きもの下ひげ 一、病者の外ちやせん髪

右の條々違背せしむる族有之に於ては、急度曲事に可被仰付者也。

寛文二年十月日

御破損奉
行

- 一、寛文二年十月十九日に後替仰付けらる、面々。
- 一、御破損奉行、淺井八郎左衛門、花井治左衛門、須田治郎太郎、松平治郎左衛門、以上四人なり。

富士見番
頭

一、富士見番頭、水野新兵衛これを仰付けらる。

西丸御留
守居

一、西の丸御留守居、伊藤安兵衛跡役大久保半右衛門にこれを仰付けらる。

御納戸組
頭

一、御納戸組頭、須藤太郎左衛門跡役本多五郎兵衛にこれを仰付けらる。同斷佐原七藏跡役石川七左衛門にこれを仰付けらる。

御筆筒奉
行

一、御筆筒奉行、竹島四郎右衛門跡役部茂兵衛、同斷小長谷伊左衛門跡役小野忠左衛門、右兩人にこれを仰付けらる。

御腰物奉
行

一、同年十月廿六日に、大御番衆の内、小十人衆の内より、御役仰付けらる、面々、中島伊兵衛、酒井兵左衛門、朝比奈藤左衛門、大井三郎右衛門、山中喜兵衛、河内源五兵衛、富永彦兵衛、右野十郎左衛門、右の面々御腰物奉行にこれを仰付けらる。

御納戸衆

- 一、福王平右衛門 淺羽次太夫 朝比奈十郎左衛門 三田藤左衛門 關八郎左衛門
- 荒川 庄九郎 三浦小十郎 朝比奈六之介 高木六兵衛 永井助十郎
- 山本八左衛門 日向孫太夫 三宅權右衛門 松下三郎兵衛 竹川所左衛門
- 久保田三郎右衛門 原伊兵衛 藤方市郎右衛門 曲淵勘兵衛 遠山三左衛門

寛文二年

諸侯歲暮の規定

方様へ歳暮右の通り差上ぐべきの由、雅樂頭殿に於て諸大名衆の留守居へこれを仰渡さる。

一、寛文二年十月廿三日に、松平隼人正彦坂壹岐守、右兩人の二男竝に内儀共に大坂へ可差遣さるべき旨これを仰付けらる。

隠居を命ぜられたる諸士

一、同日隠居仰付けらるゝ面々。高十二萬石外に新田一萬五千石有之隠居本多能登入道純齋・同十一萬石は本多下野守・同一萬石は本多一學・同一萬石本多官兵衛・同二千五百石宛本多吉左衛門・本多造酒丞・同七千石酒井紀伊守、右の七千石は同姓兵部に之を下さる。兵部只今迄取來り候八百俵は、隠居料に紀伊守に之を下さる。

拜借銀

一、同月晦日銀五百貫目松平但馬守拜借仰付けらるゝの旨、松平信濃守にこれを傳へらる。同百貫目伊東監物領分大破に付いてこれを下さる。

- 一、戸田相模守 本多土佐守 土屋兵部少輔 駒井右京 長谷川刑部少輔
- 渡邊大隅守 岡田豊前守 坂部十三郎 永井十左衛門 弓削多源七
- 三枝平右衛門 永見權七 蜂屋七兵衛 天野佐左衛門 川村善次郎
- 三宅傳左衛門 筒井内藏 松平彦兵衛 大久保半右衛門 岡野權左衛門
- 三宅彌三兵衛 坂井八郎兵衛 高木甚左衛門 山田十太夫 太田壹岐守
- 杉浦大隅守 畠山式部 竹中右京 岩瀬市兵衛 花房外記
- 今村傳三郎 新庄興五右衛門 落合源右衛門 神尾内膳 本多平右衛門
- 水野庄左衛門

右の面々へ總領二男三男召出さるべきの旨、寛文二年十一月四日に仰出さる。

諸門内の乗馬を禁す

- 一、寛文二年十一月七日仰出さるゝ趣
- 一、淺草橋御門 一、筋違橋御門 一、小石川御門 一、牛込御門
- 一、市ヶ谷御門 一、赤坂御門 一、虎の口御門 一、山下御門
- 一、幸橋御門 一、田安御門

右の所々御門の口々にて、乗馬・乗掛馬の外、小者・中間・百姓・馬方等、馬に乗り通り候はゞ、御番の輩相斷り下馬致させ、其上此の御門の内にて馬に不可乗の旨可申合者也。

一、十四日に、町御奉行衆へ、歩行同心五十人増人にこれを仰付けらる。都合百人宛兩奉行所へ附けさせらるゝの旨、これを仰付けらる。

一、廿二日に、渡邊丹後守二男並に内儀共に、大坂へ差遣すべき旨、これを仰付けらる。

一、十二月四日に、京極刑部少輔遺領六萬石の内、五萬七千石は實子百介にこれを下され、三千石は養子頼母にこれを下さる。

一、同日、松平玄蕃遺領五千石残らず嫡男忠左衛門にこれを下さる。二男・三男とも召出さるべきの旨仰渡さる。

一、同日、上杉宮内大輔等、今度禁裏へ御使として遣さるゝの處に、京都は首尾よく相勤め歸府の處、御返簡の勅書を取失ひ申さるゝに付き、今朝自害の由なり。

上杉宮内
大輔等簡
の勅書を
紛失す

一、同日、三枝市正・神尾權八郎右兩人へ、當年より御切米五百俵充これを下さるゝなり。

一、十二日、神尾備前守隠居これを仰付けらる。知行高千八百石の内、八百石は總領若狹守、千石は二男内膳へ、右の通りこれを下さる。内膳只今迄取來り候八百俵をば、備前守隠居料にこれを下さる。都合千八百石の通り若狹守にこれを下さるなり。

一、同日、市岡左太夫是又隠居仰付けられ候。知行高九百石は、總領彦右衛門に異議なくこれを下され、彦右衛門取來る三百俵は隠居料にこれを下さる。

一、寛文二年十二月十五日に、前年高力左近大夫に御預けなされ候伊丹仁兵衛子並に青木庄七郎子、右兩人共にこれを下さるゝ間、向後心次第に召仕ふべきの旨、これを仰渡さる。

一、同月十六日に、日光宿割に仰付けらるゝ面々、

堀三右衛門 松平新九郎 折居市左衛門 馬場三郎左衛門 千本平左衛門

松田善右衛門 島彌左衛門 仁加保内記等なり。

一、同月に、松平新平妻子を駿府へ差遣すべきの旨、これを仰出さる。

一、十八日に、館林の宰相殿御前髪を執らせられ候に付き、御祝儀として阿部豊後守、これを遣さる。

一、小袖二十枚 右馬頭殿へ 一、一荷二種從御御同人へ 一、縮緬二十卷 御母堂へ

一、銀廿枚宛 おちの人 一、銀三十枚 室賀下總守・曾我伊賀守・本庄宮内少輔・杉浦大隅守・黒田信濃守・大久保和泉守

右之面々へこれを下さる。

一、銀五十枚 總女中へこれを下さる。 一、同十枚宛 留守居衆へこれを下さる。

一、銀二十枚 奏者番御用人へこれを下さる。

以上

一、金馬代 一、御太刀安光代 綿二百把 館林殿よりこれを献上。

一、縮緬二十卷 御臺様へ右同人よりこれを進上。

右の御禮として、御登城、御吸物、御盃の上にて御脇指一文代金六十枚、之を進せらる。

一、同廿日、八木清十郎 安藤次郎兵衛 堀田介左衛門 右の三人閉門御免。

一、同廿一日、水戸殿へ上使として美濃守これを遣さる。 是は御官位參議に敍せらるゝに付てなり。

一、去る十六日に、勢州穴の津の城明屋敷より出火にて、本丸其の外残らず焼失、竝に侍屋敷、町屋も少々類火の由、藤堂大學頭より注進。

一、同廿三日、御加増竝に新規に御切米これを下さるゝ面々。

一、千俵、大久保市十郎にこれを下さる。

能勢山城守 野々山瀬兵衛 同彦右衛門 北條新藏 石丸五左衛門

進 喜太郎 榊原左京

右の面々何れも百俵充御加増。

一、御留守居伊藤安兵衛 御徒頭落合源右衛門 宮田庄右衛門 大岡五郎右衛門

右四人は三百俵宛。

加増竝に
切米を給
はりし諸
士

一、東條民部 中根市十郎 戸田惣左衛門 稻垣市左衛門
右四人は、新規に四百俵づつこれを下さる。

一、津田久兵衛 寛七郎左衛門 江林甚左衛門 柴山權右衛門 清水平左衛門
羽太權兵衛 河野源右衛門 大竹源太郎 鶉殿藤助 水野又左衛門
右何れも二百俵づつ御加増。

一、二百俵御加増新御番組頭 貴志彌兵衛

一、新御番杉浦平右衛門 村上權七郎 植村庄左衛門 神谷七郎兵衛 服部七郎
左衛門 山岡治郎左衛門 富永傳右衛門 松平治右衛門 横山助太夫 内藤七郎
兵衛 金丸喜右衛門 南條勘兵衛 丹阿彌 朝倉八太夫
右之面々五十俵充御加増これを下さる。

一、小十人與頭大久保八右衛門 岡野庄兵衛 大岡四兵衛 鳥居五郎兵衛
右何れも百五十俵づつ御加増。

一、三百五十俵充、春信友玄 一、百五十俵充、澤津意春 一、二百俵充、平田道有

久保吉右衛門 長谷川藤右衛門

諸大夫に
任ぜらる
る人々

一、十二月廿七日、酒井左衛門尉四品に仰付けらる。同日諸大夫に仰付けらる、面

面。

一、前田掃部頭松平淡路守總領

土井小左衛門周防守

三宅隼人能登守

本多官兵衛越中守

本多才兵衛肥前守

本多一學山城守

新庄市太夫隱岐守

伊丹五左衛門大隅守

松平右近出羽守次男
右近大夫改

高力源兵衛伊豫守

金森五郎八飛騨守

松平右近主殿頭男
大炊頭改

秋田大藏信濃守

堀大肥前守

鳥居彦右衛門兵部少

加々爪圖書土佐守

戸田三允和泉守

内藤彌三郎若狹守

大久保市十郎山城守

松平縫殿助

三枝市正伊賀守

神尾權八郎播磨守

能勢權十郎攝津守

岡部左京隱岐守

稻葉主税能登守

一、布衣仰付けらる、面々

蜂屋半之丞 高木喜左衛門 高林興五右衛門〔木イ〕 丹羽權兵衛
大岡五郎右衛門 高田庄右衛門 溝口源右衛門 佐々又兵衛

大久保半右衛門 久保平右衛門 天野彌五右衛門 蒔田權之介
安藤内藏 堀田五郎右衛門

一、二千俵御加増、松平因幡守

一、同三年正月廿九日に、今上皇帝、仙洞御所・女院御所・東宮へ御幸なる。

一、同年に江戸辻番の儀を仰出さる。

江戸辻番の規定

江戸中辻番之覺

一、辻番所の儀相定め、人數の通り晝夜無懈怠勤之、油斷すべからず。夜中不寢の番を致し、番所の戸を明け置き、切々見廻り、晝夜に限らず狼藉者其外不審なるもの於有之者、早速出合ひ留め置き、不届の仔細有之ば主人へ相渡すべし。主人知れず候はゞ、其の辻番の月番へ申斷り指圖を得、町奉行所へ相渡すべし。但し公儀の辻番は其の支配の方へ相尋ね、町奉行へ召連可渡之事。

一、奉行人御目附衆、夜廻りの面々申渡す御法度の趣、違背すべからざる事。

一、手負ひたるもの來り候はゞ留め置き、主人有之ば相渡すべし。主人知れず候は

ば月番に申斷り、町奉行所へ相渡すべし。公儀の辻番は其の支配の方へ指圖を請け、町奉行所へ可渡之事。

一、辻番所に、男女共に當座の宿も貸すべからず。總じて番所の前に人集め置くべからざる事。附預りもの仕る間敷事。

一、辻番所にて食物其外目に掛り候もの商賣不可仕事。

右此の旨を相守るべし。若於令違背者、科之輕重に従ひ可被行罪科候也。

寛文三年三月日

奉行

一、同年に、仙洞御所より當今へ御附の衆中へ仰出さるゝ御制法の趣左の如し。

覺

一、第一御行跡 不輕被守古風、可被除弃今様

一、御心持 敬神深、思無御短慮、深仁無御矯、無御隨意

萬端無非道事等、無油斷可被申上事。

一、第一御學門被入御心被勤之候様可被申行事。

院より御所近侍へ出されたる制法

一、於被聞食可被移御心之間、無用之雜談或は鳥獸養之類、或は躑躅・椿等當時專斷之様之事、總而可爲御學問之妨事被申上間敷事。

一、世間之事於河原・珍敷傀儡放下・狂言等之沙汰於被聞召、有御覽度可被思召事、一切被申上間敷事。

一、假初にも御身上相應之御遊興可被申行事。

一、於御前下様之野鄙成沙汰被申上間敷事。

一、如何様之遺恨雖有之、於宮中及口論者、不阻理非左右共可爲重科事。

一、男女之間御法度堅く可被相守事。

寛文三年正月廿九日

一、同年禁裏・院中御造營事終つて、御安鎮の御法を三井寺へ仰付けられ候へば、山門より是を憤り、既に大訴に及ぶ故、諸公家群參して僉議ある處に、山門の申分至極の道理有るに付て、向後に至りては、何時もかゝる大法をば叡山へ可被仰付と勅諭これある間、此の度の儀をば、先々園城寺へ勤行致さるべきの旨、左の如く宸簡

安鎮法の
山門へつき
簡されし宸
遺

を染められ、勸修寺大納言と、延暦寺の三門跡の副狀にて事落著す。此の御案詞は則ち仙洞御所遊ばされけるとなり。

安鎮の法阿闍梨の事、天台座主のほか參勤の例あまた見えたれども、山門は四ヶの大法すい一にて、かのあざり勤仕候事、山門におきて規模にて候よし、さもあるべき事に候。いつにても禁裏・院中造營の御事は、世にかくれなき事にて候。其とをりを申させおはしました候は、御違おはしまして、此よしこゝろへ候はん程に、あらかじめ何事も例は多分を用ひられ候にしく事候はず候まゝ、申果ても御心えとくひろう候べく候。あなかしこ。

御ちごの御中

右の通り假名遣字配り等かれこれ聊違ひなきものなり。

玉露叢 卷第十五 終

玉露叢 卷第十六

自寛文三年至同四年三月

將軍家綱
日光參詣
の供奉

- 一、寛文三年四月廿日に、將軍家日光へ御參詣に付て、前日より供奉の御觸あり。
- 一、四月十四日に江府を出御ありて、同十六日に日光へ御著。同十七日に御登山。
- 同廿日大猷院殿の御佛殿へ御參詣遊ばされ、^{〔堂イ〕}同廿四日に江城へ還御。大桑村、紀伊大納言殿・同村尾張中納言殿・水村・水戸宰相殿・同村紀伊宰相殿・森宮村・松平讚岐守・和泉村井伊玄蕃頭
- 一、出御一日御先へ參る今市御番、酒井修理大夫 同二日目御先同所御番、本多下野守 同日御先新町御番、水野出羽守 同日御先今市小屋番、松平甲斐守
- 一、毎日御先供奉一時代り 酒井日向守 土井兵庫頭・酒井河内守 稻葉丹後守

- 一、毎日押へ 安藤對馬守 阿部播磨守 久世大和守
- 一、毎日御近習御供 土屋但馬守 堀田備中守 酒井雅樂頭
- 一、酒井河内守 稻葉丹後守 酒井日向守 土井兵庫守
- 右四將の家來毎日御先へ。
- 一、久世大和守 阿部播磨守 安藤對馬守
- 右三將の家來毎日御跡に。
- 一、吉良若狹守 品川内膳正 吉良上野介
- 右の高家衆日光迄御先へ。

供奉

- 松平民部少輔 森川下總守 大久保豊前守 内藤式部少輔 松平備中守
- 大森信濃守 安藤備後守
- 御側御小性衆
- 松平紀伊守 松平内記 大久保兵部少輔 安部伊勢守 岡部志摩守

岡部隱岐守 三枝對馬守 神尾播磨守 内藤上野介 板倉市正

新御番

遠山十右衛門 青山藤右衛門 大岡忠四郎 天野三郎兵衛

右何れも組中十六人宛。

御使番

渡邊筑後守 加藤平内 安藤九郎左衛門 川口源兵衛 水野庄左衛門

西尾藤兵衛 久保平左衛門 佐々又兵衛 荒木十左衛門

御諸道具奉行

服部與左衛門 佐久間宇右衛門 山角藤兵衛 渡邊兵左衛門 佐野與左衛門

花井庄右衛門 櫻井庄五郎 大岡二郎兵衛

小十人組頭

新庄與三右衛門組廿一人 烏井三郎右衛門組廿二人 大久保甚兵衛組廿二人

河村善二郎組廿一人 宅門 伊 織組廿一人 筒井 内膳組廿二人

御歩行頭

神尾 内膳 高田庄左衛門 本多平右衛門 朝倉一左衛門 大森半七郎

岡野長十郎 市橋傳左衛門 落合源右衛門 榊原 大膳 大久保彦兵衛

小十人組

阿部忠兵衛

御歩行

宮城三左衛門 安藤傳右衛門

右の組、御法事に付御先へ遣さる。

御旗奉行

島田五郎兵衛 寛 助兵衛與力十騎 同心十人宛

右御旗指の中間三十八人・御旗長持・竝に御馬印・長持等持つ人夫廿八人御賄方より出づ・御

旗竿持三十人・御馬印持 右同斷

御槍奉行

安藤次右衛門 松田六郎左衛門、同心十人宛

御持弓頭

内藤甚之丞 榊原左衛門 兼松又四郎、與力十騎、同心五十人宛

御持筒頭

日向半兵衛 近藤勘右衛門 坪内半三郎 松平助之進、與力十騎、同心五十五人宛

御小納戸衆

遠山半左衛門 成瀬宇右衛門 大久保三十郎 本多金右衛門 松平傳左衛門

大久保兵九郎 牧野七左衛門 石原宗左衛門 江原九郎右衛門 山岡十兵衛

松平二郎兵衛 鶴殿十郎左衛門 万年佐左衛門 三宅市左衛門 松平彦太夫

御小納戸本坊御先へ遣さる。

山本傳右衛門

同組衆

戸張源五右衛門 鈴木市郎兵衛 池田勘兵衛 上田宇右衛門 安藤勘右衛門

百人組頭

近藤登之介 坂部三十郎 横田次郎兵衛、與力二十騎、同心百人宛

御鐵炮頭

近藤五左衛門 成瀬吉右衛門 菅沼藤十郎 岡野權右衛門 弓削多源七郎

大久保四郎左衛門、右六輩は與力五騎、同心三十人宛 伏見勘七郎、與力六騎、同心三十人 田付四郎兵衛、與力三騎、同心二十人

御弓頭

大久保荒之助 小栗又兵衛 小野淺右衛門 高木喜左衛門 信樂勘三郎、與力十騎、同心三十人宛

御弓矢奉行

井戸忠兵衛、與力同心十人 太田勘兵衛、與力同心十四人

玉藥奉行

榊原善左衛門 曲淵助之允、同心十人宛

御具足奉行

曲淵清藏、同心十人、御具足二領分持人夫十七人御賄方より出づ。

御腰物奉行

山田市兵衛 山中吉右衛門同心三人宛

御幕奉行

小林清十郎〔平イ〕 難波田善左衛門同心五人宛

御細工頭

井關與五郎同心四人

御馬方

諏訪部彦兵衛 西川清左衛門 石川孫左衛門 大久保市郎右衛門 坂本小左衛門
飯塚半左衛門

中奥御小性衆

石川吉之介 野々山瀬兵衛 柳生飛驒守 柳原左京 秋山大學
水野主殿 進 喜太郎 日根野權十郎 石丸五左衛門

日光へ御先に遣され候故宿入らず候

石川市正 大久保安房守 井上兵庫頭 小堀下總守 小笠原丹後守

戸田攝津守 能勢山城守 大澤右近大夫 三好能登守

御目附衆

猪飼半左衛門 寛 新兵衛 安藤市郎兵衛 稻垣清左衛門 森川小左衛門
御腰物持六人 御薬込六人

御醫師

今大路道三 吉田意安 野間三竹 眞瀬養安院 河野良意
澁江長怡〔瑞宗悦イ〕 兼安道訓齒醫 笠原養泉 佐田玉川針醫〔竹イ〕 坂立雪
儒者林春齋、御先へ。

御膳奉行

杉浦彌市郎 三島清左衛門 松平彦兵衛 梶浦三郎右衛門
御勘定衆、御先へ遣さる。

雨宮次郎右衛門 大柴六兵衛 青木喜左衛門 長谷川左太夫

御右筆衆

大橋長左衛門 小島久左衛門 渡邊傳四郎 神尾小左衛門 久保金左衛門
建部傳右衛門 梶浦伊右衛門 大河内市郎右衛門 加茂宮庄右衛門

御納戸本方組頭

雨宮權左衛門 前田五郎右衛門 同心十人宛

同拂方組頭

神田三右衛門 下田四郎左衛門

右之組衆

有田藤兵衛 田邊傳三郎 布施六右衛門 杉浦十右衛門 藤方市郎右衛門
竹尾作右衛門 竹川所右衛門 富士七郎左衛門 山本治右衛門 今井友之介
右十人は御先へ遣さる。

伯樂方

橋本權之介

御臺所方

天野五郎太夫 鈴木喜右衛門

右組頭

堀屋半左衛門 鈴木喜兵衛 吉村七郎右衛門 黒川伊左衛門
御膳方御臺所衆十五人 表方御先へ参り候御臺所衆二人 小間遣頭淺野彦兵衛 〔井イ〕
御賄方頭一人 同組衆十二人 陸尺六十一人

新組衆九十二人は御旗・同竿・御馬印・御具足持

御大工頭 鈴木修理 御先 木原木工 御供

右棟梁一人に平大工三人同心二人

御同朋頭 永倉珍阿彌 石川細阿彌 同組頭 堤道也 永巴

奥坊主廿人 表坊主廿人 時計坊主二人 火の番坊主二人

御數寄屋頭 櫻井宗恩 鳴海宗圓 同組頭 道壽 宗有 休盛

御膳手坊主十二人 御路次者十三人

國目附

堀又右衛門 佐原三右衛門板倉筑後守支配 窪寺小左衛門 大村藤右衛門松平民部少輔支配

内藤加兵衛 今福權兵衛森川下總守支配

御具足役五人 御太鼓役三人

長瀧四郎兵衛 近藤太郎兵衛

御步行目附衆三十人内日光迄御先へ組頭一人外に五人御步行押へ十人火の番十組に與力一人

提燈奉行二人 黒鍬頭 土岐三郎兵衛同心五十人御久箱御簞笥持 千人組 原半左衛門同心八

御中間頭 畔柳助九郎 大岡金三郎

御中間二百十三人内目附二人押へ十人外に御旗者五十五人 御小人頭 伴六左衛門 牧野金助

御小人二百人内廿五人は目附十人は押へ

御駕籠頭

猪飼次郎兵衛 佐野伊兵衛 高橋與左衛門御駕籠の者以上三十七人

火消番衆

水野半左衛門 山口平兵衛 永井十左衛門 秋山十右衛門

右各與力六騎に同心三十人火消中間七十人宛なり

三月下旬より登山の面々

井上河内守 松平和泉守 井伊兵部少輔 水野 監物 板倉隠岐守
加々爪甲斐守 永井伊賀守 松平備前守 那須遠江守

今度供奉の衆中へ金銀下さるゝ覺

一、銀三百枚宛 御書院番頭衆へ 一、銀三百枚宛 御小性組頭衆へ

一、金三百五十枚宛大目附衆へ 一、銀三百五十枚宛御目附衆へ

一、銀二百枚宛 御槍奉行衆へ 一、銀二百枚宛 新御番頭衆へ

一、銀百五十枚宛 御步行頭衆へ 一、銀百五十枚宛 御書院番組頭衆へ

一、右同斷 御小性組々頭衆へ 一、右同斷 小十人組番頭衆へ

一、右同斷 御使役衆へ 一、銀百枚宛 御納戸頭衆へ

供奉の衆
へ金銀を
給ふ

勅使院使
饗應の役
人

- 一、銀二百枚宛 御持弓頭衆へ
- 一、同五十枚宛 總平番衆へ
- 一、金三兩宛 同心衆へ
- 一、銀百五十枚宛 火消衆へ
- 一、銀三十枚宛 小十人平番衆へ
- 一、銀二十枚宛 御步行衆へ
- 一、日光山へ御贈經の勅使・院使・本院使・新院使への御馳走の人々の事。
- 一、勅使・德大寺前右大臣 御馳走人堀丹後守 御賄八木次郎右衛門 安居院日光宿坊・光榮坊日光江戸御宿・傳奏屋敷馳走人宿
- 一、院使・小川坊城大納言 御馳走人桑山修理亮 御賄天羽七右衛門 醫王院日光宿坊・正住坊日光江戸御宿・院使屋敷御馳走人宿
- 一、本院使・阿野大納言 御馳走人小出大隅守 御賄雨宮甚兵衛 悅藏坊日光宿坊・心教坊同所江戸御宿・高倉屋敷御馳走人宿

日光供奉
に關する
法度

- 一、新院使持、明院大納言 御馳走人立花和泉守 御賄深谷喜右衛門 蓮性坊日光宿坊・利仙坊同所江戸御宿・女院使屋敷御馳走人宿
- 一、梶井御門跡 御馳走人九鬼式部少輔 御賄南條金左衛門 通住坊日光宿坊・明日坊同所江戸御宿・青松寺御馳走人宿
- 一、妙法院御門跡 御馳走人遠藤備前守 御賄伊奈兵藏 正定坊日光宿坊・常觀坊同所江戸御宿・天德寺御馳走人宿 以上
- 執綱執蓋御役人
- 一、殿上人三人 一、宿日光坊 日光賄久保平九郎 江戸にては下行 一、樂人五十四人下行、右何れも直に日光へ登山なり。

條々

一、今度日光供奉の時不可脇道事。
 一、萬一於殿中喧嘩・口論の刻、兼而如相定其番切に可相計之也。竝に於町中有之時は、其町に立合ひたる者として沙汰に及ぶべし。猥りに不可掛集事。

- 一、於_レ旅館若_レ火事有_レ之時、役人の外不可_レ出會事。
- 一、今度供奉中人返し候儀令_レ停止之訖、自然申す旨あらば於_レ御江戸沙汰に及ぶべし。但重科の者は各別たるの間、奉行人へ申し斷り可_レ受裁許事。
- 一、著座の刻、馬より下りて以後の次第を亂すべからず。並に書立の外旅館へ供奉すべからざる事。
- 一、目附の面々並に番頭奉行人の儀は不及_レ沙汰、縱如何様の輩雖_レ申斷、法度の旨不可_レ違背、附狼藉者之儀、依_レ其品可_レ申付事。
- 一、小荷駄馬は右之方へ通すべし。但山坡なれば小荷駄馬をば山の方へつけて通すべき事。
- 一、諸道具入交不可_レ通事。
- 一、押買・押賣令_レ停止之畢、濫に不可_レ伐採竹木事。附作物場へ馬を不可_レ放置事。右の條々於_レ有違犯之族者、隨_レ科の輕重可_レ申付也。自然目附の者並に番頭諸奉行人見通聞通於_レ令用捨者可_レ爲_レ曲事、事載_レ下知狀者也。

寛文三年卯四月

御黒印

日光御參詣の刻下知狀

日光社參
の時の下
知狀

- 一、御殿並に於_レ近所自然喧嘩・火事等出來の時、酒井雅樂頭・阿部豊後守・久世大和守・土屋但馬守・暨別紙書立の外不可_レ參上面々旅宿在_レ之而可_レ相守御下知事。
- 一、御泊の城にて喧嘩・口論・火事等の時、其所に罷在輩者、表門・裏門手寄次第廣き所へ罷出在_レ之而可_レ被_レ任指圖事。
- 一、御泊所の外御先・御跡に在_レ之面々、其所に罷在指圖を相待ち可_レ隨_レ其左右事。
- 一、御泊の城所にて火事の時、水野半左衛門・秋山十右衛門・山口平兵衛罷出で火を鎮むべし。並に其守護人の家來を可_レ申付なり。御目附非番の面々罷出で可有_レ指圖事。
- 一、於_レ御泊之所御目附非番の輩可_レ致_レ夜廻事。
- 一、於_レ日光山若_レ火事出來せしむるに於ては、其家に在_レ之輩精を入れ火を鎮むべし。其外は面々の宿に在_レ之而類火の無きやうにいたすべし。雖然火消の面々は罷出

寛文三年

三七五

で可相計之事。

一、町中火事有之時は、其所切に可相計也。但火消の面々は罷出で可申付事。右可相守此旨、若違背の族於有之者、糺罪之輕重可被處嚴科之由、堅所仰出之也。仍て執達如件。

寛文三年卯四月

美濃守 豊後守 雅樂頭

社參中出
火の心得

一、日光御參詣の時、火事等の節御殿へ參上の面々。

- 酒井雅樂頭 阿部豊後守 久世大和守 土屋但馬守 板倉筑後守
- 松平式部少輔 森川下總守 本多土佐守 松平因幡守 大久保出羽守
- 石川能登守 内藤式部少輔 大久保豊前守 大森信濃守 柳生飛驒守
- 北條安房守 御目附中。以上

覺

一、宿賃可爲如御定事。

一、自他の宿札不可剝事。

一、晴天の時騎馬の中へ雨道具不可持之事。但笠は不苦事。

一、御泊の所並に御茶屋に於て無指圖輩振舞不可致事。

一、供奉の時、騎馬中持槍一本の外諸色不可入事。附御出座の刻、御供の衆馬より不下して直に宿所へ不可乗入事。以上

寛文三年四月

御黒印

御番衆に申渡之覺

一、上意には今度日光御留守中、御番念入相勤可申候。此通組中に可申渡旨被仰出之候事。

御墨印之内

一、當番之節御城外に何變之儀有之候共、城中御番之輩は一切不可出事。

一、於御城中縦令如何様之儀雖爲出來、所々御番之輩は其曲輪切令相談可計之事。

一、御殿中御番之輩は兼日御法度之趣、彌、固く可相守事。

寛文三年

三七